

番号利用法の原始附則について

役目を終えた原始附則の規定についてはその後の本則の規定の改正に伴う改正は行われない（用例①及び用例②参照）が、引き続き効力を有する原始附則の規定について変更する必要がある。また、原始附則の検討規定の目途が到來する前に当該検討の内容について変更する必要がある場合には、当該検討規定の改正が行われている（用例③参照）。そのため、以下の方針に従つて番号利用法の原始附則の各規定を改正することとする。

- (1) 役目を終えた規定 → 改正しない
(2) 引き続き効力を有する規定（検討規定含む） → 改正する

ある規定が役目を終えたか否かは改正法の施行日がいつになるかによるところ、改正法案担当室としては、以下の日程で改正法の施行日を設定することを予定している。

- A. 改正後の個人情報保護法及び関連法における規定 → 平成28年1月1日
B. 改正後の番号利用法及び関連法の規定 → 平成28年1月1日
C. 改正後の個人情報保護法のA以外の規定 → 平成28年12月1日

上記の予定を前提に、番号利用法の原始附則の各規定を改正する必要があるか否かを整理したものは以下とおり。なお、以下の整理はすべて上記の予定を前提とするもので、法案審議の遅れ等により上記の予定どおりの施行が困難となつた場合に備え、改正法の附則について政令に委任する規定を置くこととする。

(平成二十二年五月三十一日法律第百二十九号) 行政手続における個人の特定の利用番号の登録に関する法律

<p>報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。) 及び第二項 (行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)、第六十三条 (第十七条第一項及び第三項 (同条第四項において準用する場合を含む。) に係る部分に限る。)、第七十五条 (個人番号カードに係る部分に限る。) 第七十七条 (第七十五条 (個人番号カードに係る部分に限る。) に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日 (平成 28 年 1 月 1 日とする予定 (政令未決))</p> <p>五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項 (行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。) 及び第二項 (行政機関個人情報保護法第十一条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。) から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日 (平成 29 年 1 月 1 日とする予定 (政令未決))</p>	<p>五 本号の施行日 (予定) と同日であるから、本号は施行の時点で役目を終えているため<u>改正不要</u>。</p> <p>参考している条文の一部 (下線部) が上記 A の改正により変更され、かつ上記 A の施行日は本号の施行日 (予定) より前であるから、本号は施行の時点まで引き続き有効であるため<u>改正が必要</u>。</p> <p>(準備行為)</p> <p>第二条 行政機関の長等は、この法律 (前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。) の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。</p> <p>(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)</p> <p>第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日 (次項において「施行日」という。)において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録された個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいざれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。</p> <p>3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第百三十三号) の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。</p> <p>4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。</p> <p>5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は從事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に關して取り扱った個人の秘密に屬する事項が記録された特定個人情報ファイル (その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。) を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>6 前項に規定する者が、その業務に關して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
---	---

7 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(委員会に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（注：平成26年1月1日と政令で決定済み）から起算して一年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間ににおける第四十条第一項、第二項及び第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過する日（注：平成28年1月1日）の前日までの間ににおける第四十条第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等) ※「この法律の施行」の日は、附則第一条柱書に規定する「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日」。

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるように対するその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行（注：平成27年10月予定）後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、委員会の行う特定個人情報（前項の規定により講ずる措置その他の措置により委員会が特定個人情報以外の個人情報を取扱う場合にあっては、委員会の所掌事務に係る個人情報）の取扱いに監督又は監視又は監督について、これを実効的に行なうために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができることとされた場合をつかさどることとされると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行なう者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情

参照している条文の一部が上記Aの改正により変更されるが、上記Aの施行日は本号にいう「経過日から起算して一年を経過する日」と同日であるから、本号は施行の時点で役目を終えているため改正不要。

内容に変更がないため改正不要。

内容に変更がないため改正不要。

上記Aの改正により変更され、かつ上記Aの施行日は本項が中途と定める期限（平成28年10月予定）より前であるから、本号は施行の時点で引き続き有効であるため改正が必要。

上記Aの改正により変更され、かつ上記Aの規定は明確な期限を設定していないことから、本号は施行の時点で引き続き有効であるため改正が必要。

内容に変更がないため改正不要。

報保護法第十八条の規定による通知を行ったために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続は行為に応じて簡易なものとすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）

二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。

三 同一事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

7 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報を譲り、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

8 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力をを行うものとする。

＜用例①＞役目を終えた原始附則の規定を改正せずにそのままにしている例（貸金業法（昭和五十九年五月十三日法律第三十二号））
貸金業法の原始附則第3条は、施行後1年間の経過措置について規定しているが、以下のとおり、施行後1年が経過した後においては、同条内で参照している
条文の改正後も当該附則の規定を改正していない。

平成26年11月現在の条文

（経過措置）

附則第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等による届出をして第二条第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一年間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

制定時の条文

（経過措置）

附則第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等による届出をして第二条第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、この法律の規定による届出をして第二条第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一年間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

<p>2 前項の規定により引き続き貸金業を営むことができるのは、その営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第十二条から第二十二条まで、第十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四十条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。</p>	<p>2 前項の規定により引き続き貸金業を営むことができるのは、その営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条及び第四十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四十条中「第十条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。</p> <p>(業務の停止)</p> <p>第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合には、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(弁明の機会の供与)</p> <p>第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>第三章 貸金業協会</p> <p>第一節 設立及び業務</p> <p>(協会の住所)</p> <p>第三十六条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。</p>	<p>第三十九条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。</p> <p>(略)</p>

<用例②>役目を終えた原始附則の規定（検討規定）を改正せずにそのままにしている例（民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号））

民事訴訟法の原始附則第27条は、公布後二年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずることとしているが、以下のとおり、公布後二年を経過後の本則の改正においても同条を削除又は改正していない。

平成 26 年 11 月現在の条文	※施行後 24 回の改正あり。	制定時の条文
		<p>(検討)</p> <p>附則第二十七条 新法第二百二十条第四号に規定する公務員又は公務員であった者がその職務に關し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度については、行政機関の保有する情報を公開するための制度について行わっている検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前項の措置は、新法の公布後二年を目途として、講ずるものとする。</p>

<用例③>まだ有効な原始附則の規定（検討規定）を改正した例（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年十二月六日法律第百三十九号））

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 15 年 4 月 1 日施行）の原始附則第 2 条は、施行後十年を経過した場合に検討を加え、必要な措置を講ずることとしていたところ、以下のとおり、施行後十年を経過する前に行われられた本則の改正において、同条を改正している。

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を 改正する法律（平成二十四年八月三日法律第五十四号）による改正後の条文	制定時の条文
<p>(検討)</p> <p>附則第二条 政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、学識経験を有する者等による法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>改正する法律（平成二十四年法律第五十四号）の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(検討)</p> <p>附則第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p><用例④>原始附則に調整規定を新設した例（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年五月二十八日法律第六十三号）</p> <p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は、以下のとおり、施行前に行われた改正において、原始附則に調整規定を新設している。</p> <p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年五月三十日法律第六十号）による改正を経た施行時の条文</p> <p>(調整規定)</p>	<p>制定時の条文</p> <p>※施行日は「公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日」</p> <p>(地方法の一部改正)</p> <p>附則第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p>
<p>附則第五条 この法律の施行の日が<u>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合</u>には、同法の施行の日の前日までの間ににおける第八十九条第一項の規定の適用については、同項中「、同条第二項の規定による被告人及び弁護人の意見の陳述並びに同法第三百六条の三十八第一項の規定による区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士」とあるのは、「並びに同条第二項の規定による被告人及び弁護人」とする。</p> <p>2 この法律の施行の日が<u>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前となる場合</u>には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第六十五条第四項の規定の適用については、同項中「第三百五条第四項及び第五項」とあるのは、「第三百五条第三項及び第四項」とする。</p> <p>(地方法の一部改正)</p> <p>附則第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p>	

1. 個人情報保護法、番号利用法、国税通則法及び地方税法を一括で改正することについて

2以上の法律案を一つの法律案としてまとめる場合の基準として、以下の3つが示されており、以下今般の改正法について検討する。

(昭和52年5月24日 衆・内閣委員会 角田法制局次長答弁より)

- ① 法案に盛られた政策が統一的なものであること、その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められること。
- ② 内容的に法案の条項が相互に関連していて一つの体系を作っていると認められること。
- ③ 原則として一つの委員会の所管に属する範囲内のものでまとめること。

特に重視される②について、番号利用法は個人情報保護法の特別法として位置付けられており、番号利用法第29条第3項において個人情報保護法を読み替えて適用することにより、特定個人情報の利用や提供については、原則として個人情報保護法の適用を受けるものの、特定個人情報としての特性に鑑み、特別の保護措置を講じることとしている。この点、今般の個人情報保護法改正においては、第三者提供を受ける際の提供者の氏名等の確認、当該確認事項等の記録など、個人情報の提供について規律が設けられており、特定個人情報の提供についても当該規律を踏まえた改正を一体的に行う必要がある。

個人情報保護法の改正により新設する第25条及び第26条は、不正に取得した個人情報の拡散を防止すること等を目的として、個人情報取扱事業者が第三者から個人情報の提供を受ける際に、当該第三者が当該個人情報を取得した経緯等を確認し、これを記録・保存する義務を課すものである。

この点、特定個人情報については、個人情報保護法とは異なり、本人の同意の有無にかかわらず、番号利用法第19条各号に規定する場合にのみ提供が認められていることから、同様に適用除外とすることが適當と考えられる。

したがって、個人情報保護法第25条及び第26条の新設に伴い、番号利用法の実質的な改正が必要となるものであり、個人情報保護法と番号利用法の改正については、法案の条項が相互に関連しているものと考えられる。

さらに、番号利用法第50条は個人情報保護委員会が個人番号利用事務等実施者に対して、特定個人情報の取扱いに関し、指導・助言をすることできることとした上で、特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報についても、併せて指導・助言をすることできることとしている。これは、特定個人情報以外の個人情報についても、特定個人情報と共に管理されている場合には、これらが同一のファイルに統合されるなどして、一つの特定個人情報となる危険が常に存在していることから、そのような危険のある個人情報については一定の監督を行うことにより、特定個人情報にしないことを含む適正な取扱いを確保するものである。

今回の個人情報保護法の改正により創設される匿名加工情報についても、これに個人番号が加われば個人情報となり、同時に特定個人情報となるべきものであることから、他の特定個人情報と共に管理されている場合には、これらが同一のファイルに統合されるなどして特定個人情報となる危険があることは上記個人情報と同様であると考えられる。そこで、番号利用法第 50 条を改正し、個人情報に加えて、個人番号を外して匿名加工情報となったものも復元の危険があるため、匿名加工情報についても個人情報保護委員会による監督の対象とすることが適当である。

したがって、個人情報保護法第 2 条第 10 項の新設に連動する形で、番号利用法の実質的な改正が必要となるものであり、個人情報保護法と番号利用法の改正については、法案の条項が相互に関連しているものと考えられる。

次に、国税通則法及び地方税法と番号利用法の関連について検討する。今般の番号利用法の改正のうち、金融分野の個人情報の有用性確保として、預貯金口座への個人番号の紐付けを行うこととしている。具体的には番号利用法別表第一に、

- ・ 預金保険機構が行う預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号。以下「預保法」という。）による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険機構が行う農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号。以下「貯保法」という。）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの。

を追加する。この別表第一の改正に伴い、預金保険機構は預保法第 55 条の 2 第 2 項の規定に基づき金融機関に対し、また、農水産業協同組合貯金保険機構は貯保法第 57 条の 2 第 2 項の規定に基づき農水産業協同組合に対し、番号利用法第 9 条第 1 項の個人番号利用事務として、預金者等又は貯金者（以下「預貯金者等」という。）の氏名又は名称及び住所、預貯金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令等で定める事項について資料の提出を求めることとなる（個人番号は内閣府令・財務省令等で定める予定。）。一方、金融機関等は、個人番号関係事務実施者として新たに預貯金者等の個人番号を預貯金口座と紐づけて保管することとなることから、国税通則法及び地方税法の改正により、預金保険機構又は農水産業協同組合貯金保険機構が行う個人番号利用事務に関する個人番号関係事務実施者となる金融機関等に対して、預貯金者情報を個人番号により検索することができる状態で管理することを義務づけることとする。すなわち、金融機関等は、番号利用法別表第一の五十五の二の項又は五十六の二の項に掲げる事務を処理するために必要となる他人の個人番号を利用した事務を行うために保有する預貯金者等の個人番号により預貯金者情報を検索できる状態での管理を義務づける規定を新設するものである。

したがって、番号利用法別表第一の改正と連動する形で、国税通則法及び地方税法の実質的な改正を行うものであり、これらは、法案の条項が相互に関連しているものと考えられる。

国税通則法及び地方税法を附則で改正する理由

預金保険機構又は農水産業共同組合貯金保険機構の預金等又は貯金等に係る債権の額の把握に関する事務に個人番号を利用すること（番号法別表第一）に伴い、当該事務に必要な資料の提出を求められることとなる金融機関又は農水産業共同組合は、預金者又は貯金者の個人番号を収集するとともに、それを保管する必要が生じる（預金保険法第55条の2・農水産業共同組合貯金保険法第57条の2）。

国税通則法及び地方税法の改正は、税務調査においては個人番号関係利用事務実施者からの特定個人情報の提供が可能とされており（番号法第19条第12号・番号法施行令別表第8号）、金融機関又は農水産業共同組合に対して提供する場合が想定されることから、税法においても金融機関又は農水産業共同組合に対して預金保険法又は農水産業共同組合貯金保険法と同様の管理を求めるものであることから、附則で改正することとする。

●国税通則法を改正して追加予定の条文案案（法制局三部長了）

（預貯金者等情報の管理）

第七十四条の十三の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号（定義）に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項（定義）に規定する農水産業協同組合をいう。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預貯金者等（預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。）の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所その他預貯金等（預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。）の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。）を当該預貯金者等の番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。第百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）において同じ。）により検索することができる状態で管理しなければならない。

附則規定の考え方について

I 施行期日

1 個人情報保護法及び番号利用法（個人情報保護法改正に伴う改正部分に限る。）

(1) 総論

これらについては、次のとおり内容に応じて段階的に施行することとしている。

まず、施行前においても必要な準備行為をすることができる旨の規定（附則第2条）及び必要な経過措置の政令委任規定（附則第7条）については、公布の日から施行することとしている。

次に、個人情報保護委員会（委員会）を設置するための個人情報保護法及び番号利用法の関係規定の改正並びに個人情報保護法上の基本方針の案の作成（第7条）及び施行状況報告（第53条）に関する規定の改正は、他の義務規定の改正に先行して平成28年1月1日に施行することとしている。このように、委員会の設置に関する改正を先に施行させるのは、事業者の義務に関する改正を施行させるためには個人情報保護委員会規則が必要であることから（第15条、第23条等の改正規定参照）、委員会を設置し義務に関する改正を施行させる前提として規則の制定を行う必要があることによる。また、委員会の設置と同時に個人情報保護法の所管を消費者庁から委員会に移管されることに伴い、第7条及び第53条の改正も施行することとしている。また、これらの改正規定に伴う経過措置や附則による改正規定についても同時に施行することとしている。

最後に、上記以外の部分（定義規定、個人情報取扱事業者の義務規定、匿名加工情報取扱事業者の義務規定、委員会による監督規定、認定個人情報保団体に関する規定、事業所管大臣に関する規定、執行協力、域外適用及び罰則に関する規定等）の改正を平成28年1月1日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。また、これらの改正規定に伴う経過措置や附則による改正規定についても同時に施行することとしている。

これらの施行予定について表にまとめると以下のとおりとなる。

施行日	施行させる規定の内容	該当する改正規定
平成27年 6月頃	・準備行為 ・経過措置の政令委任	・附則第2条 ・附則第7条
平成28年 1月1日	個人情報保護委員会の設置に関する規定及びそれに伴う改正規定	○個人情報保護法中 ・第7条（基本方針） ・第5章（新設；個人情報保護委員会） ・罰則の一部（委員長等の守秘義務違反） ○番号利用法中 ・特定個人情報保護委員会の組織規定の削除及び名称の変更

平成 28 年 1月～平成 29年1月	個人情報取扱事業者の義務に 関する改正規定及び個人情報 保護委員会の監督に関する規 定	<p>○個人情報保護法中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条（定義） ・ 第4章（個人情報取扱事業者の義務、匿 名加工情報取扱事業者の義務、監督） ・ 第6章（認定個人情報保護団体の指針、 監督） ・ 執行協力、域外適用 ・ 事業所管大臣 その他 <p>○番号利用法中個人情報保護法の上記改 正に伴う改正</p>
---------------------------	--	--

(2) 個人情報保護委員会の設置に関する規定及びそれに伴う改正規定の施行日を平成 28 年 1 月 1 日とする理由

まず、義務規定の施行までに委員会規則を定める必要があるため、可能な限り早く委員会を設置する必要があるところ、平成 27 年の通常国会で法案が可決成立し、同年の臨時国会で増員される委員の任命について国会の同意を取得し、年明けに当該委員を含めた体制で個人情報保護委員会を設置するのが最速の施行ペースとなる。そのため、委員会の設置に関する規定等の施行日は、同意人事の実務を踏まえると、平成 28 年 1 月 1 日が適当である。

また、個人情報保護委員会は、既存の特定個人情報保護委員会を改組し、その業務を拡大することで設置されるところ、平成 28 年 1 月 1 日には、番号利用法の附則に基づき、①特定個人情報保護委員会の委員長及び委員が 5 人から 7 人に増員されるとともに、②個人番号の利用の開始に伴い番号利用法に基づく監視・監督業務が本格的に開始される。個人情報保護委員会への改組という大規模な組織再編は、このような番号利用法に基づく組織及び業務の拡充と同時にを行うのが効率的と考えられるため、この点からも、委員会の設置に関する規定等の施行日を平成 28 年 1 月 1 日とすることが適当である。

(3) 個人情報取扱事業者の義務に関する改正規定及び個人情報保護委員会の監督に
関する規定の施行日を平成 28 年 1 月 1 日から起算して 1 年を超えない範囲内にお
いて政令で定める日とする理由

今般の個人情報保護法の改正では、個人情報の取扱いに関する義務規定の新設や、匿名加工情報という新たな概念の導入が含まれるため、事業者における改正法への対応が円滑に行われるよう、相応の周知期間を確保する必要がある。また、義務の履行方法の詳細を委員会規則に委任している規定が複数あり、これらについては、周知期間に加えて委員会規則の制定に必要な期間を確保する必要がある。これらを勘案し、現時点で個人情報取扱事業者の義務に関する改正規定等の施行日は平成 28 年 12 月 1 日を予定しているが、実際の委員会の作業状況等の事情を考慮して調整できるよう、1 年を超えない範囲内において政令で定める日とするものである。

2 番号利用法（個人情報保護法改正に伴う改正部分を除く。）

これについても、内容に応じて段階的に施行することとしている。

(1) 委員会規則による情報連携

条例で定める事務のうち番号利用法別表第二の第二欄に掲げる事務に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに係る情報連携について規定を整備するもの。公布の日からの施行として溶け込ませ、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行させることとする。

(2) 特定個人情報に係る連携の拡充等

番号利用法制定後の事情の変化に伴い、必要な情報の連携等について追加するため、未施行の別表第一及び別表第二を改正するものである。

番号利用法の制定後に成立した未施行の法律の事務に係る改正規定が既に存在していることから、公布の日ではなく、別表第一の施行（番号利用法附則第1条第4号）に合わせて溶け込ませることとする。

(3) 預貯金付番関連

社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきとされたことから、預貯金口座へのマイナンバーの付番に必要な規定を整備するもの。

金融機関等のシステム改修に必要な期間を踏まえ、施行期日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年1月を想定）とするもの。

これらの施行予定について表にまとめると以下のとおりとなる。

施行日	施行させる規定の内容	該当する改正規定
公布の日 (番号利用法附則第1条第5号施行日(平成29年1月))	委員会規則による情報連携	○番号利用法中 ・第19条第7号の2 ・第25条の2 ・附則第1条第5号等
番号利用法附則第1条第4号施行日(平成28年1月)	特定個人情報に係る連携の拡充等に関する規定	○番号利用法中 ・別表第一(一部を除く。) ・別表第二 ○附則第14条 ・住民基本台帳法(一部を除く。)
平成30年1月	預貯金付番に関する規定	○番号利用法中 ・第9条第3項 ・第19条第1号及び第8号

	<ul style="list-style-type: none"> ・別表第一（55の2の項・56の2の項） ○附則第10条～第13条 ○附則第14条（住基法） ・別表第一（13の項・14の項）
--	--

II 準備行為

附則第2条の規定は、法律の施行のために関係省庁が必要な準備行為をすることができることとするものである。関係省庁として具体的に想定されるのは、内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）、特定個人情報保護委員会、消費者庁等があげられる。

附則第1条第2号に規定する施行日（平成28年1月1日）に委員会を立ち上げた上、現在消費者庁が担っている役割やその有する権限等を円滑に移行させ、さらにその後に施行される定義・義務に関する改正規定等を円滑に施行させるためには、施行前であっても、個人情報保護委員会の設置に係る準備行為や、基本方針、政令、共通ガイドライン等の策定に係る準備行為等、必要となる準備行為について施行日前においても実施することができるようにしておく必要がある。そのために本条を置くものであり、番号利用法の制定時の附則第2条等に倣ったものである。

III 経過措置

1 個人情報保護法の改正に伴う経過措置（附則第3条）

附則第3条においては、個人情報保護法の改正に伴う経過措置を置いている。具体的には、段階的な施行に伴う読み替え規定並びに改正法施行前にされた一定の行為及び行政機関の処分・行為等の施行後の効力に関する経過措置規定等がある。

(1) 読替え規定（附則第3条第1項及び第9項）

個人情報保護法の改正については、上記のとおり段階的に施行させることとしているが、1段階目の施行（委員会の設置に関する改正規定の施行）から2段階目の施行（義務規定の改正規定の施行）までの間、1段階目に施行させる規定の読み替えを行う必要がある部分が出てくる。

また、段階的な施行に伴うものでないが、第10項においても読み替え規定を置いている。これは、委員会から事業所管大臣への委任に関する規律の部分において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）上の「審査請求」に関する規定を置いているが、同法の施行日（公布後2年以内の政令で定める日）を定める政令が制定されていないことから、同法の施行が本法の施行（2段階目の施行）に遅れる場合に備えて調整規定を置くものである。

(2) 改正法施行前になされた同意（附則第3条第2項）

今回の改正により新設する第23条の2（外国にある第三者に対する提供）の規定については、改正法施行前に既に同条の規定により読み替えて適用される

第23条第1項の同意（外国にある第三者への提供に関する同意）に相当する同意がされていることも想定されるため、このような場合には改正後の規定による同意があつたものとみなす旨の規定を置くものである。これは、個人情報保護法制定時の附則第2条及び第3条に倣つたものである。

(3) 改正前に主務大臣がした処分又は行為の効力（附則第3条第3項）

改正法の施行前に主務大臣が一定の処分又は行為をしていた場合には、その効力を維持すべく、委員会がした処分又は行為とみなす規定である。主務大臣による処分とは、命令（第34条第2項、第3項）、勧告（第34条第1項）、認定個人情報保護団体の認定（第37条第1項）、認定個人情報保護団体に対する命令（第47条）及び認定取消し（第48条）があり、これらの処分が改正法施行前にされていた場合には、それぞれ改正後の個人情報保護法（以下「新個人情報保護法」という。）に基づき委員会によりされた処分とみなされる。また、主務大臣による行為としては通知（施行令第13条第2項）や公示（第37条第3項及び第40条第2項）があり、それぞれ委員会による通知や公示とみなされる。

この点、既に施行前に勧告や命令がされていた場合には、改正前の法に基づく手続を進めることとすることも考えられる。しかし、改正後の法と改正前の法は、監督の主体が異なるのみで実質的な変更はないことから、委員会への権限の一元化という改正法の趣旨を全うするためにも、勧告や命令が改正前の法に基づいてされていた場合においても改正法施行後は新個人情報保護法を適用し、委員会が監督権限を行使できることとするのが適当である。この点は、改正法の施行前に違反行為があつた場合等の第7項から第9項までの規定も同じ趣旨によるものである。

(4) 改正前に主務大臣に対してした行為の効力（附則第3条第4項）

改正法の施行前に主務大臣に対してした申請、届出等の行為は、それを委員会に対してしたものとみなすことにより、再度の行為を不要としている。具体的には、認定個人情報保護団体の認定の申請（第37条第2項）及び認定個人情報保護団体の廃止の届出（第40条）がある。

(5) 改正前に既に主務大臣に一定の手続をしなければならなかった場合（附則第3条第5項）

改正法の施行前に既に主務大臣から報告徴収を求められて報告しておらず（第32条及び第46条）、又は廃止の届出をすべき状態にあったのに届け出ていない場合（第40条）には、委員会に対してこれらがされていないものとみなすことにより、直ちに新個人情報保護法の規定により報告懈怠（第57条）や届出懈怠（第59条第2号）を問うことができることとするものである。

この規定がない場合でも、報告を求めるという処分について附則第3条第4項の規定により委員会がしたものとみなされており、それで足りるとも考えら

れそうであるが、既に懈怠が生じている場合にその懈怠の効果が新法の下でどのように扱われるかは本条の規定がなければ分からることから置いているものである。

(6) 改正前に違反行為があったが勧告がされていなかった場合（附則第3条第6項）

個人情報取扱事業者が改正法の施行前に既に一定の違反行為をしていた場合には、新個人情報保護法の規定により委員会が勧告することができるとするものである。消費者庁の設置に伴って景品表示法上公正取引委員会が有していた監督権限を消費者庁に移管した際の改正法附則において、施行日前に違反行為が行われ、公正取引委員会が措置命令を行っていなかった事案にも新法の措置命令の規定を適用することができるとしていった点に倣ったものである。

(7) 改正前に主務大臣が行った勧告に係る措置がとられなかつたが命令がされていなかつた場合（附則第3条第7項）

改正法の施行前に主務大臣が既に行つた勧告を委員会がした勧告とみなす附則第3条第4項の規定のみでは、改正法の施行前に勧告に対する違反があつた場合に新法の適用により直ちに委員会が命令を出すことができるかどうかが不明確である。そこで、個人情報取扱事業者が改正法の施行前に主務大臣がした勧告に係る措置をとらなかつた場合には、改正法の施行後に新個人情報保護法の規定を適用して直ちに委員会が命令を出すこととしている。

(8) 改正前に違反行為があつたが緊急命令がされていなかつた場合（附則第3条第8項）

趣旨は(6)と同じであり、個人情報取扱事業者が改正法の施行前に既に一定の違反行為をしていた場合には、改正後に新法の規定により委員会が緊急命令を出すことができるとするものである。

2 個人情報保護法及び番号利用法の改正に伴う経過措置（附則第4条）

本条においては、番号利用法中特定個人情報保護委員会の組織に関する規定を削除し、特定個人情報保護委員会の業務を個人情報保護委員会の業務に改めることに伴つて必要となる経過措置について定めている。

まず、第1項は、番号利用法の規定により特定個人情報保護委員会がした処分又は行為は、改正後の番号利用法の相当規定に基づいて個人情報保護委員会がした処分又は行為とみなすものであり、1(3)と同趣旨の規定である。特定個人情報保護委員会が行う処分のうち「その他の処分」に該当するものは承認（番号利用法第27条第2項）が挙げられる。また、行為の例示としてあげている「通知」の具体例としては特定個人情報保護委員会が特定個人情報保護評価を承認した場合の通知をあげることができる。そして、第2項及び第3項は、それぞれ第3条第4項及び第5項と同内容の規定であり、その趣旨は1(4)(5)に記載したとおりである。

次に、第4項は、改正法施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則を個人情報保護委員会規則として効力を有するものとするものである。

最後に、第5項は、特定個人情報保護委員会の委員長等であった者の秘密保持義務は、個人情報保護委員会が設置された後もなお従前の例によるとするものである。個人情報保護委員会が設置されるときに現に特定個人情報保護委員会の委員長等である者については、附則第5条の規定により個人情報保護委員会の委員長等となり、新個人情報保護法上の秘密保持義務がかかることとなるが、個人情報保護委員会が設置される前に特定個人情報保護委員会の委員長等を辞めた者については、新個人情報保護法上の秘密保持義務は適用されない。そのため、そのような者に対しては、特定個人情報保護委員会の委員長等であったときに知った秘密の保持について、旧番号利用法上の義務が継続してかかることとするものである。

3 特定個人情報保護委員会の廃止及び委員会の設置に伴う経過措置（附則第5条）

本条は、特定個人情報保護委員会を廃止し、個人情報保護委員会を設置することに伴って、特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局長、職員の地位を存続させる規定である。

4 その他の規定（附則第6条から第8条まで）

附則第6条においては、罰則に関する経過措置を置いている。例えば、改正法の施行前に既に個人情報取扱事業者において主務大臣の命令に違反する行為があった場合や、特定個人情報保護委員会の委員であった者が秘密を漏えいしたような場合には、改正前の番号利用法の規定により処罰されることとなる。

附則第7条は必要な経過措置の政令への委任に関する規定を、附則第8条は検討条項を置くものである。附則第7条の政令委任については、基本的な規律に関わる重要な経過措置については本法附則で規定することとしているが、それ以外の手続的な経過措置については、政令に委任することが考えられる。

附則第8条第2項は預貯金付番に係る検討規定であり、預貯金口座への個人番号の付番状況に鑑み、必要な付番促進策を検討するものである。

独自利用事務における情報連携について (第19条第7号の2関係)

現行の番号利用法第19条は、同条に掲げる場合にのみ特定個人情報の提供を可能としている。その一方で、今次改正案においては、同条に第7号の2を設け、第9条第2項に基づき条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）について、第19条第7号の場合に準じたスキームを設けようとしている。「当該独自利用事務は、法律では必ずしも予見可能ではない事務であるにもかかわらず、上記の規定を設け提供制限を解除することができるとすることは、当初の第19条の趣旨に整合しないのではないか」との懸念に対して、以下のように整理することができる。

1. 番号利用法第19条第14号の特定個人情報保護委員会規則で定めるとき

(1) 委員会規則への授権

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第19条第14号においては、「その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき」との定めをおいている。したがって、同条第1号から第13号までに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）が定められるときには、同条柱書に定める特定個人情報の提供制限が解除されることとなる。

(2) 地方公共団体の事務の取扱い

特に地方公共団体において実施する事務については、各地方公共団体の定める条例等に基づき実施するものが多く存在し、これらの事務についても個人番号を用いて処理をすることが行政の効率化に資する場合が多い。また、こうした事務を執行するにあたり、現行法第19条に法定されている場合以外の場合においても特定個人情報の提供ができなければ、番号制度を導入することによりかえって非効率となるものもある。これらについては、法律レベルでは捕捉することが困難かつ規定が煩雑となりすぎることから、独立性の高い第三者機関である特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）において、番号利用法第19条第1項から第13号に準ずるものとして委員会規則を定めることができるものについては、提供を認める方向で検討しているところ。

2. 第19条第7号に準じて第7号の2を設けることについて

(1) 第7号に準ずる理由

独自利用事務に係る特定個人情報の提供については、上記のとおり、委員会において提供を認めるべく、特に第19条第7号に準ずるときとして委員会規則を制定する方向で検討を行っている。

この理由として、現行法第 19 条においては、個人番号利用事務実施者間において特定個人情報の提供を認める場合として、同条第 7 号から第 9 号までが存在するが、このうち、独自利用事務に係る特定個人情報の提供については、地方公共団体が他の地方公共団体や行政機関から提供を受けることができるよう、第 7 号に準ずるものとして定める委員会規則の制定が地方公共団体から求められてきた ことによるものである。

なお、第 8 号については国税・地方税間連携という特定の場合であること、第 9 号が地方公共団体内の機関間連携を想定した特定の場合であり、条例で定めることにより目的が達成できることから、これらに準ずる委員会規則については特段求められてきていないものである。

(2) 第 7 号とこれに準ずるとき

第 7 号の定めるときは、情報提供ネットワークシステム（以下「NWS」という。）を使用すること、番号利用法別表第二に掲げられた場合であること、が大きな二つの要件とされており、平成 26 年 10 月 7 日の第 30 回特定個人情報保護委員会において、これらに準ずるときとして、以下の方向で検討するよう議論がなされたところである。

- ① 委員会規則で定める独自利用事務に係る情報連携は、NWS を使用する場合に限ることとする。
- ② 委員会規則において情報連携を認める独自利用事務として検討するものは、原則として、番号利用法別表第二に掲げる事務に準ずる範囲のものに限定し、情報提供者及び提供を求める特定個人情報についても、上記事務について掲げられた範囲に限定する。

(3) 第 7 号の 2 の必要性

現在、委員会においては、上記の二点を前提として検討を進めているが、こうした方向性が示されたことで、第 7 号に準ずるものとして委員会規則を検討する場合に、委員会において判断する余地が国民の予見を超えて広がるおそれ がありうることが明らかになった。したがって、国民への予見性を高める観点から法律上一定の制約を置くことが必要と考えるものである。

具体的には、第 19 条第 14 号のみに基づいて委員会規則を定める場合に、①NWS 以外の経路を定めるおそれがあること、②委員会規則において特定個人情報の提供を認める独自利用事務や、提供される特定個人情報の類型の予見が困難であるおそれがあること、である。

第一点目の NWS の使用については、独自利用事務に係り提供がなされるものも特定個人情報であって第 19 条第 7 号に基づき提供されるものと保護の必要性が変わらないことに鑑み、このシステムが現行の番号利用法上最も安全な連携の手段で

あることから、現在の委員会における検討の方向性においてこの使用を要件として挙げていると考えるが、仮に NWS に準ずるものとして NWS 以外の経路を委員会が定めた場合には、NWS が使用できなくなるほか、当該経路を開発するために新たな投資を行わなければならなくなり、経済・財政的観点からも望ましいことではない。

第二点目については、委員会規則において定める独自利用事務、提供される特定個人情報の範囲について、「準ずるもの」として委員会規則への授権の範囲内ではあるものの、無限のパターンが生じるおそれがあることである。すなわち、各地方公共団体において独自利用事務・提供される特定個人情報の類型はそれぞれ微妙な差異がありうるが、これを「準ずるもの」としてすべて認めてしまえば、どういった事務に、どのような特定個人情報が提供されるか、国民において具体的に把握することが困難となりうる。

現在の委員会における検討の方向性においては、番号利用法別表第二に準ずる範囲での検討としているが、こうした一定の制約を法律上明示することで、国民にとって、どのような独自利用事務に基づき、どういった特定個人情報が提供されるのかについて、法律上の予見可能性が与えられることとなる。

このように、第 7 号の 2 を新たに設けることにより、現在の委員会における検討を後押しすると同時に、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、委員会規則への授権の範囲や規則で定める部分を明確化し、恣意的な検討を排することが妥当である。

(4) 事務に係る予見可能性について

地方公共団体が条例で定める独自利用事務については、第 9 条第 2 項において、「社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務」の範囲とされているところ。一方、委員会規則や今次改正案の第 19 条第 7 号の 2 においては、上記の委員会で議論された方向性の第二点目である「別表第二の範囲に準ずる」範囲に限定することとしている。

これに加え、平成 26 年 12 月 16 日の第 35 回特定個人情報保護委員会では、i 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一、ii 事務に類似性が認められる、iii 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一、という要件に合致するものであれば、番号利用法別表第二第二欄に掲げられた事務に準ずるものとみなしてよいのではないか、との論点整理が行われたところである。

また、各地方公共団体でこれらに該当するものとして独自利用事務を定めた場合には、委員会に報告の上、委員会において公表することが予定されている。

このように、番号利用法第 9 条第 2 項で明示されている範囲に加え、別表第二にも準ずるものであることを明確化することで、国民にとってなんら予見性のない事務とはならないよう措置を行うこととしている。

（5）提供される特定個人情報に係る予見可能性について

独自利用事務に係り提供される特定個人情報については、現在の委員会規則の検討の方向性及び今次改正案の第 19 条第 7 号の 2 において、別表第二第四欄に掲げるものに限ることとしており、地方公共団体や委員会の恣意により国民にとって予見性のない情報が流通することは想定していない。

3. NWS の使用の明確化等

（1）NWS 使用の明確化の必要性

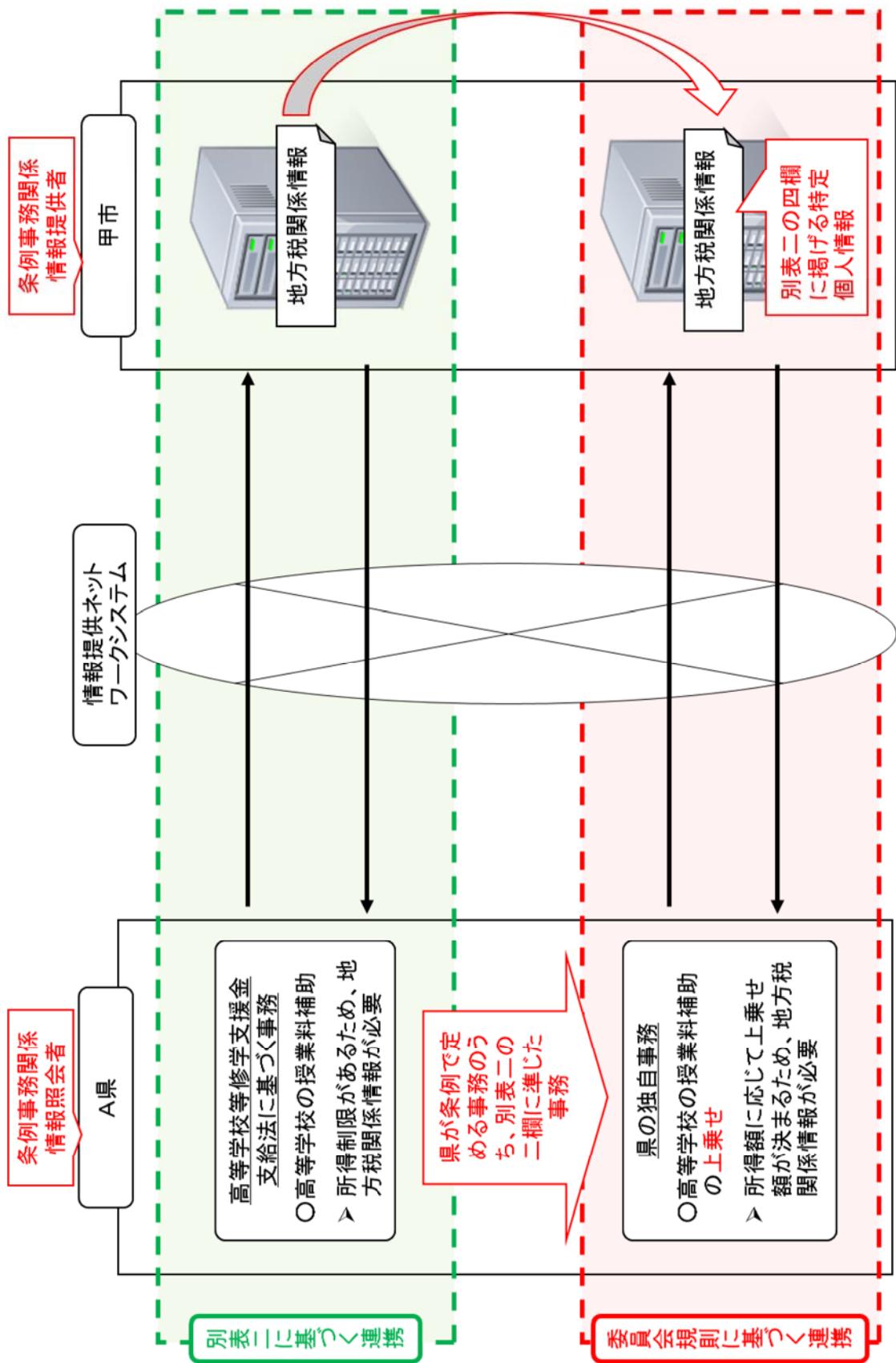
独自利用事務に係る特定個人情報の提供については、NWS をすることが特定個人情報の保護や経済財政上の観点からは望ましいところであるが、NWS の使用について、現行法では第 19 条第 7 号の場合が明示されているのみであり、独自利用事務に係る提供についてもこれを用いることができるか明確ではないところ。これについて第 7 号の 2 を設け、明確化することで、地方公共団体において安んじて NWS を使用できることとすることが必要である。

（2）NWS を使用する際の秘密保持義務と罰則

番号利用法第 19 条第 7 号に基づき NWS を使用する場合には、第 25 条に基づき NWS を使用する者等に秘密保持義務が課されることとされている。しかし、独自利用事務に係る提供についてはこの義務は課されず、この義務を担保するための罰則（第 69 条）も科されない。

この場合、第 19 条第 7 号に基づく NWS の使用も、独自利用事務に係り特定個人情報を提供する場合の NWS も、流通する特定個人情報の保護の必要性は変わらないにもかかわらず、これらの義務や罰則に不均衡が生じ、両者の保護法益は別物であると評価されるおそれがあることから、今次改正により、第 7 号の 2 を設け、同号の場合における秘密保持義務や罰則の規定を法律上明文化し、このような疑義等が生じないようにすることが必要である。

地方公共団体が行う独自利用事務に係る情報連携について
(第19条第7号の2関係)



第32条から第35条までの規定の削除について (第32条から第35条まで関係)

個人情報取扱事業者（個人情報保護法第2条第3項）には、その事業の用に供する個人情報データベースを構成する個人の数が5,000以下たる事業者（以下「五千以下の事業者」という。）が含まれない（個人情報保護法施行令第2条）。

そこで、五千以下の事業者が特定個人情報を取り扱う場合について、特定個人情報の適正な取扱いを図るべく、

- ・ 利用目的の制限とその例外（同法第16条）
- ・ 安全管理措置（同法第20条）
- ・ 従業者の監督義務（同法第21条）
- ・ 権限の行使の制限（同法第50条）

に相当する規定を、第32条から第35条までに置いていた。

今般の個人情報保護法の改正により、個人情報保護法施行令第2条の委任元となる同法第2条第3項第5号が削られ、五千以下の事業者も個人情報取扱事業者として扱われることから、五千以下の事業者を対象とする第32条から第35条までの規定が不要となるため削除するもの。

これに伴い、第31条について規定の整備を行うこととする。

（参照条文）

○個人情報保護法施行令（平成15年政令第507号）

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるものののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により隨時に購入することができるもの又はできたもの

医療等分野における個人番号の利用の拡充について (別表第一の2・4・30・59、別表第二の16の2関係)

1. 改正の趣旨

番号利用法制定当時は、医療等分野における個人番号の利用は、番号制度の主な目的を公正な給付と負担の確保としていたため、医療保険の保険給付の支給と保険料の徴収に関する事務とし、一方で、病歴等の機微性の高い情報については、医療等分野における情報の取扱いに関する特別法を検討することとされていたところ。

番号利用法制定後も、医療等分野における情報については、その機微性に配慮する必要性とともに、その有用性についても指摘がなされてきたところ、平成25年6月14日に閣議決定された『世界最先端IT国家創造宣言』の改定工程表において、医療・介護・健康情報の管理・連携について、「2014年秋までに、マイナンバーの利用範囲の拡大について検討を行う」とこととされたことを踏まえ、厚生労働省に設置された「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において検討が進められ、平成26年12月10日にはその「中間まとめ」が取りまとめられたところ。この中間まとめにおいて、現行の番号利用法の枠組みの中で対応が可能と整理されたものについて、番号利用法の一部改正により措置することにより、医療等分野における情報の活用を図り、今般の個人情報保護法の改正と併せ、個人情報の保護と有用性の確保を一体的に実現するものである。

2. 改正の内容

医療等分野における個人番号の利用範囲の拡充として、以下の改正を行う。

(1) 保健事業・福祉事業における個人番号の利用

医療保険者が加入者の健康増進のために行う保健事業（又は福祉事業）は、保険者が担う基本的な事務の一つであり、特に、特定健診・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、各医療保険者が実施することが義務付けられており、それ以外の健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業も医療保険関係各法で位置づけられている。

医療保険制度では、被保険者が転居や就職・退職によって保険者を異動するが、特定健診等の保健事業の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことができれば、各保険者での効果的な保健事業の実施が可能になり、加入者自身の健康増進の取り組みにもつながる。

したがって、保険給付の支給や保険料の徴収に関する事務に加え、保健事業においても個人番号を利用できれば、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことができ、被保険者の健康度に応じたきめ細かな予防事業のアプローチや分析など、効果的な保健事業を推進できると考えられる。

具体的には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業（又は福祉事業）の実施に関する事務について、番号利用法別表第一に追加することとする （番号利用法別表第一関係）。

（2）地方公共団体間での予防接種履歴の連携

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく予防接種の実施は、地方公共団体の行政事務であり、全国で統一して定められた方法により行われている。すなわち、予防接種の有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数に応じて、残りの接種回数が変わるほか、接種の間隔などを定めており、実施に当たっては、転居前の予防接種も含めて予防接種歴を正確に把握する必要がある。このため、特定個人情報として情報連携の対象とし、地方公共団体間での予防接種履歴に関する特定個人情報を迅速かつ正確に授受できるよう、番号利用法別表第二を改正することとする （番号利用法別表第二関係）。

（参照条文）

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

第六章 保健事業及び福祉事業

第一百五十条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この項及び第百五十四条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3～6 （略）

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

第五章 保健事業及び福祉事業

第一百十一条 協会は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者、被保険者であった者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 協会は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のため必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3～5 （略）

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第六章 保健事業

第八十二条 保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行つよう努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3～5 (略)

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

(特定健康診査)

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十七条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 (略)

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第五節 保健事業

第一百二十五条 後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3・4 (略)

ハローワークにおける個人番号の利用拡充について (別表第一の6の2、92関係)

1. 改正の趣旨

番号利用法制定当時は、労働分野における個人番号の利用は、番号制度の主な目的を公正な給付と負担の確保としていたため、労働保険の保険給付の支給と保険料の徴収に関する事務に限っていたところ。

『世界政先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定)により、政府の情報システムについては、運用コストの3割削減を目指すこととされるとともに、「ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化などにより、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」を促進し、働く意欲を持つ人々の就労を支援することとされており、ハローワークシステムについては、コストの削減と同時に機能強化が求められている。

また、平成31年度に予定しているハローワークシステム更改に向た業務・システムの見直し内容について、内閣情報監(政府CIO)からも、ハローワークの紹介により就職した者の定着状況の分析や、マイポータルを活用した求職者サービスの検討などを強く求められているところである。

このため、同一の者であってもそれぞれのハローワークで異なる求職番号を付与している現状を見直し、求職番号は1人に1つとすることにより、システム上のデータ量の削減を図るとともに、個人番号を介して雇用保険被保険者、支給番号と紐付けることにより、求職者の就職後の状況の把握を可能とする必要がある。

2. 改正の内容

ハローワークにおいては、求職の申込みを受理した際に、当該求職者ごとに求職番号を振り出し、本人に通知するとともに、当該求職番号に係る求職台帳をハローワークシステム上に作成している。

以降、求職者がハローワークに来所した際には、求職番号をハローワークシステムに入力することにより、当該求職者に係る求職台帳を参照するとともに、職業紹介、職業指導の記録を当該求職台帳に入力し、管理している。

他方、ハローワークにおいては、その他の個人ごとの番号として、雇用保険被保険者番号により雇用保険被保険者記録を、支給番号により職業訓練受講給付金受給記録を管理しているところである。

上記の求職番号、雇用保険被保険者番号、支給番号は付与対象者が異なるとともに、相互の紐付けが十分になされておらず、求職記録、雇用保険被保険者記録(職歴)、職業訓練記録を参照、活用することが困難となっていることから、個人

単位での情報の呼び出しや統計、内部管理・保存に関する事務を効率的に行うため、個人番号を利用することとするものである。

具体的には、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条により政府の行う職業紹介、職業指導に関する事務において個人番号を利用できるよう別表第 1 に新たな項を追加する。また、求職記録には、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 12 条による就職支援措置に関する情報が含まれるため、併せて同法に基づく事務を定めた別表第 1 第 92 項を一部改正する （番号利用法別表第一関係）。

（参照条文）

○職業安定法（昭和二十二年十一月三十日法律第百四十一号）

（定義）

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

2 この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

3 この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

4 この法律において「職業指導」とは、職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供その他の方法により、その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行う指導をいう。

5～9 （略）

（政府の行う業務）

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一・二 （略）

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

四 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業又は労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業（以下「労働者派遣事業等」という。）を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

五 求職者に対し、必要な職業指導を行うこと。

六・七 （略）

（求職者の能力に適合する職業の紹介等）

第五条の七 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

（公共職業訓練のあつせん）

第十九条 公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行うものとする。

（職業指導の実施）

第二十二条 公共職業安定所は、身体又は精神に障害のある者、新たに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年五月二十日法律
第四十七号）

（就職支援計画の作成）

第十一條 公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

- 一 職業指導及び職業紹介
- 二 認定職業訓練又は公共職業訓練等
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二條 公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

- 2 公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。
- 3 公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年七月二十五日厚生労働省令第九十三号）

（就職支援計画書の作成）

第二十一条 管轄公共職業安定所の長は、法第十一条の規定による就職支援計画を作成した場合には、法第十二条第一項の規定による指示と併せて、特定求職者に対し、これを交付しなければならない。

- 2 前項の就職支援計画は、次に掲げる事項を記載した就職支援計画書によるものとする。
 - 一 当該特定求職者が受講する認定職業訓練等
 - 二 当該特定求職者が受ける職業指導及び職業紹介
 - 三 前号の措置を受けるために当該特定求職者が管轄公共職業安定所に出頭すべき日
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定求職者の就職を容易にするために必要な事項

（法第十一条第三号の厚生労働省令で定めるもの）

第二十二条 法第十一条第三号の厚生労働省令で定めるものは、認定職業訓練を行う者による就職の支援に関する措置とする。

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務における個人番号の利用について (別表第一の 61 の 2、別表第二の 85 の 2 関係)

1. 改正の趣旨

番号利用法別表第一の 19 の項において、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅（低所得者向けの住宅）の管理に関する事務が規定され、これについて個人番号の利用が可能とされているところ。一方で、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）に基づく特定優良賃貸住宅（中所得者向けの住宅）については、公営住宅に比べてその戸数も少なく、個人番号の利用による効果は限定的と考えられたことから、番号利用法制定当初は、個人番号利用事務とはしていなかったところ。

公営住宅及び特定優良賃貸住宅の設置・管理主体としてそれぞれの法律において地方公共団体が規定されているところ、施行準備を進める地方公共団体から、特定優良賃貸住宅の管理に関する事務についても公営住宅の管理に関する事務と一緒にして行っており、一方は個人番号を利用でき、一方は個人番号を利用できないとなると、個人番号及び特定個人情報に係る番号利用法による各種規制から、これらの事務がむしろ非効率となると指摘されている。また、入居を希望する住民に対しては、いずれの住宅の入居要件に該当するか必ずしも明らかではない場合には、両方の入居申請を出してもらい、二度手間とならないよう住民の利便性向上を図っていることもあり、一方では添付文書は不要となり、一方の申請においては必要となるのでは、住民サービスの観点から適当ではないといった指摘がなされている。こうしたことを踏まえ、特定優良賃貸住宅の管理に関する事務における個人番号の利用について、今般、所要の措置を講ずるものである。

2. 改正の内容

番号利用法別表第一に新たに項を追加し、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。

また、入居要件として所得制限が課せられているため、入居希望者の所得把握のため、地方税関係情報、住民票関係情報及び障害者関係情報^{*}について情報連携を行うこととし、番号利用法別表第二に新たに項を追加する。

※ 同一世帯に属する者の障害の有無により、算定すべき所得の額が変わるもの。

(参照条文)

- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）
(認定の基準)

第三条 都道府県知事等は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、計画の認定をすることができる。

- 一 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。
- 二 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの

ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの

- 五 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

- 六 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

- 七 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合すること。

- 八 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

（地方公共団体による賃貸住宅の建設）

第十八条 地方公共団体は、その区域内において特定優良賃貸住宅その他の第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が、第三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い賃貸住宅の建設及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

3 国は、地方公共団体が、前項の国土交通省令で定める基準に従い建設及び管理をされる賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るために当該賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 所得 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が認定した額（地方公共団体が建設する賃貸住宅に係る入居者及び同居者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額）。以下この号において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者（以下この号において「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

- ロ 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族に同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族がある場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万元
- ハ 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円
- ニ 入居者又はイに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）
- ホ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）
(法第三条第四号イの国土交通省令で定める所得の基準)

第六条 法第三条第四号イの国土交通省令で定める所得の基準は、十五万八千円以上二十五万九千円以下であることとする。

(法第三条第四号ロの国土交通省令で定める者)

第七条 法第三条第四号ロの国土交通省令で定める居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに掲げる者とする。

- 一 二十五万九千円を超える所得のある者であって、その所得が四十八万七千円以下で都道府県知事等が定める額以下のもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。）
- 二 十五万八千円に満たない所得のある者のうち、所得の上昇が見込まれるものであって、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。）
- 三 災害により滅失した住宅に居住していた者であって、賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事等が認めるもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者に限る。）
- 四 前号に掲げる者のほか、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事等が認めるもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）
- 五 前二号に掲げる者のほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族がない者であって、国土交通大臣が定める基準に従い、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく障害児入所給付費等
に関する情報連携について
(別表第二の8・10・11・14・108関係)

1. 改正の趣旨

(1) 高額障害児通所給付費等について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の12及び第24条の6並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の2の規定により、同一の世帯において、政令で定めるサービス（以下「高額合算対象サービス」という。）の利用者負担を合算した額のうち一定の基準額を超える分については、サービスの利用者に対し、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費並びに高額障害福祉サービス等給付費を支給することとされている。

一方で、高額合算対象サービスの給付主体は都道府県又は市町村となるため、利用者負担額の合算に当たっては、都道府県知事、市町村長間において、情報の連携を図ることとする。

※1 高額合算対象サービスについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第25条の5及び第27条の4並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第43条の5において、

- ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
(別表第二の8・11・108の項の障害者自立支援給付関係情報)
- ② 障害者総合支援法に基づく補装具
(別表第二の8・11・108の項の障害者自立支援給付関係情報)
- ③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援（いわゆる通所サービス）
(別表第二の8・11・108の項の障害児通所支援に関する情報)
- ④ 児童福祉法に基づく障害児入所支援（いわゆる入所サービス）
(別表第二の10・14・108の項の障害児入所支援に関する情報)
- ⑤ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービス
(別表第二の8・11・108の項の介護保険給付関係情報)

が規定されているところ。

※2 ※1の①から③まで及び⑤の給付主体は市町村、④の給付主体は都道府県。

※3 障害保健福祉政策については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成 22 年 6 月 29 日閣議決定）により抜本的な見直しを行うこととされ、これを具体化するものの 1 つとして、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号）及び「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成 24 年政令第 26 号。以下「整備政令」という。）が公布、施行された。

高額合算対象サービスについては、障害保健福祉施策の抜本的見直しの一部としてその内容に含まれていたため、第 180 回通常国会に提出された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（以下「旧番号法」という。）の検討時点では同サービスの内容も検討中であり、旧番号法に反映させることが困難であったところ。そこで今回の法改正を機に別表第二について所要の修正を行うこととする。

(2) 障害児又は障害者であることの確認について（別表第二の 10・14・108 の項の障害者関係情報）

児童福祉法及び障害者総合支援法では、給付費の支給を申請する者が障害児又は障害者であることを確認する手段として、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳等を利用しており、情報提供ネットワークシステムを通じての当該手帳等に係る情報の授受を可能とするよう措置することとする。

※ 当初、手帳に関する情報については情報連携しないこととしていたが、給付主体である市町村等から情報連携すべきとの意見があることや、市町村等による障害者又は障害児であることの確認事務に係る負担等を総合的に勘案した結果、情報の授受を可能とするよう措置することとする。

(3) 障害支援区分の確認について（別表第二の 108 の項の障害者自立支援給付関係情報）

障害支援区分の認定を受けた障害者（以下「障害支援区分認定者」という）が異なる市町村へ転出した場合、転出先の市町村において再度介護給付費等の支給の申請を行う際、転出元の市町村が発行した「障害支援区分認定証明書」を添付することで、障害支援区分の認定に係る調査等を行うことなく、転出元の障害支援区分認定を引き継ぐことができるとされている。

※ 当初、市町村を転出した場合の障害支援区分の引き継ぎについては、情報連携しないこととしていたが、介護給付費等の支給事務を行う市町村からの要望

を受けていることや、転出する障害支援区分認定者による転出元市町村に対する「障害支援区分認定証明書」の発行申請事務及び当該申請を受けた転出元市町村における「障害支援区分認定証明書」の発行事務に係る負担等を総合的に勘案して、今回措置する。

2. 改正の内容

別表第二の8の項

新規に追加する特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事
事務	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	市町村長
特定個人情報	<u>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報（①）</u> 、 <u>地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報（②）</u> 又は <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）（③）</u> であって主務省令で定めるもの ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2 ②介護保険法（平成9年法律第123号）第18条、第115条の45及び第129条 ③障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第6条

※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」は、今回の改正により、別表第二への規定回数が12回となり、他の略称を置いている規定の回数や文字数等に鑑みて、今般略称規定を「障害者自立支援給付関係情報」と置くこととする。これに伴い、16の項、26の項、56の2の項、87の項及び116の項の該当部分を改正する。

(参照条文)

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第二十四条の六 都道府県は、入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に要した費用の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された障害児入所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該入所給付決定保護者に対し、高額障害児入所給付費を支給する。

② (略)

○ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）抄

第二十七条の四 高額障害児入所給付費は、利用者負担世帯合算額が高額障害児入所給付費算定期準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児入所給付費算定期準額を控除して得た額に入所給付決定保護者按分率（入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項 第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。）に係る障害児が使用するものに係る第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

②～⑥ (略)

※ 利用者負担世帯合算額については 20 頁の児童福祉法施行令第 25 条の 5 第 1 項柱書参照。

別表第二の 10 の項

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	市町村長
事務	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
情報提供者	都道府県知事
特定個人情報	<u>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報 (①) 又は障害者関係情報 (②) であつて主務省令で定めるもの</u> ①児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項 ②身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 等

※1 今般追加した第 3 欄の「都道府県知事」に対応する第 4 欄と、現行の第 3 欄の「都道府県知事等」に対応する第 4 欄について、それぞれの最初に規定された特定個人情報の根拠法の法律番号を比較すると、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）よりも前であるため、第 3 欄は今般追加する「都道府県知事」を先に規定することとする。

※2 「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報」については、「障害者関係情報」の略称をこれまで 16 の項に規定していたところ、今般の改正を踏まえて略称を 10 の項におく。

(参照条文)

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）抄

第二十一条の五の十二 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）（その額が現に要した費用の額

を超えるときは、当該現に要した額) の合計額を限度とする。) から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

② (略)

○ 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）抄

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

- 一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者（通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び法第二十一条の五の四第二項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額
- 二 同一の世帯に属する入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）（入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に係る法第二十四条の二第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された障害児入所給付費の合計額を控除して得た額
- 三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者が通所給付決定保護者である場合にあつては、当該通所給付決定保護者及びその配偶者に限る。第五号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。）に係る同法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び同法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の合計額を控除して得た額
- 四 同一の世帯に属する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る同条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額
- 五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サ

ービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②～⑥ (略)

別表第二の 11 の項

新規に追加する特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	市町村長
事務	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
情報提供者	市町村長
特定個人情報	<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 (①)、地方税関係情報、住民票関係情報、<u>介護保険給付等関係情報 (②)</u> 又は<u>障害者自立支援給付関係情報 (③)</u> であつて主務省令で定めるもの</p> <p>①児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 ②介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 18 条、第 115 条の 45 及び第 129 条 ③障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条</p>

(参照条文) → 別表第二の 10 の項に同じ。(25 頁)

別表第二の 14 の項

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事
事務	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
情報提供者	都道府県知事
特定個人情報	<p>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報 (①) 又は障害者関係情報 (②) であつて主務省令で定めるもの</p> <p>①児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項</p>

	②身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 等
--	---

※ 規定順については、10 の項と同様。

（参照条文） → 別表第二の 8 の項に同じ。（24 頁）

別表第二の 108 の項

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事又は市町村長	
事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
情報提供者	市町村長	都道府県知事
特定個人情報	<u>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報（①）</u> 、地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報（②）</u> 又は <u>障害者自立支援給付関係情報（③）</u> であって主務省令で定めるもの	<u>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報（④）</u> 又は <u>障害者関係情報（⑤）</u> であって主務省令で定めるもの
	①児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 ②介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 18 条、第 115 条の 45 及び第 129 条 ③障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条	④児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項 ⑤身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 等

（参照条文）

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

抄

第七十六条の二 市町村は、支給決定障害者等が受けた 障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額（それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

2 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年法律第 10 号）抄

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。）が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第二項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者（同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。）が同一の

月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第一項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

2～6 (略)

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報連携について (別表第二の9関係)

1. 改正の趣旨

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（以下「児福法」という。）に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給については、小児慢性特定疾病医療費の支給対象となる小児慢性特定疾病児童等の保護者（以下「医療費支給認定保護者」という。）の自己負担上限額を定め、自己負担以外の部分について支給することとしている。

自己負担上限額については、医療費支給認定保護者の家計の負担能力等の収入を勘案して定めることとし、原則として市町村民税の所得割額に基づき、所得に応じて区分を設定している。また、市町村民税が非課税の世帯の場合は、医療費支給認定保護者の年収が80万円以下か否かでさらに細分化し、低所得者に対してきめ細やかに自己負担上限額を設定している。

児童福祉法の一部を改正する法律の制定時において、市町村民税額により所得区分を設定することは確定していたが、市町村民税非課税の者について年収80万円で区切る点については、年収として勘案するものは省令で定めることとしており、定まっていなかったことから、別表第二の9の項において、情報連携の対象となる特定個人情報として、地方税関係情報についてのみ規定を置いていたところ。

今般、児福法に係る政省令の規定内容が確定し、医療費支給認定保護者の年収を判断する際に勘案する給付についても定まったため、都道府県知事が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務において、都道府県知事等から特別児童扶養手当法等による給付の支給関係情報について提供を受けることとし、番号利用法別表第二の児童福祉法の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務の項に当該事務に係る規定を新設する。

2. 改正の内容

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事
事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	特別児童扶養手当法等の支給に関する法律 その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
特定個人情報	特別児童扶養手当法等の支給に関する法律 その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条等

	【規定ぶりは、児童福祉法第19条の2及び児童福祉法施行令第22条第5号を参照している。】
--	--

※ 規定順については、地方税法（昭和25年法律第226号）よりも特別児童扶養手当等の支給に関する法律の制定順が後であるため、今回追記する規定は、9の項の最後に置く。

(参照条文)

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（児童福祉法の一部を改正する法律による改正後のもの）

第十九条の二 都道府県は、次条第三項に規定する医療費支給認定（以下この条において「医療費支給認定」という。）に係る小児慢性特定疾病児童等が、次条第六項に規定する医療費支給認定の有効期間内において、指定小児慢性特定疾病医療機関（同条第五項の規定により定められたものに限る。）から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（以下「指定小児慢性特定疾病医療支援」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該小児慢性特定疾病児童等に係る同条第七項に規定する医療費支給認定保護者（次項において「医療費支給認定保護者」という。）に対し、当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。

2 小児慢性特定疾病医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。

一 同一の月に受けた指定小児慢性特定疾病医療支援（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十一条の五の二十八第二項及び第二十四条の二十第二項において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該医療費支給認定保護者の家計の負担能力、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の治療の状況又は身体の状態、当該医療費支給認定保護者と同一の世帯に属する他の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者の数その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額

二 （略）

**児童福祉法に基づく肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の
支給に関する情報連携について
(別表第二の 12・15 関係)**

1. 改正の趣旨

肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費は、児童福祉法第 21 条の 5 の 28 及び第 24 条の 20 の規定により、障害児が医療に係るサービスの提供を受けた際に、それに要した費用の一部について市町村又は都道府県が支給するものであり、残りの費用については利用者負担とされている。

利用者負担については、児童福祉法施行令第 25 条の 13 及び第 27 条の 13 において、下表のとおり、当該サービス利用に係る障害児の世帯についての所得状況に応じて負担上限月額が定められている。

所得区分	負担上限月額
一般：市町村民税課税世帯	40,200 円
低所得 2：市町村民税非課税世帯のうち、低所得 1 以外の者	24,600 円
低所得 1：市町村民税非課税世帯のうち、前年の合計所得金額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が 80 万円以下である者	15,000 円
生活保護受給世帯	0 円

低所得 1 又は 2 への該当の有無を判断するに当たっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付の情報について、サービス利用に係る障害児の保護者の情報が必要であることから、これについて、市町村長又は都道府県知事と特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付の主体との間で、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の授受を可能とするよう措置する。

※ 利用者負担上限月額については、障害保健福祉施策の抜本的見直しの一部としてその内容に含まれていたため、旧番号法の検討時点では利用者負担上限月額の内容を検討中であり、旧番号法に反映させることが困難であったところ。そこで今回の法改正を機に別表第二について所要の修正を行うこととする。

2. 改正の内容

別表第二の 12 の項

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	市町村長
-------	------

事務	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 条等 規定ぶりは、児童福祉法第 21 条の 5 の 28 及び児童福祉法施行令第 25 条の 13 第 1 項第 3 号を参照している。

※ 規定順については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）よりも特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の方が制定順が後であるため、今般追記する規定は 12 の項の最後に置く。

（参考条文）

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）抄

第二十一条の五の二十八 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この款において同じ。）から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの（以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。）を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。

② 肢体不自由児通所医療費の額は、一月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十四条の二十第二項において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

③・④ （略）

○ 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）抄

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定

通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。) 中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）一万五千円

四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

② (略)

別表第二の 15 の項

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事
事務	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
情報提供者	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</u>
特定個人情報	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</u> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 条等 【規定ぶりは、児童福祉法第 24 条の 20 及び児童福祉法施行令第 27 条の 13 第 1 項第 3 号を参照している。】

※ 規定順については、12 の項と同様。 (34 頁)

(参照条文)

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）抄

第二十四条の二十 都道府県は、入所給付決定に係る障害児が、給付決定期間内において、指定障害児入所施設等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この条、次条及び第二十四条の二十三において同じ。）から障害児入所支援のうち治療に係るもの（以下この条において「障害児入所医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該障害児に係る入所給付決定保護者に対し、当該障害児入所医療に要した費用について、障害児入所医療費を支給する。

② 障害児入所医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 同一の月に受けた障害児入所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額
 - 二 当該障害児入所医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、入所給付決定保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額
- ③・④ (略)

○ 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）抄

第二十七条の十三 法第二十四条の二十第二項第一号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「障害児入所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円
- 三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定入所支援のあつた月の属する年の前年（指定入所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千円
- 四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく措置に関する情報連携について (別表第二の 20・21・53 関係)

1. 改正の趣旨

障害者総合支援法は、障害者が自身の利用する障害福祉サービスを選択することができるよう、利用者と事業者の契約制度を採用している。

しかし、利用者が、家族からの虐待によりサービス利用の申請ができない場合等一定の事情により、契約によっては障害福祉サービスを利用できない場合に、身体障害者福祉法第18条又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条の規定(※1)により、市町村は、障害者に対し、契約によらずに障害福祉サービスを受けさせる措置(行政処分)を行うことができることとされている。その際、利用者が障害者であること及び契約によるサービス利用の有無等の情報(※2)が必要である。

※1 利用者の障害種別により、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法が適用される。

※2 措置は、身体障害者福祉法第18条において、「身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるとき」に行うこととされていることから、契約によるサービス利用(=介護給付費等の支給)の状況を確認する必要がある。

当該措置に要した費用については、市町村は、身体障害者福祉法第38条第1項又は知的障害者福祉法第27条の規定により、その全部又は一部を利用者又はその扶養義務者から徴収することができる(ただし、市町村により国の設置する障害者支援施設等への入所の委託が行われた場合においては、身体障害者福祉法第38条第2項の規定により、厚生労働大臣が、その費用の全部又は一部を徴収することができる)こととされているが、徴収する額の算定に当たっては、当該利用者が生活保護の被保護者かどうかを確認する必要がある(※3)。

※3 措置に要した費用については、身体障害者福祉法施行令第38条等において、「負担能力に応じ」、被措置者から徴収することとされているが、具体的には、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(障障発第1117002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、負担上限月額が設定され、被保護者については0円とされている。

以上から、措置を行う市町村が、生活保護に関する情報及び中国残留邦人等支

援給付等を把握している都道府県等（※4）、身体障害者手帳等を発行しており障害者であるかの情報を把握している都道府県並びに介護給付費等の支給に関する情報を把握している市町村との間で提供ネットワークシステムを通じた情報の授受を可能とするよう措置する。加えて費用の徴収を行う厚生労働大臣が生活保護に関する情報及び中国残留邦人等支援給付等に関する情報を把握している都道府県等との間で提供ネットワークシステムを通じた情報の授受を可能とするよう措置する。

2. 改正の内容

別表第二の 20 の項

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	市町村長		
事務	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
情報提供者	都道府県知事	都道府県知事等	市町村長
特定個人情報	<u>障害者関係情報</u> <u>(①)</u> であって主務省令で定めるもの	<u>生活保護関係情報</u> <u>(②)</u> 又は <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>(③)</u> であって主務省令で定めるもの	<u>住民票関係情報</u> 又は <u>障害者自立支援給付関係情報</u> <u>(④)</u> であって主務省令で定めるもの
	①身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 等	②生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条及び第 55 条の 4 ③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条及び第 15 条	④障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条

※ 規定順については、各第3欄について第4欄に規定する最初の特定個人情報の根拠法の法律番号を比較すると、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）であるため、第3欄の規定順は、「都道府県知事」、「都道府県知事等」、「市町村長」の順となる。

(参照条文)

○ **身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）抄**

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第十八条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

(費用の徴収)

第三十八条 第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第二項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。）が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

※ 具体的には下記通知に記載。

○ やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日障障発第1117002号各都道府県障害保健福祉主管部（局）長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

(中略)

対象収入額等による階層区分	負担基準月額
	施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又

		は就労継続支援(法附則第 22 条第 1 項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。)を利用する場合、旧法入所施設
1	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給者(以下、「被保護者等」という。)	0 円
2 ~ 40	(略)	(略)
(注) 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。 2 この表において「対象収入額」とは、収入額(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。		

(略)

別表第二の 21 の項

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	厚生労働大臣
事務	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	都道府県知事等
特定個人情報	<u>生活保護関係情報 (①) 又は中国残留邦人等支援給付等関係情報 (②) であって主務省令で定めるもの</u> ①生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条及び第 55 条の 4 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条及び第 15 条

※ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)と住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)では、生活保護法の制定順が先であるため、今般追記する規定は、21 の項の冒頭に置く。

(参照条文)

- **身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)**
(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)
第十八条 (略)

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

（費用の徴収）

第三十八条 （略）

2 市町村により国の設置する障害者支援施設等への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

- やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日 障障発第 1117002 号各都道府県障害保健福祉主管部（局）長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
→ 別表第二の 20 の項と同じ。（39 頁）

別表第二の 53 の項

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	市町村長		
事務	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
情報提供者	<u>都道府県知事</u>	<u>都道府県知事等</u>	市町村長
特定個人情報	<u>障害者関係情報</u> <u>(①)</u> であつて主務省令で定めるもの	<u>生活保護関係情報</u> <u>(②)</u> 又は <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>(③)</u> であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は <u>障害者自立支援給付関係情報</u> <u>(④)</u> であつて主務省令で定めるもの
	①身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条及び	②生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条及び第 55 条の 4 ③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等	④障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条

	知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律 第 37 号) 第 15 条 の 4 等	及び特定配偶者の 自立の支援に関する 法律 (平成 6 年 法律第 30 号) 第 14 条及び第 15 条	
--	---	--	--

※ 規定順については、20 の項を参照。(39 頁)

(参照条文)

- 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 抄
(障害福祉サービス)

第十五条の四 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス (同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援 (以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。) を除く。以下「障害福祉サービス」という。) を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等 (療養介護等に係るもの) の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

(障害者支援施設等への入所等の措置)

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を探らなければならない。

- 一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること
 - 二 やむを得ない事由により介護給付費等 (療養介護等に係るものに限る。) の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設 (以下「障害者支援施設等」という。) に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。
 - 三 知的障害者の更生援護を職親 (知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。) に委託すること。
- 2 市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。
(費用の徴収)
- 第二十七条 第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者 (民法 (明治二十九年法律第八十九号) に定める扶養義務者をいう。) から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
- やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて (平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号各都道府県障害保健福祉主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
→ 別表第二の 20 の項に同じ。(39 頁)

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく給付の支給に関する情報の連携について
(別表第二の 26・87 関係)

1. 改正の趣旨

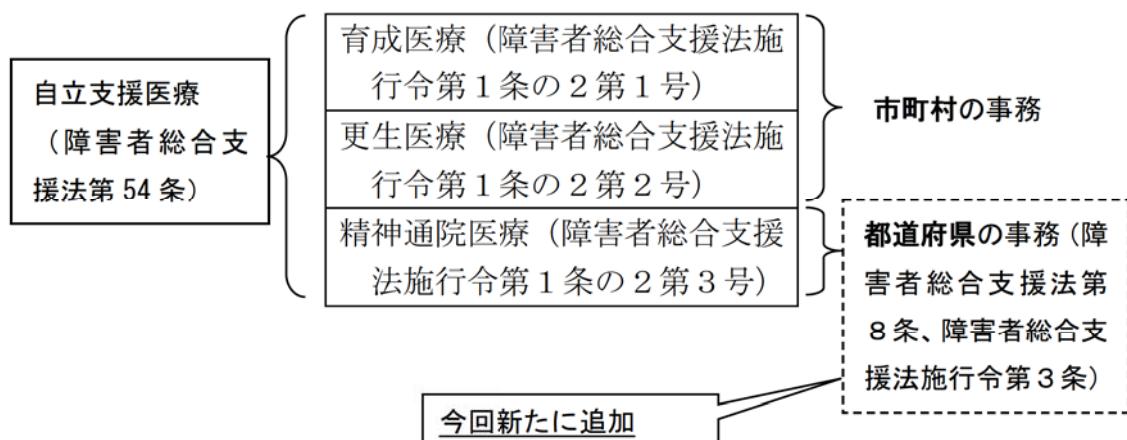
生活保護及び中国残留邦人等支援給付等においては、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされている。

障害者総合支援法による、自立支援医療には、市町村長が支給認定を行う育成医療及び更正医療並びに都道府県知事又は指定都市の長が支給認定を行う精神通院医療があるが、現行の番号利用法別表第二においては、都道府県知事等が生活保護等の支給を行う際に連携できる情報として、育成医療費及び更正医療費の支給に関する情報のみ規定されている。(情報提供者が市町村長の箇所にのみ自立支援給付が規定され、都道府県知事の箇所には規定されていない)

今回、都道府県知事等が生活保護等の支給を行う際に連携できる情報として、都道府県知事または指定都市の長が行う精神通院医療費の支給に関する情報を追加する。

※1 当初、精神通院医療費の支給に関する情報については情報連携しないこととしていたが、生活保護等の支給を行う都道府県等から情報連携すべきとの意見があることや、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律において、自立支援医療費の取扱いは、その種類に関わらず同じであることから、今回規定を追加することとする。

※2 自立支援医療には、育成医療、更生医療及び精神通院医療の3種類があり、そのうち、育成医療及び更生医療については、市町村(育成医療は平成25年4月に権限移譲)が、精神通院医療については、都道府県が事務を行う。



2. 改正の内容

別表第二の 26 の項

新規に追加する特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事等
事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	都道府県知事
特定個人情報	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、 <u>障害者自立支援給付関係情報</u> 又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
	障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条

(参照条文)

○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抄 (保護の補足性)

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 (略)

(調査の嘱託及び報告の請求)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）抄 (不正利得の徴収)

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することが

できる。

2・3 (略)

(支給認定等)

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けうることができるとときは、この限りでない。

2・3 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）抄

（法第八条第一項の政令で定める医療）

第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。

別表第二の87の項

新規に追加する特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事等
事務	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	都道府県知事
特定個人情報	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、 <u>障害者自立支援給付関係情報</u> 又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第6条

（参照条文）

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）抄

（支援給付の実施）

第十四条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2・3 (略)

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法 の規定の例による。

5~8 (略)

○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抄

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 (略)

（調査の嘱託及び報告の請求）

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）抄
（不正利得の徴収）

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

（支給認定等）

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けられるときは、この限りでない。

2・3 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）抄

（法第八条第一項の政令で定める医療）

第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。

特別児童扶養手当等の支給に関する情報連携について (別表第二の 68 の項関係)

1. 改正の趣旨

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 26 条の 2 は特別障害者手当の支給要件を定めており、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給することとしている。

特別障害者手当の支給については、同法第 26 条の 5 で準用する同法第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条で、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額を超えるとき等に支給の制限を規定しており、「所得」を判断する際に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）第 11 条により、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）や厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく年金たる給付等の情報が必要となる。

特別障害者手当の支給に関する事務については、年金給付関係情報を必要であることから、これについて、都道府県知事等と厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等の間で、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の授受を可能とするよう措置する。

※ 特別障害者手当の支給に関する事務については、当初、年金給付関係情報を情報連携しないこととしていたが、都道府県等から情報連携をすべきとの意見があることから、今回規定を追加することとする。

2. 改正の内容

新規に追加する事務は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事等
事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当 <u>又は特別障害者手当</u> の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
特定個人情報	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

※ 障害児福祉手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条）よりも特別障害者手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 2）の方が根拠規定が後であるため、特別障害者手当の支給に関する事務を後に置く。

(参照条文)

- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）抄
(支給要件)

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。
- 二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。
- 三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至ったとき。

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

(支給の制限)

第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手當については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

- 一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当
- 二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）抄

(特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の範囲)

第十一条 法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二条第二項第一号に規定する所得は、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得及び次に掲げる給付であるその他の所得とする。

- 一 国民年金法に基づく年金たる給付
- 二 厚生年金保険法に基づく年金たる給付（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第三項の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が加入員又は加入員であつた者の障害に関し支給する年金たる給付及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第三項第二号の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が障害を支給理由として行う年金たる給付を除き、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）
- 三 船員保険法に基づく年金たる給付
- 四 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付
- 五 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）に基づく年金たる給付
- 六 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付
- 七 地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）に基づく年金たる給付
- 八 私立学校教職員共済法に基づく年金たる給付
- 九 移行農林共済年金、移行農林年金及び特例年金給付
- 十 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第二条第一項の互助年金並びに国会議員互助年金法を廃止する法律附則第七条第一項の普通退職年金、同法附則第十一条第一項の公務傷病年金及び同法附則第十二条第一項の遺族扶助年金
- 十一 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定に基づく年金たる給付
- 十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付
- 十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく年金たる給付
- 十四 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）
- 十五 労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付
- 十六 国家公務員災害補償法（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償
- 十七 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償
- 十八 地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

障害者総合支援法に基づく特定障害者特別給付費の支給
に関する情報連携について
(別表第二の 108 関係)

1. 改正の趣旨

障害者総合支援法第 34 条では、障害者支援施設に入所する 20 歳未満の障害者及び 20 歳以上の低所得（市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯）障害者に対して、食費等の実費負担をしても、一定の手許金が残るよう基準費用額（58,000 円）から所得に応じた負担限度額を控除した額を特定障害者特別給付費として市町村が支給することとしている。

補足給付の額	
控除後認定収入額（＊）が 66,667 円を超える場合	（月額）58,000 円－負担限度額（月額） ※負担限度額（月額）＝（66,667 円－その他生活費の額）＋（控除後認定収入額－66,667 円）×50%
控除後認定収入額が 66,667 円以下の場合	（月額）58,000 円－負担限度額（月額） ※負担限度額（月額）＝控除後認定収入額－その他生活費の額
生活保護受給者	（月額）58,000 円

（＊）一月における、収入から税、社会保険料を控除した額

例：入所施設対象者（60 歳未満、控除後認定収入額（月額 64,000 円）の場合）

手許に残る額	実費負担	食費等基準費用額 58,000円
その他生活費 25,000円	食費・光熱水費（負担限度額） 39,000円	補足給付額 19,000円
控除後認定収入月額（64,000円）		

手許金については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 21 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法」（平成 19 年厚生労働省告示第 133 号。以下「算定方法告示」という。）において、その年齢等の状況に応じて、以下のとおりとしている。

障害者の区分	額
18 歳未満の者	34,000 円
65 歳以上の者（施設入所支援に合わせ生活介護を利用する者を除く。）	30,000 円
60 歳から 64 歳までの者、65 歳以上の者で施設入所支援に合わせ生活介護を利用する者、国民年金法の障害基礎年金 1 級受給者	28,000 円

上記以外の者	25,000円
--------	---------

よって、手許金を算定するに当たって、国民年金法の障害基礎年金の受給の情報が必要であることから、これについて、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の授受を可能とするよう措置する必要がある。

※ なお、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月から施行されたことに伴い、障害者総合支援法上の利用者負担については応益負担から応能負担に改正されたところであり、算定方法告示の額についても併せて見直しが検討されたため、番号利用法成立に際しては、内容を反映させるのが困難であったところ。よって、今回の法改正を機に別表第二について所要の修正を行うこととする。

2. 改正の内容

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下の下線のとおり。

情報照会者	都道府県知事又は市町村長
事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	厚生労働大臣又は日本年金機構
特定個人情報	<p>国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条</p> <p>【規定ぶりは障害者総合支援法第34条、障害者総合支援法施行令 第21条第1項第1号、算定方法告示第1号イ、別表第一の三の項を参照している。】</p>

(参照条文)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
(特定障害者特別給付費の支給)

第三十四条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、又は共同生活援助を

行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（同項において「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

2・3 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）抄

（特定障害者特別給付費の支給）

第二十一条 特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者（法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。）を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）

二 (略)

2・3 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成19年厚生労働省告示第123号）抄

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 二十歳以上である特定障害者 次のイからニまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額

イ 認定月収額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第十一条の二第一号に規定する認定月収額をいう。以下同じ。）から、次の表の上欄に掲げる就労収入（工賃（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第四十四条に規定する工賃をいう。）、賃金その他の就労による収入をいう。以下同じ。）の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。以下「控除後認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円を超える特定障害者（ハ及びニに掲げる者を除く。） 六万六千六百六十七円から別表第一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額及び控除後認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

（中略）

別表第一

特定障害者の区分		額
一	十八歳未満の者	三万四千円
二	六十五歳以上の者(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所している者(生活介護及び施設入所支援に係る法第十九条第一項の規定による支給決定を受けて入所している者に限る。)、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所している者又は法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設に入所している者(次項において「指定障害者支援施設入所者等」と総称する。)を除く。)	三万円
三	六十歳から六十四歳までの者、六十五歳以上の者であって指定障害者支援施設入所者等又は <u>国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)</u> に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一級に該当するもの(前項に掲げる者を除く。)	二万八千円
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千円

(略)

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給
に関する情報連携について
(別表第二の 119 関係)

1. 改正の趣旨

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給については、特定医療に係る患者の自己負担割合・自己負担上限額を定め、それ以外の部分について支給することとしている。

自己負担上限額については、患者本人又は世帯の収入を勘案して定めることとし、原則として市町村民税の所得割額に基づき、所得に応じて区分を設定している。また、市町村民税が非課税の世帯の場合は、患者の年収が 80 万円以下か否かでさらに細分化し、低所得者に対してきめ細やかに自己負担上限額を設定している。

難病法制定時において、市町村民税額により所得区分を設定することは確定していたが、市町村民税非課税の者について年収 80 万円で区切る点については、年収として勘案するものは省令で定めることとしており、難病法案提出時には定まっていなかつたことから、地方税関係情報についてのみ番号利用法別表第二の 119 の項に規定を置いていたところ。

今般、難病法に係る政省令の規定内容が確定し、患者の年収を判断する際に勘案する給付についても定まったため、都道府県知事が、特定医療費の支給に関する事務において、日本年金機構等から国民年金法等による給付の支給関係情報について提供を受けることとし、番号利用法別表第二の難病法の項に当該事務に係る規定を新設する。

2. 改正の内容

新規に追加する情報提供者及び特定個人情報は以下のとおり。

情報照会者	都道府県知事
事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者
特定個人情報	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号) 第 2 条、第 15 条等 【規定ぶりについては、難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 2 項第 1 号及び難病の患者に対する医療等に関する

法律施行令（平成 26 年政令第 358 号）第 1 条第 1 項第 5 号を参考している。】

※ 規定順については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の制定順が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の後、難病の患者に対する医療等に関する法律の前であるため、これらの間に置く。

（参照条文）

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）抄
(特定医療費)

第五条 （略）

2 特定医療費の額は、一月につき、第一号に掲げる額（当該指定特定医療に食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定特定医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 同一の月に受けた指定特定医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の家計の負担能力、当該支給認定を受けた指定難病の患者の治療状況、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者と同一の世帯に属する他の支給認定を受けた指定難病の患者及び児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の数その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十（当該支給認定を受けた指定難病の患者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者であって、同法第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合その他政令で定める場合にあっては、百分の十）に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額

二・三 （略）

3 （略）

児童手当の支給に関する事務における情報連携について (別表第二の 74 関係)

1. 改正の趣旨

児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に基づく児童手当の認定請求や現況届の審査においては、支給対象となる児童の国内居住要件、監護・生計要件等を確認するため、住民票（住所、続柄）を確認することとされている。また、児童手当の支給主体は、住所地の市町村長とされているため、これらの確認は、住民基本台帳を確認することにより可能であり、運用もそのように行われている。したがって、番号利用法制定当初においては、別表第二の 74 の項の児童手当の認定請求等の審査に関する事務においては、住民票関係情報の連携は必要ないものと考えていたところ。

一方で、公務員の児童手当については、所属の長（各省大臣、都道府県知事、市町村長等）が支給主体とされており、例えば、地方公務員であって当該地方公共団体と別の地方公共団体に居住する職員の児童手当については、住民基本台帳による確認ができないため、住民票の添付が必要となるところ。また、児童が保護者と別居している場合にも、保護者の居住地における市町村長が支給主体となるため、児童に係る住民基本台帳の確認ができず、児童の住民票の添付が必要となる。

住民票添付が必要となるケースで、特に保護者と児童が別居しているケースについては、それほど多くないものと見込んでいたところであるが、単身赴任等により保護者と児童が別居している例も多くあり、また、支給主体である地方公共団体からも、住民の状況によって添付文書を求める場合と不要となる場合が生じることは、住民サービスの観点からは適当ではないことから、番号利用法制定後、施行準備を進める地方公共団体から、児童手当の支給に関する事務において住民票関係情報についても情報連携の対象とするよう要望が多くなされており、今般これを踏まえ、番号利用法の一部を改正することとするものである。

2. 改正の内容

児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務について情報連携を定めた番号利用法別表第二の 74 の項を一部改正し、情報連携の対象となる特定個人情報に住民票関係情報を追加するもの （番号利用法別表第二関係）。

（参照条文）

- 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）
（定義）

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2・3 (略)

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
 - イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。）
 - ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）
- 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
- 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
- 四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2～4 (略)

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

- 2 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

- 一 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長
- 二 里親 当該里親の住所地の市町村長
- 三 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

3 (略)

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

番号利用法の改正形式及びこれに伴う関係法律の改正について

1. 番号利用法の改正について

今般の番号利用法の改正は、個人情報の有用性の確保を図るものであり、個人情報の保護と有用性の確保の実現を一体的に図るため、今般の個人情報保護法の改正と併せて改正することが適当である。

特に、個人情報保護法の改正と番号利用法の改正については、改正条項が相互に関連しており、一体として改正することが適当である。

すなわち、番号利用法は個人情報保護法の特別法として位置付けられており、番号利用法第29条第3項において個人情報保護法を読み替えて適用することにより、特定個人情報の利用や提供については、原則として個人情報保護法の適用を受けるものの、特定個人情報としての特性に鑑み、特別の保護措置を講じることとしている。この点、今般の個人情報保護法改正においては、第三者提供を受ける際の提供者の氏名等の確認、当該確認事項等の記録など、個人情報の提供について規律が設けられており、特定個人情報の提供についても当該規律を踏まえた改正を一体的に行う必要がある。

また、個人情報保護法の改正により新設する第25条及び第26条は、不正に取得した個人情報の拡散を防止すること等を目的として、個人情報取扱事業者が第三者から個人情報の提供を受ける際に、当該第三者が当該個人情報を取得した経緯等を確認し、これを記録・保存する義務を課すものである。この点、特定個人情報については、個人情報保護法とは異なり、本人の同意の有無にかかわらず、番号利用法第19条各号に規定する場合にのみ提供が認められていることから、同様に適用除外とすることが適当と考えられる。

したがって、個人情報保護法第25条及び第26条の新設に伴い、番号利用法の実質的な改正が必要となるものであり、個人情報保護法と番号利用法の改正については、法案の条項が相互に関連しているものと考えられる。

さらに、番号利用法第50条は個人情報保護委員会が個人番号利用事務等実施者に対して、特定個人情報の取扱いに関し、指導・助言をすることとした上で、特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報についても、併せて指導・助言をすることとしている。これは、特定個人情報以外の個人情報についても、特定個人情報と共に管理されている場合には、これらが同一のファイルに統合されるなどして、一つの特定個人情報となる危険が常に存在していることから、そのような危険のある個人情報については一定の監督を行うことにより、特定個人情報にしないことを含む適正な取扱いを確保するものである。

今回の個人情報保護法の改正により創設される匿名加工情報についても、これに個人番号が加われば個人情報となり、同時に特定個人情報となるべきものであることから、他の特定個人情報と共に管理されている場合には、これらが同一のファイ

ルに統合されるなどして特定個人情報となる危険があることは上記個人情報と同様であると考えられる。そこで、番号利用法第 50 条を改正し、個人情報に加えて、個人番号を外して匿名加工情報となったものも復元の危険があるため、匿名加工情報についても個人情報保護委員会による監督の対象とすることが適当である。

したがって、個人情報保護法第 2 条第 10 項の新設に連動する形で、番号利用法の実質的な改正が必要となるものであり、個人情報保護法と番号利用法の改正については、法案の条項が相互に関連しているものと考えられる。

2. 番号利用法の改正に伴う関係法律の改正について

(1) 地方税法及び国税通則法について

預金保険機構又は農水産業共同組合貯金保険機構の預金等又は貯金等に係る債権の額の把握に関する事務に個人番号を利用するこ（番号理法法別表第一に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法による預金等又は貯金等に係る債権の額の把握に関する事務を追加）に伴い、当該事務に必要な資料の提出を求められることとなる金融機関又は農水産業共同組合は、預金者又は貯金者の個人番号を収集するとともに、それを保管する必要が生じることとなるところ（預金保険法第 55 条の 2・農水産業共同組合貯金保険法第 57 条の 2）。

国税通則法及び地方税法の改正は、預貯金口座情報と個人番号が紐付き、これが不正利用されると、財産被害に直結するおそれがあることから、その管理は特に慎重を期す必要があると考えられるため、上記の預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法による個人番号利用事務を処理するために必要となる金融機関等が行う個人番号関係事務として、個人番号と紐付く預貯金口座の情報の安全管理を義務づけるものであり、附則で改正することが適当と考えられる。

(2) 厚生年金保険法及び国民年金法について

番号利用法第 19 条第 1 号の改正により、資産又は収入に関する調査において個人番号を付して照会をすることができる規定及び照会先を明確化することに伴い、厚生年金保険法及び国民年金法において資産又は収入に関して報告を求めることができる事項に個人番号をものであり、附則で改正することが適当と考えられる。

(3) 住民基本台帳法について

番号利用法においては、個人番号利用事務実施者が個人番号の真正性を確認するため、住民基本台帳に記載される個人番号、氏名、住所、性別及び生年月日（以下「本人確認情報」という。）を管理する地方公共団体情報システム機構に対して、住民基本台帳法に基づき、当該本人確認情報の提供を受けることができることとされている（番号利用法第 14 条第 2 項）。

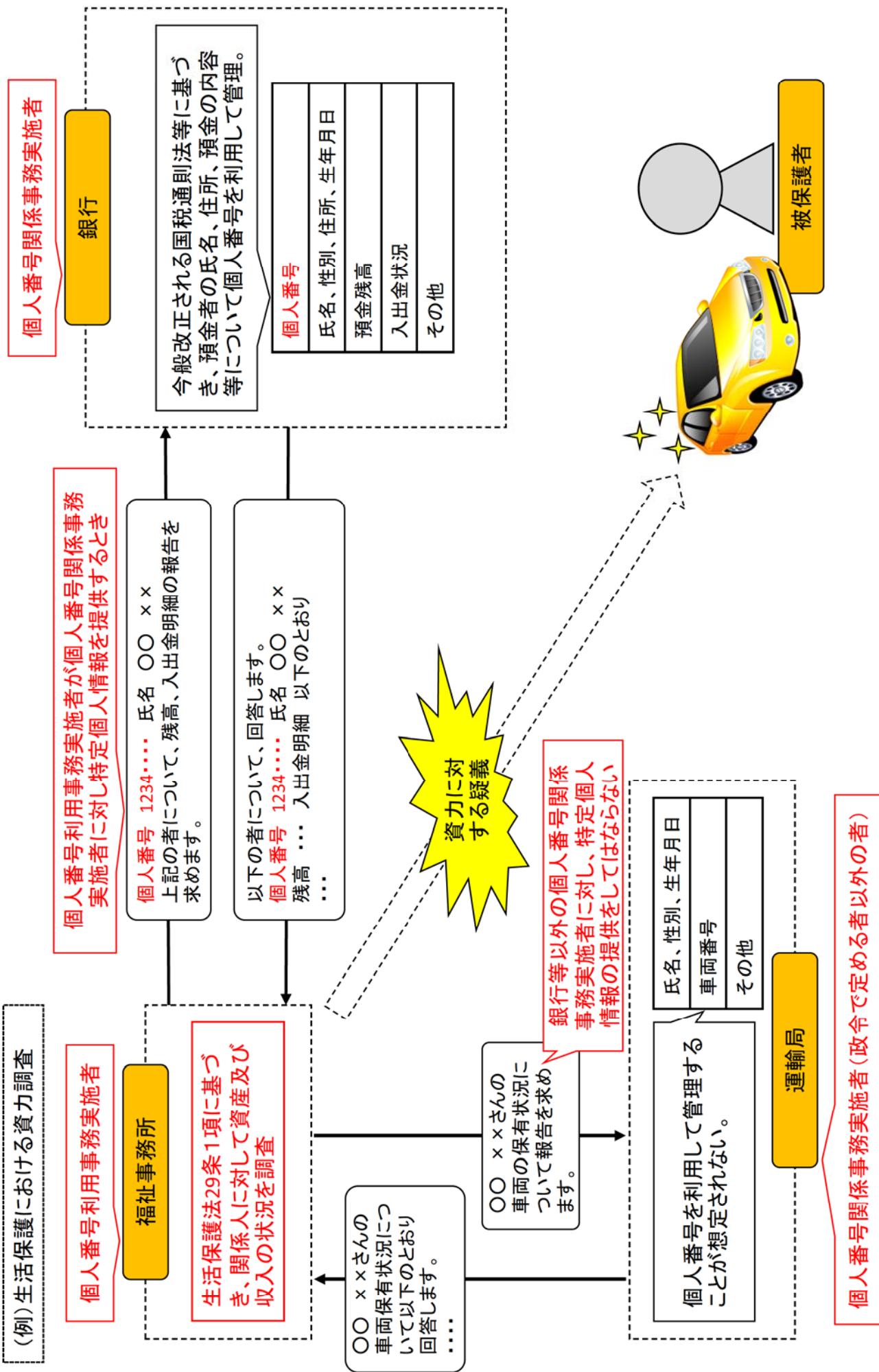
また、番号利用法整備法第 19 条による改正後の住民基本台帳法第 30 条の 9 等

の規定において、番号利用法別表第一に規定されている場合に限り、地方公共団体情報システム機構は個人番号を提供することができることとされている。

このため、番号利用法別表第一に規定されている個人番号利用事務については、原則として、住民基本台帳法においても、住民基本台帳法に基づき本人確認情報の提供を受けることができる事務として住民基本台帳法別表に規定されることとなるのであり、番号利用法整備法第19条において住民基本台帳法を改正し、番号利用法別表第一に規定された事務についてはすべて住民基本台帳法別表に追加されているところ。

今般の住民基本台帳法の改正は、番号利用法別表第一の追加に併せて、住民基本台帳法の別表に同様の事務を追加するにとどまるものであり、実質的な内容を含む改正ではないため、附則において整備することが適当である。

資料調査における個人番号を付した報告の求め(照会)について
(第19条第1号関係)



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の 改正の概要について

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の制定後、『世界最先端 IT 国家創造宣言』（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）等を踏まえ、個人番号の利用範囲の拡充等の検討が行われているところ。

これを踏まえ、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）とともに、番号利用法の一部を改正することにより、個人情報の保護と有用性の確保を一体として実現するものである。

2. 改正の内容

(1) 金融分野における個人情報の活用

番号利用法の成立を受け、税務面における番号の活用について政府税調において検討され、平成 26 年 4 月にはマイナンバー・税執務ディスカッショングループ論点整理がとりまとめられたところ。この論点整理において、預貯金口座への個人番号の付番について早急に検討すべきとされたことを受け、今般、預貯金に関する個人情報の活用のため、以下の改正を行うもの。

- ・ 預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において個人番号を利用（番号利用法別表第一の改正）
- ・ 金融機関等に対して預貯金者情報の個人番号と紐付けて管理することを義務づけ（国税通則法、地方税法の改正）
- ・ 各法令の規定に基づく資産又は収入の調査について、個人番号利用事務実施者が行う場合に個人番号を付して調査を行うことができる対象者を金融機関等に限定（番号利用法第 19 条第 1 号の改正）

(2) 医療等分野における個人情報の活用

『世界最先端 IT 国家創造宣言』（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の改革工程表において、医療・介護・健康情報の管理・連携について 2014 年秋までに、マイナンバーの利用範囲の拡大について検討を行うとされたことを受け、厚生労働省「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において検討が進められ、平成 26 年 12 月 10 日に中間まとめがまとめられたところ。これを踏まえ、医療等分野における個人情報の活用のため、以下の改正を行うもの。

- ・ 各医療保険者が行っている保健事業（特定健診等）に関する事務において個人番号を利用（番号法別表第一の改正）

- ・ 地方公共団体が行う予防接種の接種履歴について、情報連携の対象に追加（番号法別表第二の改正）
- ・ これらに加え、上記閣議決定等を踏まえ、雇用分野、障害者福祉分野その他の分野における利用の拡充についても検討中。

(3) 個人情報保護法の一部改正を踏ました改正

個人情報保護委員会（仮称）の設置（特定個人情報保護委員会の改組）等の今般の個人情報保護法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 改正の形式

今回の番号利用法の改正は、個人情報の保護及び有用性の確保という意味において個人情報保護法の一部改正と共通の趣旨によるものであり、また、個人情報保護委員会の新設や特定個人情報と共に管理される匿名加工情報の取扱いに関する条項については、相互に密接に関連するものがあり、かつ、付託される委員会はいずれも内閣委員会であるなどの事情から、いわゆる「及び法」により一括して改正を行う。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の概要

個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号が個人情報の範囲に含まれることを明確化するとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報（仮称）の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会（仮称）を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等の措置を講ずる。

1. 骨子

（1）個人情報の保護に関する法律の一部改正

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号、個人に発行される書類に付される符号等のうち政令で定めるものを新たに個人情報に位置付ける。
- ② 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを作成する方法を匿名加工情報（仮称）と定義し、その加工の方法を定めるとともに、その取扱いについての規制を設ける。
- ③ 個人情報の提供を受ける際に、取得経緯等を確認するとともに、その記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。
- ④ 内閣府の外局として個人情報保護委員会（仮称）を新設し、個人情報の取扱いについて監督を行わせる等その業務及び権限を定める。

（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- ① 個人情報保護委員会（仮称）の設置に伴い、特定個人情報保護委員会を廃止し、その組織に関する規定を削除する。
- ② 預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する。
- ③ 医療保険者が行う特定健診等に関する事務を個人番号利用事務に追加するとともに、当該事務を処理するために情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を受けることができるることとする。

2. 留意事項

（1）予算関連、非予算の別とその理由

予算関連法案（本法案を施行するためには、個人情報保護委員会（仮称）の体制を整備するための機構・定員及び周知啓発経費の裏付けとなる予算措置が必要となるため。）

（2）閣議決定希望時期

平成27年2月中旬

以上

新たに「以下…という。」「以下同じ。」と規定したものの引用箇所について

1. 個人情報の保護に関する法律関係

- ◆第2条第1項第1号「記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表現された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）」
→ 第2条第3項、第31条の3第1項各号、同条第2項、第31条の4
- ◆第7条第2項第6号「個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）」
→ 第32条第1項、第33条、第35条各項、第35条の2第1項、第35条の3、第36条各号、第37条柱書、第49条の3、第50条第1項、同条第3項
- ◆第31条の2第1項「匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）」
→ 第31条の3第1項柱書、同条第2項、同条第3項、第31条の4、第31条の5、第31条の6、第32条、第43条第1項、第50条第3項、第59条
- ◆第32条第1項「個人情報及び匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）」
→ 第33条、第35条第2項、第35条の2第1項、第36条各号、第37条第1項柱書、同条同項各号、第42条第1項、第43条第1項、第48条の2第1項、第49条の4第1号、同条第2号、第50条第1項、同条第3項
- ◆第37条第1項第1号「業務の対象となる個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）」
→ 同条同項第2号、同項第3号、第41条条題、同条各項、第42条各項、第43条第1項、同条第4項、第49条第1項第2号
- ◆第49条の2第1項「個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）」
→ 同条第2項、第49条の3、第49条の4柱書、同条第10号、第49条の5、第49条の6第1項、第49条の8第4号、第49条の10第1項、同条第2項、第49条の11第1項、同条第2項、同条第3項、第49条の12第1項、第49条の16第1項、同条第2項、第49条の17、第52条第1項、同条第3項柱書、同条第4項、第53条
- ◆第49条の3「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）
→ 第49条の4第3号、同条第6号、第49条の8第2号

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

- ◆第29条第2項「第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十五条の二において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）」
→ 第29条第3項、第30条第1項、同条第3項、同条第4項、第31条
- ◆別表第二の8の項「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」
→ 別表第二の11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項、116の項
- ◆別表第二の10の項「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」
→ 別表第二の14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項

個人情報保護法と番号利用法の一部改正を一括法とすることについて

今般の行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の改正は、金融分野、医療分野における個人番号の利用範囲の拡大など、個人情報の有用性の確保を図るものであり、個人情報の保護と有用性の確保を一体的に図るものとして、今般の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の改正とその趣旨を同じくするものである。

特に、番号利用法は個人情報の保護について、個人情報保護法の特別法として位置づけられており、改正条項が相互に関連することとなるため、一体として改正することが適当である。

すなわち、番号利用法に基づき規制される特定個人情報の取扱いについては、すでに番号利用法に基づき、特定個人情報保護委員会が設置されているところ、今般の個人情報保護法の改正においては、特定個人情報を含む個人情報全般の取扱いについて一元的に監視・監督を行う第三者機関として個人情報保護委員会が設置されるものである。

したがって、番号利用法に規定される特定個人情報保護委員会に関する規定について、これを廃止する等の所要の整備をする必要があるところ、仮に個人情報保護法の一部改正と番号利用法の一部改正を別途行うこととした場合、一方の法案が成立しなかつた場合には、二つの第三者機関が併存すること、又は第三者機関が全く存在しなくなることといった不都合が生じることとなるため、これらの一部改正は一体として行う必要がある。

また、番号利用法第 29 条第 3 項において個人情報保護法を読み替えて適用することにより、特定個人情報の利用や提供については、原則として個人情報保護法の適用を受けるものの、特定個人情報としての特性に鑑み、特別の保護措置を講じることとしている。この点、今般の個人情報保護法の改正により新設する第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 は、不正に取得した個人情報の拡散を防止すること等を目的として、個人情報取扱事業者が第三者から個人情報の提供を受ける際に、当該第三者が当該個人情報を取得した経緯等を確認し、これを記録・保存する義務を課すものであるが、特定個人情報については、個人情報保護法とは異なり、本人の同意の有無にかかわらず、番号利用法第 19 条各号に規定する場合にのみ提供が認められていることから、同様に適用除外とすることが適當と考えられる。したがって、個人情報保護法第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の新設に伴い、番号利用法の実質的な改正が必要となるものであり、個人情報保護法と番号利用法の改正については、法案の条項が相互に関連しているものと考えられる。

さらに、番号利用法第 50 条は個人情報保護委員会が個人番号利用事務等実施者に対して、特定個人情報の取扱いに関し、指導・助言をすることとした上

で、特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報についても、併せて指導・助言をすることができるとしている。これは、特定個人情報以外の個人情報についても、特定個人情報と共に管理されている場合には、これらが同一のファイルに統合されるなどして、一つの特定個人情報となる危険が常に存在していることから、そのような危険のある個人情報については一定の監督を行うことにより、特定個人情報にしないことを含む適正な取扱いを確保するものである。

今回の個人情報保護法の改正により創設される匿名加工情報についても、これに個人番号が加われば個人情報となり、同時に特定個人情報となるべきものであることから、他の特定個人情報と共に管理されている場合には、これらが同一のファイルに統合されるなどして特定個人情報となる危険があることは上記個人情報と同様であると考えられる。そこで、番号利用法第 50 条を改正し、個人情報に加えて、個人番号を外して匿名加工情報となったものも復元の危険があるため、匿名加工情報についても個人情報保護委員会による監督の対象とすることが適当である。

したがって、匿名加工情報の新設に連動する形で、番号利用法の実質的な改正が必要となるものであり、個人情報保護法と番号利用法の改正については、法案の条項が相互に関連しているものと考えられる。

以上のこと踏まえ、個人情報保護法の一部改正と番号利用法の一部改正は、いわゆる「及び法」として一括で改正することが適當と考えられる。

個人番号関係事務実施者の経過措置について (附則第2条第2項関係)

1. 改正の趣旨

事業主が個人番号関係事務実施者として平成27年末に退職した者に係る法定調書（給与の支払調書、源泉徴収票等）を平成28年1月に提出する必要がある場合が想定されており、このような場合に、平成28年1月以前（退職前）に事業主が従業員から個人番号を取得できるか検討を要する。

この点、個人番号の利用（個人番号関係事務を含む。）が平成28年1月からとされており、また、番号法附則第2条において、法律施行前の準備行為を行うことができる主体に個人番号関係事務実施者は明示されていない。

（準備行為の主体）

- ①行政機関の長、②地方公共団体の機関、③独立行政法人等、④地方独立行政法人、
⑤地方公共団体情報システム機構、⑥情報照会者及び情報提供者

したがって、事業主は、個人番号関係事務のために個人番号を利用することができる平成28年1月以降でなければ従業員から個人番号を取得できないこととなるが、この場合、雇用関係にない者からの協力を得ること、すでに退職した者の連絡先を補足することが困難な場合も想定されることから、個人番号の記載がないまま法定調書を提出せざるを得ない場合が想定される。

特に、年末は、郵便業務をはじめ短期アルバイトが多く見込まれ、上記のような場合が相当程度見込まれるため、個人番号の通知が行われる平成27年10月以降に、事業主が従業員から個人番号を取得することが可能となるよう、経済団体からも強く要望されているところ。こうしたケースを踏まえ、番号利用法附則の改正について検討する。

2. 改正の内容

（1）個人番号の通知と個人番号の利用に関する規定の施行期日を同日とすることについて

個人番号の通知については、平成27年10月（番号利用法附則第1条柱書き。以下「柱書き施行日」という。）を予定しており、一方、個人番号の利用に関する規定については、平成28年1月（番号利用法附則第1条第4号。以下「4号施行日」という。）を予定している。これは、個人番号の通知が国民に行き渡るまでの時間、行政機関等において個人番号と既存のデータベースとの突合に要する時間等を考慮して3か月のタイムラグを設定しているものである。これについて、4号施行日を柱書き施行日と同日とすることにより、個人番号関係事務実施者が平成28年1月以前からの個人番号の利用を可能とすることが考えられる。

この点、平成 28 年 1 月からの個人番号の利用開始については、国会答弁や広報等においてすでに広く周知しているものであり、行政機関、地方公共団体等においては、平成 28 年 1 月からの施行に向けて準備を進めている。したがって、これを 3 か月前倒しすることは困難と考えられる。ただし、番号利用法第 9 条においては、個人番号を利用することができる」ことが規定されているのであり、個人番号の利用が義務づけられるものではないことから、事実上平成 28 年 1 月からの利用開始としても問題ないと考えられる。

一方で、番号利用法整備法第 11 条により、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 124 条を改正し、国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長等に申告書等の書類を提出する者は、当該書類に個人番号を記載しなければならないこととされ、当該規定の改正が、4 号施行日の施行の日とされている。したがって、平成 28 年 1 月からの予定で国税庁、税務署において業務システムの改修等の準備を進めているところであり、これを 3 か月前倒しすることは困難である。また、改正後の国税通則法第 124 条は、個人番号の記載を義務づけるものであることから、事実上平成 28 年 1 月からとすることも困難と考えられる。

（2）平成 28 年 1 月以前は個人番号の利用に制限が課されないことについて

4 号施行日を柱書き施行日と同日とすることは困難と考えられるところ、個人番号の利用を規定する規定（第 9 条）が施行（平成 28 年 1 月）される以前については、個人番号の利用については当該規定が適用されない（個人番号利用事務（実施者）、個人番号関係事務（実施者）が観念されない）ことから、すでに施行されている番号利用法の各種規定（提供制限、罰則等）による規制、個人情報保護法制による規制（目的外利用の制限等）は別として、個人番号の利用について、特段の制限はないと解することも可能と考えられる。

この点、平成 27 年 10 月から 28 年 1 月までの間に、個人番号関係事務実施者が行う準備行為として必要となるのは、本人に対する個人番号の提供の求め、本人からの個人番号の提供、本人確認の措置、個人番号の利用、個人番号の安全管理等となるが、特定個人情報の提供の求めの制限（第 15 条）、特定個人情報の提供の制限（第 19 条）、特定個人情報の収集・保管の制限（第 20 条）、特定個人情報ファイルの作成の制限（第 28 条）の規定については、上述のとおり個人番号関係事務（実施者）という概念が観念されないため、これらの規定が施行される平成 27 年 10 月から 28 年 1 月までの間は、本人に個人番号の提供を求め、本人から提供を受け、ファイルを作成して保管するということが番号利用法上制限されることとなり、何らかの措置を講じる必要があると考えられる。

（3）具体的な改正の内容

個人番号の取扱いについては、利用範囲の限定（第9条）、利用事務の再委託（第10条）、委託先の監督（第11条）、個人番号の安全管理措置（第12条）、個人番号の提供の要求（第14条）、提供の求めの制限（第15条）、本人確認の措置（第16条）、特定個人情報の提供の制限（第19条）、特定個人情報の収集等の制限（第20条）、特定個人情報ファイルの作成の制限（第28条）、個人情報保護法の特例（第29条）及び各種罰則により、厳格な取扱いを定めている。このため、個人番号関係事務実施者たる民間事業者による施行前の準備行為として可能な行為については、極力限定すべきものと考えられる。

具体的には、個人番号関係事務に必要な範囲内で、本人からの個人番号の取得、本人確認の措置及び当該個人番号の利用（特定個人情報ファイルの作成）に限定するものとする。また、4号施行日の直後に個人番号関係事務を処理する必要性があり、このために必要な限度に限るものとする。

また、個人番号の提供の求め、個人番号の利用については、個人番号の保護の必要性が4号施行日前後で変わるものではないことから、番号利用法の規定に沿って行う必要があるのであり、個人番号の利用に関する規定（本人確認の措置等）の規定の例により行うことを義務づけるとともに、4号施行日においてすでに施行されている特定個人情報の提供の制限等の規定の適用については、当該者を個人番号関係事務実施者とみなして適用することとする。具体的な規定の施行期日と適用関係は以下のとおりとする。

	根拠規定	施行日	適用関係
関係事務における個人番号の利用	第9条第4項	4号	例による
関係事務の再委託	第10条	4号	例による
関係事務の委託先の監督	第11条	4号	例による
個人番号の安全管理措置	第12条	柱書き	みなし適用
個人番号の提供の要求	第14条第1項	4号	例による
個人番号の提供の要求制限	第15条	柱書き	みなし適用
本人確認の措置	第16条	4号	例による
特定個人情報の提供の制限	第19条	柱書き	みなし適用
特定個人情報の収集等の制限	第20条	柱書き	みなし適用
特定個人情報ファイルの作成の制限	第28条	柱書き	みなし適用
個人情報保護法の特例	第29条第3項	4号	例による
個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護	第32条～第35条	柱書き	みなし適用
特定個人情報ファイルの不正提供	第67条	柱書き	みなし適用
個人番号の不正提供、盗用	第68条	柱書き	みなし適用
詐欺行為等による情報取得	第70条	柱書き	適用
命令違反	第73条	3号	適用
検査忌避等	第74条	3号	適用

国外犯	第 76 条	柱書き	適用
両罰規定	第 77 条	柱書き	適用

一方で、番号利用法第 9 条第 3 項においては、個人番号関係事務について、必ずしも個人番号を扱うこととなる事務については、法律において規定されず、省令等において規定されることもあるため、これを網羅的に把握することは困難であることから、個人番号関係事務の根拠となる法令又は条例を限定列举せず、「その他の法令又は条例の規定により」としている。準備行為を可能とする個人番号関係事務についても、番号利用法第 9 条第 3 項を踏まえ、準備行為が必要と想定される事務（※第 9 条第 3 項に例示されているものに限る。）を例示しつつ、これに限定しないこととする。（必要と考えられる関係事務に限定する場合、仮に、これに漏れた関係事務において必要となった場合に、関連する個人番号利用事務が滞ることとなり、適当ではない。）

これらを踏まえた具体的な改正案は以下のとおり。

(準備行為)

第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

2 健康保険法第四十八条、厚生年金保険法第二十七条、所得税法第二百二十五条又は雇用保険法第七条その他の法令又は条例の規定により他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者（行政機関の長等を除く。）は、前条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、第九条第三項、第十条、第十一条、第十四条第一項、第十六条及び第二十九条第三項の規定の例により、当該施行の日後速やかに当該事務を行うために必要な限度で本人に対し個人番号の提供を求め、当該個人番号を利用することができる。この場合において、当該事務を行う者に係る特定個人情報の提供の求めの制限その他の規定の適用については、当該者を個人番号関係事務実施者と、当該個人番号を利用して処理する事務を個人番号関係事務とみなす。

3. 番号利用法整備法第 15 条について

番号利用法整備法第 15 条第 3 項及び第 4 項において、所得税法の一部改正の経過措置として、平成 28 年 1 月以前に提出される扶養控除等申告書については、個人番号の記載義務が解除されている。一方で、今般の経過措置規定が措置された場合、事業主は平成 27 年 10 月以降に提出される扶養控除等申告書に個人番号の記載を求めることが想定されるところ、番号利用法附則による経過措置と番号利用法整備法第 15 条第 3 項及び第 4 項との関係について検討を要する。

この点、今般新設する番号利用法附則における経過措置は、番号利用法の施行に伴う整備法にも当然に及ぶものと解され、また、番号利用法整備法第15条第3項及び第4項は、個人番号の記載義務を解除するものであり、これに反して個人番号を記載した場合を排除するまでの趣旨とは解されないものであるから、これらは矛盾するものではなく、番号利用法附則第2条第2項の新設に伴い番号利用法整備法第15条第3項及び第4項を改正する必要はないものと考えられる。

(参照条文)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

(利用範囲)

第九条 (略)

2 (略)

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、(略)その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理について必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 (略)

(再委託)

第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

(委託先の監督)

第十二条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人番号利用事務実施者等の責務)

第十三条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 (略)

(提供の求めの制限)

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供

を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四～十四 （略）

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(行政機関個人情報保護法 等の特例)

第二十九条 （略）

2 （略）

3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

(個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 個人番号取扱事業者（個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第九条第四項の規定に基づく場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

第三十三条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十四条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三十五条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。）を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の

用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五 政治団体 政治活動（これに付隨する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第九章 罰則

第六十七条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十八条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第七十条 第五十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第五十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第六十七条から第七十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第七十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十七条、第六十八条、第七十条又は第七十三条から第七十五条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（準備行為）

第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

（国税通則法の一部改正）

第十一條 国税通則法（昭和二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条の見出しを「(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)」に改め、同条第一項中「届出書」の下に「、調査」を加え、「) 及び住所又は居所」を「)、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

※ 番号利用法整備法第11条による改正後の国税通則法

(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

第百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調査その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人(代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。)によって当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者(人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。)、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 (略)

2 (略)

3 新所得税法第百九十四条第一項及び第百九十五条第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する新所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

4 新所得税法第百九十五条の二第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同条第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

附 則

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、

「第三条第二項(第十条第二項において準用する場合を含む。)」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。)、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 (略)

○健康保険法(大正十一年法律第七十号)

(届出)

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者等の資格の

取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（届出）

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第百六十二条第一項第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければならない。

- 一 居住者又は内国法人に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等の支払をする者（当該利子等のうち、国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）
- 二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者（当該配当等のうち、国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益権又は株式（資産の流動化に関する法律第二条第五項（定義）に規定する優先出資、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。）に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）
- 三 居住者又は内国法人に対し国内において第二百四条第一項各号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金、第二百九条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）に規定する給付補てん金、利息、利益若しくは差益又は第二百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）に規定する利益の分配につき支払をする者
- 四 居住者又は内国法人に対し国内において生命保険契約（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。第六号において同じ。）に基づく保険金その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者
- 五 居住者又は内国法人に対し国内において損害保険契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は

- 同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国損害保険会社等が国外において締結したものと除く。次号において同じ。)に基づく給付その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者
- 六 生命保険契約、損害保険契約その他これらに類する共済に係る契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者
- 七 削除
- 八 非居住者又は外国法人に対し国内において第百六十一条第一項第四号若しくは第六号から第十六号までに掲げる国内源泉所得又は第二百九条第二号(源泉徴収を要しない年金)に掲げる年金の支払をする者
- 九 前号に該当するものを除くほか、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機(以下この号において「不動産等」という。)の貸付け(地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。以下この号において同じ。)若しくは不動産等の譲渡に係る対価又は不動産等の売買若しくは貸付けのあつせんに係る手数料の支払をする法人又は不動産業者(政令で定めるものに限る。)である個人
- 十 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二十四条の三第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者、同条第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする者又は同条第四項に規定する償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者
- 十一 恒久的施設を有しない非居住者、内国法人(一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。)又は外国法人に対し国内において第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令で定めるものの交付をする同項に規定する交付をする者
- 十二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者
- 十三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた第二百二十四条の五第二項(先物取引の差金等決済をする者の告知)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者
- 十四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払者

2～4 (略)

○雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)

(被保険者に関する届出)

第七条 事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に關し、当該事業主の行う適用事業(同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によって行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。)に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。

預貯金口座情報への個人番号の利用について (第 19 条第 1 号、別表第一の 55 の 2・56 の 2 関係)

1. 改正の趣旨

預貯金口座情報を個人番号を利用して管理すること（以下「預貯金付番」という。）については、番号利用法の制定時においては、政府が国民の資産をどこまで把握するかは、それに伴う国民等の負担も勘案したうえで、国民の理解を得る必要があると考え、個人番号利用事務とはしていなかったところ。

一方で、税や社会保険制度において、公正な給付と負担を実現するためには、資産把握は重要な課題であり、番号利用法成立以後もその必要性については様々な議論がなされてきた。

すなわち、平成 25 年 8 月には、社会保障制度改革国民会議報告書において、『これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保険・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである』として、預貯金付番の必要性が述べられている。また、政府税調においても、番号利用法の成立を受け、税務面における番号の活用について検討が進められ、政府税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ論点整理として、「社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適性・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき」とされた。さらに、政府の IT 総合戦略本部の下に設置されたマイナンバー等分科会においても個人番号の利活用等について検討が進められ、平成 26 年 5 月にとりまとめられた中間とりまとめにおいて、「預金保険法や犯罪収益移転防止法等に基づく、金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務について、マイナンバーの利用範囲に追加すること等について、検討を進め、秋頃を目途に、検討状況を政府 CIO に報告することとされた。

これらの要請を踏まえ、今般の個人情報保護法の改正と併せ、個人情報の保護と有用性の確保を一体的に実現するため、番号利用法の一部改正を行い、金融分野における情報の活用を図るものである。

2. 改正の内容

預貯金付番を実現するため、以下の 3 点について所要の措置を講じる。

(1) 資産又は収入の状況調査への個人番号の利用

各法令においては、行政機関に対して、法律の施行のため必要な限度で、金融機関等へ資産又は収入の状況の報告等を求めることができる旨規定されている。当該資産・収入状況の調査が個人番号利用事務の処理のために必要となる

場合には、調査を行う行政機関は個人番号利用事務実施者と、報告を求められる者は個人番号関係事務実施者となり、特定個人情報の授受は番号利用法第19条第1号又は第2号により可能とされている。

一方で、各法令に規定される調査規定は、照会先が金融機関等に限られず、幅広く規定されている例が多く見受けられ、日常的に個人番号を保有しない者に対しても、行政機関から個人番号を付した情報の照会を行うことが可能となっており、個人番号が不必要に拡散し、資産・収入の情報と結びついて不正に利用されることにより、個人番号の本人に財産的被害が生じる恐れがある。このため、番号利用法第19条第1号による資産又は収入の状況の把握のための照会を行うことができる相手先（個人番号関係事務実施者）について、通常個人番号を保有すると考えられる者に限定することとする （番号利用法第19条第1号関係）。

また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）における報告徴収規定を改正し、当該報告徴収の内容に個人番号を追加する （厚生年金保険法第100条の2、国民年金法第108条関係）。

（2）預金保険制度、貯金保険制度における個人番号の利用

預金保険法（昭和46年法律第34号）による預金保険制度においては、金融機関が破綻した場合に、預金保険機構が一定額の保険金を支払うことにより預金者を保護するため、金融機関破綻時に預金に係る債権の額を正確に把握（名寄せ）する必要がある。このため、当該債権の額の把握に関する事務において個人番号を利用することとする。同様に農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）による農水産業協同組合貯金保険機構が運営する貯金保険制度についても同様に個人番号を利用することとする （番号利用法別表第一関係）。

（3）金融機関等における預貯金者等情報の個人番号による管理

税の賦課・徴収を適性・公平に行うためには、国民の多くが保有する預貯金を把握することが必要となる。また、社会保障について所得・資産要件を適正に執行するためにも、預貯金の情報を把握することが必要となる。このため、今般の番号利用法別表第一の改正により、預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法による預金保険機構又は農水産業協同組合貯金保険機構による債権額把握に関する事務のため、個人番号関係事務実施者として金融機関等は預貯金口座に関する情報を個人番号を利用して管理することとなることと併せて、地方税法（昭和25年法律第226号）及び国税通則法（昭和37年法律第66号）において、金融機関等に対し、預貯金者の氏名、住所、預貯金の内容等に関する情報を個人番号を利用して管理することを義務付けることとする （地方税法、国税通則法関係）。

なお、金融機関等においては、特定個人情報を安全に管理する必要があるが、これについては、銀行法 12 条の 2 第 2 項において、「銀行は、その業務に関する取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならない」とした上で、銀行法施行規則 13 条の 5 の 6において、「顧客に関する情報の安全管理について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とされているところ。銀行においては、これらの規定に基づくガイドラインに従い、

- ① 従業者の責任と権限を明確に定めた「安全管理に関する規程」を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行う。
- ② 従業者との顧客情報の非開示契約の締結や、従業者に対する教育・訓練を実施し、従業者を監督する。
- ③ 顧客情報システムへのアクセス制御や、顧客情報システムの監視を行う。といった顧客情報の安全管理のための措置を講じることとしており、これらの措置については、金融庁が行う金融検査の際に、銀行において適切に講じられているかの確認をすることとされている。

さらに、番号利用法第 12 条に基づき、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じる義務が課せられており、特定個人情報保護委員会が定めるガイドラインに従い、

- ① 特定個人情報の適正な取扱確保のための基本方針の策定
- ② 体制の整備や取扱規程等の整備、取扱状況の確認等の組織的安全管理措置
- ③ 事務取扱担当者の監督・教育等の人的安全管理措置
- ④ 特定個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止等の物理的安全管理措置
- ⑤ 特定個人情報ファイルへのアクセス制御、アクセス者の識別と認証等の技術的安全管理措置

を講じることとされており、こうしたことにより、特定個人情報の安全管理が担保されるものと考えられる。

(参照条文)

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（預金等に係る債権の額の把握）

第五十五条の二 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した金融機関の各預金者等がその発生した日において現に当該金融機関に対して有する預金等に係る債権の額を把握しなければならない。

- 2 機構は、前項に規定する預金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、金融機関に対し、その旨を明示して、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。
- 3 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を

確実に記録しておくことができる物を含む。)により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

- 4 金融機関は、前項の規定による資料の提出に必要な預金等に関するデータベース（預金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（貯金等に係る債権の額の把握）

第五十七条の二 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等がその発生した日において現に当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権の額を把握しなければならない。

- 2 機構は、前項に規定する貯金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その旨を明示して、貯金者等の氏名又は名称及び住所、貯金等に係る債権の内容その他主務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。
- 3 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。
- 4 農水産業協同組合は、前項の規定による資料の提出に必要な貯金等に関するデータベース（貯金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（資料の提供）

第一百条の二 （略）

- 5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

○国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

（資料の提供等）

第一百八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であつた者（以下この項において「被保険者等」という。）、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者、国家公務員共済組合法 若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第百九条第二項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けている者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（預金者等に対する情報の提供等）

第十二条の二 （略）

2 前項及び第十三条の四並びに他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（抄）

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十三条の六の五 銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。）の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。）を、前条第一項に規定する賃金の支払者（所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一～四 （略）

2～7 省 略

8 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証

券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていなければならないものとし、金融機関の営業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

9・10 (略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

別表第二の 16 及び 116 の項第四欄の並び順について

番号利用法案の検討過程において、当初、別表第二の第四欄の特定個人情報の規定の順番については、①事務の根拠法律の所管省庁の建制順、②同一省内は設置法における所掌事務の順、③同一所掌内は法律の制定順とされていた。このルールを踏まえ、二部長（当時）了となつた案文における別表第二の 16 の項に相当する箇所は以下のとおり。

四十六 都道 府県 知事 又は 市町 村長	児童福 祉法に による同 法第五 十六条	市町村長	住民票関係情報、地方税関係情報又は児童福祉法に による同法第六条の二第一項の障害児通所支援若しく は障害者自立支援法による同法第六条の自立支援給 付の支給に関する情報であって主務省令で定めるも の
	第一項 の負担 能力の 認定又 は同条 第二項 若しく は第三 項の費 用の徵 収に関 する事 務であ って主 務省令 で定め るもの	都道府県知 事等	児童福祉法による同法第二十三条第一項の母子生活 支援施設における保護の実施に関する情報、児童扶 養手当関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦 人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるも の
		都道府県知 事	児童福祉法による同法第七条第二項の障害児入所支 援若しくは同法第二十七条第一項第三号の措置に關 する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定 めるもの
		厚生労働大 臣又は都道 府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法 第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情 報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。） であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大 臣又は日本 年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 であって主務省令で定めるもの

これについて、次長（当時）より、根拠法の制定順とすべきとの指摘を踏まえ、現行の規定ルール、すなわち、特定個人情報の根拠法の制定順とし、同一のハコに複数の特定個人情報が規定される場合は、最も制定の早い根拠法を基準とし、同一の根拠法の場合は、根拠規定の規定順とされたものである。

なお、別表第二の 116 の項については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）第 65 条により追加されたものであるが、子ども・子育て支援法の制定に伴い、児童福祉法に基づき市町村長が行っている保育料の決定（別表第二の 16）について、子ども・子育て支援法に基づくものへと制度が移行することに伴うものであることから、別表第二の 16 の項に倣って規定されたものである。

また、別表第二の 16、116 の項については、これまで 2 度改正がなされているが、項ずれ及び略称の改正（「中国残留邦人等支援給付関係情報」→「中国残留邦人等支援給付等関係情報」）のみであり、かつ、略称の改正は議員立法で行われたものであることから、実質的には項ずれのみの改正であり、事実上改正の契機がなかつたものである。

今般の番号利用法で改正を行う別表第二の 16 及び 116 の項第四欄については、それぞれ以下のとおりとなっており、上記ルールに沿わない部分があるため、この際、これを手当てすることとしたい。

十六 都道 府県 知事 又は 市町 村長	児童福 祉法に よる負 担能力 の認定 又は費 用の徴 収に関 する事 務であ って主 務省令	都道府県知 事	<u>児童福祉法</u> （昭和 22 年法律第 164 号）による障害児入所支援（第 7 条第 2 項）若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は <u>身体障害者福祉法</u> （昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u> （昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは <u>知的障害者福祉法</u> （昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
		都道府県知 事等	<u>児童福祉法</u> （昭和 22 年法律第 164 号）による母子生活支援施設における保護の実施（第 23 条）に関する情報、生活保護関係情報（ <u>生活保護法</u> （昭和

	で定めるもの	<p>25年法律第144号)、児童扶養手当関係情報（<u>児童扶養手当法</u>（昭和36年法律第238号）又は中国残留邦人等支援給付等関係情報（<u>中国残留邦人等支援法</u>（平成6年法律第30号））であって主務省令で定めるもの</p>
	市町村長	<p><u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援（第6条の2の2第1項）に関する情報、地方税関係情報（<u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号））、住民票関係情報（<u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第81号））又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p>
	厚生労働大臣又は都道府県知事	<p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u>（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの</p>
	厚生労働大臣又は日本年金機構	<p><u>国民年金法</u>（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p>

百十六 市町 村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て	都道府県知事	<p><u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援（第7条第2項）若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報（<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号））であって主務省令で定めるもの</p>
		市町村長	<p><u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援（第6条の2の2第1項）に関する情報、地方税関係情報（<u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号））、住民票関係情報（<u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第81号））又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p>

支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報 (<u>生活保護法</u> (昭和 25 年法律第 144 号))、児童扶養手当関係情報 (<u>児童扶養手当法</u> (昭和 36 年法律第 238 号)) 又は中国残留邦人等支援給付等関係情報 (<u>中国残留邦人等支援法</u> (平成 6 年法律第 30 号)) であって主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報 (<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u> (昭和 39 年法律第 134 号)) であって主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣又は日本年金機構	<u>国民年金法</u> (昭和 34 年法律第 141 号) による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

(参照条文)

○児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

②～⑧ (略)

第七条 (略)

② この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

第二十三条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) の適用等適切な保護を加えなければならない。

②～⑤ (略)

行政機関及び独立行政法人の保有する個人情報に関する検討規定の追加に伴う番号利用法原始附則第六条第二項の削除及び同条第三項の修正について

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下「行政機関保護法等」という。）については、個人情報保護法と同時に改正し、行政機関保護法等においても匿名加工情報に関する規定の追加や個人情報保護委員会と総務大臣の関係の整理等を行う予定であったが、行政機関保護法等の改正作業において、個人情報保護法における匿名加工情報や個人情報保護委員会に関する規定を踏まえて検討する必要があるとされ、個人情報保護法改正案の策定を待って作業を進め、臨時国会への提出を目指すとされたところ。ただし、政府としては改正個人情報保護法と改正行政機関保護法等の匿名加工情報に関する規定の施行日を同一にすることを目指すため、同日までの行政機関保護法等の改正に向けた検討を求める規定を改正個人情報保護法の附則に設けることとした。

（検討）

第十二条

2 政府は、施行日までに、第一条の規定による個人情報の保護に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、国の行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報について、その性質、保有の目的等を勘案し、当該個人情報を特定の個人を識別することができないように加工したものの作成及び提供の在り方、当該個人情報の範囲の明確化並びに総務大臣による当該個人情報の適正な取扱いの確保に関する個人情報保護委員会の関与の在り方について検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

他方、番号利用法の原始附則第六条に特定個人情報保護委員会の所掌事務に関する検討規定が置かれており、今般の改正により特定個人情報保護委員会が個人情報保護委員会に改組されることに伴い、以下のとおり改正することを考えていたところ。

改正案	現行
附 則（検討等） 第六条（略） 2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、行政機関及	附 則（検討等） 第六条（略） 2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情

<p>び独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を<u>個人情報保護委員会</u>の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を<u>委員会</u>の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
---	--

改正法附則第十二条に追加することとした検討規定は、「行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を個人情報保護委員会の所掌事務とすることについて」の検討を含むものであるため、番号利用法原始附則第六条第二項の改正案と内容が重複することとなる。

同様の内容に関する検討規定が複数存在しないよういずれかに統合する必要があるところ、改正法附則の検討規定は①個人情報保護委員会の所掌事務以外に匿名加工情報に関する制度の導入についても検討課題として明記しており、検討対象がより広範であること、②個人情報保護委員会を設置する個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえた検討を求めており、最新の状況を踏まえたものであることから、改正法附則の検討規定に統合することが適当と考えられる。

以上を踏まえ、番号利用法原始附則第六条第二項を削除するとともに、これを引用している同条第三項を以下のとおり修正することとした。

改正案	現行
<p>附 則（検討等） 第六条（略） (削除)</p>	<p>附 則（検討等） 第六条（略） <u>2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p>
<p><u>2 政府は、個人情報保護委員会の行う個人情報の取扱いに関する監視又は監督について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善に</u></p>	<p><u>3 政府は、委員会の行う特定個人情報（前項の規定により講ずる措置その他の措置により委員会が特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務をつかさどることとされた場</u></p>

【機密性 2 情報】

<p>ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>合にあっては、委員会の所掌事務に係る個人情報)の取扱いに関する監視又は監督について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
---	---

<参考>

【まだ有効な原始附則の検討規定を改正した例】

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）の原始附則第 2 条は、同法の 施行後 5 年以内 に検討を加え、必要な措置を講ずることとしていたところ、以下のとおり、施行後 5 年を経過する前（平成 14 年 6 月）に行われた同法の改正において、同条を改正している。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年 6 月 7 日法律第 61 号）による改正後の条文	制定時の条文
<p>(検討)</p> <p><u>第二条 政府は、京都議定書第六条 1 に規定する事業、京都議定書第十二条 1 に規定する低排出型の開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>第三条 政府は、平成十七年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(検討)</p> <p><u>第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

- ② 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年 12 月 6 日法律第 139 号。平成 15 年 4 月 1 日施行）の原始附則第 2 条は、施行後 10 年を経過した場合 に検討を加え、必要な措置を講ずることとしていたところ、以下のとおり、施行後 10 年を経過する前（平成 24 年 8 月）に行われた本則の改正において、同条を改正している。

裁判所法及び法科大学院の教育と司法	制定時の条文
-------------------	--------

【機密性 2 情報】

試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年 8 月 3 日法律第 54 号）による改正後の条文	
(検討) 附則第二条 政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、 <u>国民の信頼に足る</u> 法曹の養成に関する制度について、 <u>学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十四号）の施行後一年以内に</u> 検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。	(検討) 附則第二条 政府は、 <u>この法律の施行後十年を経過した場合において</u> 、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

本人による個人番号の告知義務について

番号利用法においては、個人番号については、番号利用法に法定された事務において個人番号を利用することができると定めているものである（第9条）。

一方で、本人からの個人番号の提供については、個人番号利用事務実施者において利用する際には当然に本人から取得する必要性があるのであり、本人に対して個人番号の提供を求めることができることとされているが（第14条第1項、第20条、第19条第3号）、本人に対しては、個人番号の提供義務を課すこととはせず、各個別法による対応とされているところ。

番号利用法別表第一に規定される事務のうち、本人からの個人番号の提供義務の有無については、以下のとおり。

別表第一に規定される個人番号利用事務（例）

個人番号利用事務	個人番号の提供義務
確定申告書の提出	○
生活保護の申請	×（生活保護を受ける必要のある者は、ホームレス等の個人番号が不明な場合も想定されるため、個人番号の提供を申請要件として必要な保護を迅速に行うことができなくなる恐れがあるため。）
健康保険の被保険者資格の取得届	○
健康保険の特定健診の受診	×（健康保険の保健事業については、各保険者の取り組みによるところであり、法令において詳細な手続を規定していないため。）
預金保険機構による預金等に係る債権額の把握に関する事務	×（すべての預金者に金融機関への個人番号の提供を義務づけることは、プライバシー保護の観点から国民の理解が得られているとは言い難いため。）

（参照条文）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされる者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管

理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理について保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
- 3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条 又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理について必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
- 4 前項の規定により個人番号を利用することとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。
- 5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 （略）

（提供の求めの制限）

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。

- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七條又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものをを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。
- 十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- 十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

別表第一（第九条関係）※今般の改正による改正後

二 全国健康保険協会又は健康保険組合	<u>健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施 又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</u>
十五 都道府県知事等	<u>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</u>
三十八 国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の <u>国税の賦課又は徴収に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの
五十五の二 預金保険機構	<u>預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等にかかる債券の額の把握に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの

○国税通則法（昭和三十七年四月二日法律第六十六号）

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第一百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあっては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によって当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三 保護を受けようとする理由

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

※ 厚生労働省令において、個人番号を規定することとはしていない。

○国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）

（裁定の請求）

第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 個人番号又は基礎年金番号
- 三～八 (略)
- 2～7 (略)

○健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）

（被保険者の資格取得の届出）

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十六条、第三十六条の二及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、本人番号（個人番号を有する者にあっては個人番号をいい、個人番号を有しない者にあっては基礎年金番号をいう。）、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

2～4 (略)

※ 様式第三号の記載事項として個人番号を追加

（出産育児一時金の支給の申請）

第八十六条 法第一百一条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- 二・三 (略)
- 2～4 (略)

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

第六章 保健事業及び福祉事業

第一百五十条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この項及び第百五十四条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3～7 (略)

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

(預金等に係る債権の額の把握)

第五十五条の二 機構は、保険事故が発生したことを知つたときは、速やかに、当該保険事故が発生した金融機関の各預金者等がその発生した日において現に当該金融機関に対して有する預金等に係る債権の額を把握しなければならない。

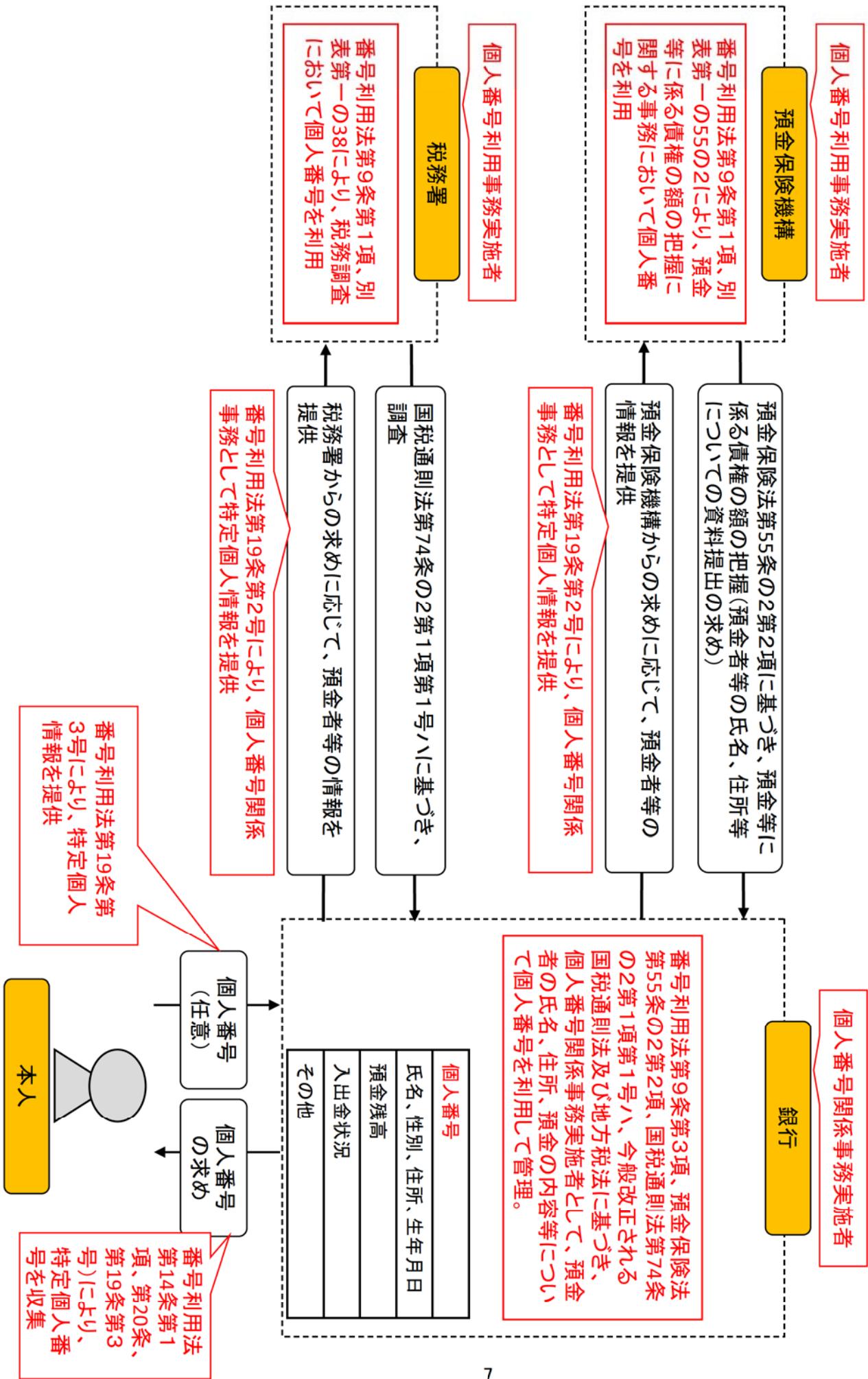
2 機構は、前項に規定する預金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、金融機関に対し、その旨を明示して、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

3 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

4 金融機関は、前項の規定による資料の提出に必要な預金等に関するデータベース（預金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものという。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

※ 第2項に基づき、内閣府令・財務省令で定める事項として、個人番号を規定することとしており、これにより金融機関には個人番号の提供が義務づけられ、個人番号関係事務実施者として位置づけられこととなるが、預金者本人に個人番号の提供義務を規定しているものはない。その理由については、「預金付番の実効性について」参照。

預金保険機構、金融機関及び預貯金者(本人)の関係について①



預金保険機構、金融機関及び預貯金者(本人)の関係について②

(参照条文)

○国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の二 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又は税關の当該職員(税關の当該職員にあつては、消費税に關する調査を行ふ場合に限る。)は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に關する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に關する帳簿書類その他の物件(税關の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。)又はその帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第百二十三条第一項(確定損失申告)、第百二十九十五条第三項(年の中途で死亡した場合の確定申告)若しくは第百二十七条第三項(年の中途で出国をする場合の確定申告)(これらの規定を同法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者

ロ (略)

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者

二～四 (略)

2～4 (略)

∞

(預貯金者等情報の管理)※今般の改正法により追加

第七十四条の十三の二 金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号(定義)に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項(定義)に規定する農水産業協同組合をいう。)は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報(預貯金者等(預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。)の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所その他預貯金等(預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。)の内容に關する事項であつて財務省令で定めるものをいう。)を当該預貯金者等の番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。第百二十四条第一項(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)において同じ。)により検索することができる状態で管理しなければならない。

○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(預貯金者等情報の管理)※今般の改正法により追加

第二十条の十一の二 金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。)は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報(預貯金者等(預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。)の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地)その他預貯金等(預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。)の内容に關する事項であつて総務省令で定めるものをいう。)を当該預貯金者等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律(平成二十七年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)(法人にあつては、法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。)により検索することができる状態で管理しなければならない。

預金付番の実効性について

現行、税務調査においては、税務当局は質問検査権の規定により、金融機関に対し個人番号を用いた預金照会は可能であるが、金融機関にあっては、個人番号を用いた預金照会に備えて特段の用意をしなければならないということまで税法上求められるものではない。そのため、今回の改正において預金保険機構による預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務とし、金融機関が預金保険機構の調査に応えて個人番号を含む資料を提出する事務を個人番号関係事務としてそれぞれ位置づけ、個人番号の利用が可能となることと併せて、金融機関からの迅速・適確な回答を確保し、税務調査における預金調査の実効性を高める観点から、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）も改正し、金融機関に対して、個人番号に紐付けて預金口座に関する情報を管理する義務を課すこととした。

一方、すべての預金者の名寄せを可能とするには、預金者が金融機関に個人番号を提供することを義務づけることが望ましいとも考えられるが、すべての預金者に個人番号の提供を義務づけることについては、プライバシー保護の観点から国民の理解が得られているとは言い難いと考えられる。

したがって、預金者には、金融機関への個人番号の告知義務は、番号利用法上はもちろん、預金保険法上、税法上においても求められていないため、個人番号の提供については、あくまで金融機関と預金者との間の預金契約において定められるところによるのであり、任意の提供と考えられるところ。

もっとも、預金契約の一方の当事者である金融機関においては、上述のとおり、個人番号による預金口座情報の管理が義務づけられることを受け、預金者本人に個人番号の提供を求めることとなるので、預金者においても、口座開設をしたいのであれば、その求めに応じて個人番号を提供することが通常と考えられるところ。したがって、事実上ほぼすべての預金者について、金融機関が個人番号を保有し、ペイオフがあった場合の名寄せの実効性に欠けるところはない。

(注) 内閣官房の調整のもと、今後、金融機関における対応のガイドラインを策定予定であり、こうした中で、金融機関の判断のもと個人番号の提供がなされない場合には口座の開設を拒否することも排除はされるものではないと考えられる。

なお、すべての預金口座に個人番号が付番されることが法的に確定していることではないこともあります。今般の改正法附則第12条第4項において、法律の施行後三年を目途として、金融機関が預金者から適切に個人番号の提供を受ける方策等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得

つつ、所要の措置を講ずることを政府に義務づけることとしており、十分な預金付番が実現しないということがあれば、当該規定に基づき、国民の理解を前提として、必要な手当がなされるものと考えられる。

(参照条文)

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

附 則

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 政府は、附則第一条第一項第五号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項の預金者等から適切に個人番号の提供を受ける方策及び同号に掲げる規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

国税通則法及び地方税法を改正し金融機関に個人番号の管理義務規定を設ける必要性について

現行、税務当局は税務調査において質問検査権の規定により、金融機関に対して個人番号を用いた預貯金照会は可能であると解されるが、金融機関に対して税務当局からの税務調査による預貯金照会に備えて、あらかじめ預貯金口座に関する情報について個人番号を用いて検索可能な状態で管理することを求めていないことから十分な回答が期待できないため、今回の改正により預金保険機構の照会に対し個人番号を含む資料により回答する事務を個人番号関係事務として位置付ける場合でも、税務当局が金融機関に対して個人番号を用いて預貯金照会を行う実益があるとは言い難い。

そこで、税務当局が金融機関に対して個人番号を用いて預貯金照会する際には、金融機関から迅速・的確な回答を確保し、税務調査における預貯金調査の実効性を高める観点から、国税通則法及び地方税法の改正を行い、金融機関に対して預貯金口座に関する情報について個人番号を用いて検索可能な状態で管理する義務を課すこととしている。これにより、金融機関が預貯金者に個人番号の提供を求める際、税務調査に備えて個人番号を用いて預貯金口座を管理することで、税務調査の実益が上がると期待される。

税の徵収・調査事務に個人番号を利用することについて

番号利用法の基本理念として、同法第三条において、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持等とされているところ。

国税・地方税の賦課・徵収・調査に関する事務における個人番号の利用については、適正かつ公平な課税及び徵収の実現を図り、もって必要となる租税債権を確保するためのものであるが、それはすべての納税者の利益となるものである。

国税・地方税の賦課・徵収・調査に関する事務において個人番号を利用することにより、例えば、税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、効率的に名寄せ・突号することが可能となり、より正確な所得把握に資するものであり、さらには、適正かつ公平な賦課及び徵収の実現が図られることとなる。

さらに、正確に把握された所得をベンチマークとして、社会保障制度や税制において、国民一人ひとりの所得・自己負担等の状況に応じたよりきめ細やかな制度設計が可能となり、ひいては、より適切な所得の再分配を行うことができるようになるものである。

こうした観点から、現行の番号利用法別表第一の三十八の項等において、番号の利用事務として、国税・地方税の賦課・徵収・調査に関する事務が規定されているところである。

さらに、所得把握の向上のため、税務当局に提出される申告書・法定調書等については、その提出者に対し、個人番号の記載が義務づけられており、民間事業主においても、個人番号関係事務実施者として、協力することとされているところである。例えば、株式の配当金を受け取る場合においては、納税者が証券会社に番号の告知を行い、それを受けた証券会社においては支払配当の内容を番号付の調書に記載した上で、税務当局に提出を行うこととされているところである。

(参照条文)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成22年法律第二十七号）

(目的)

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他

の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（基本理念）

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
- 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求める避け、国民の負担の軽減を図ること。
- 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいするがないよう、その管理の適正を確保すること。

2～4 （略）

（利用範囲）

第九条 （略）

2 （略）

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理について必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 （略）

別表第一（第九条関係）

十六 都道府県知事又は市町村長	<u>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの
三十八 国税庁長官	<u>国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの

○国税通則法（昭和三十七年四月二日法律第六十六号）

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第一百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあっては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

金融機関がペイオフの名寄せのために取得した個人番号を 税務調査に利用することについて

金融機関が預金保険法に基づく預金保険機構による債権の額の把握のため、預金者から取得した特定個人情報について、税務当局による税務調査において利用し、提供することができるか、検討を要する。

まず、上記の例が特定個人情報の目的外の利用となるのであれば、番号利用法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第1項及び第3項の規定により、特定個人情報の目的外利用については、番号利用法第9条第4項に基づく場合（激甚災害時の利用）に限られているため、金融機関において個人情報保護法第15条第2項に基づく利用目的の変更を行うことが必要となる。

しかし、今回の国税通則法の改正は、税務調査における預金調査の実効性を高める観点から、金融機関に対して預金者から取得した個人番号を用いて預金情報の管理を行うことを義務づけるものであることから、預金者から個人番号を取得する際、同法による利用が当然に予定されるのであって、取得時において特定されるべき利用目的にも含まれるべきものである。したがって、改正後の国税通則法の規定による個人番号の利用に法的な問題はないと考えられる。

※ 内閣官房の調整のもと、今後、金融機関における対応のガイドラインを策定予定であり、そうした中で上記の取扱いについて明示していくことにより、金融機関において利用目的に明示されることとなるものと考えられる。

次に、提供については、番号利用法第29条第3項の規定により、第三者への提供を規定している個人情報保護法第23条の適用を除外し、特定個人情報の提供については、番号利用法第19条の規制が及ぶものとされており、同条第2号においては、個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することが認められているところ。国税通則法第74条の2第1項第1号ハの規定により預金者情報を税務当局に提供する事務が個人番号関係事務に位置づけられているほか、今般の国税通則法の改正により、税務調査における預金調査の実効性を高める観点から、金融機関が個人番号を利用して預金者情報を管理する事務が個人番号関係事務と位置付けられるので、いずれにしても特定個人情報を税務当局に提供することに法的な問題はないものと考えられる。

（参照条文）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
(利用範囲)

第九条 (略)

2 (略)

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条 若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができるとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 (略)

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。

三～十四 (略)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第四項の規定に基づく場合

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていくときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個

人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

共済組合における保健事業（特定健診等）のための個人番号の取得について

共済組合においては長期給付（厚生年金）及び短期給付（健康保険）に関する事務において個人番号を利用することとされている（別表第一の22等）。また、今般別表第一に追加される保健事業（特定健診等）についても、個人番号の利用開始（平成28年1月）時点では、共済組合による個人番号利用事務として番号法別表第一に追加されることとなるため、共済組合においては、保健事業も含めて、別表で規定されている事務については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第15条第1項により利用目的として特定し、同法第18条第2項により当初の個人番号取得の際に明示することとなると考えられる。

また、特定健診に関する情報については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条の規定により、他の保険者に対して、特定健診に関する記録の提供を求めることができ、また、当該他の保険者は、提供を求められた場合には提供しなければならないこととされていることから、当該他の保険者は個人番号関係事務実施者として、番号利用法第19条第2号が適用され、提供が可能となるものである。

（参照条文）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 （略）

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。

三～十四 （略）

別表第一（第九条関係）

二十二 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十八 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第二百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十七条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

- 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法 その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 (略)

（取得に際しての利用目的の通知等）

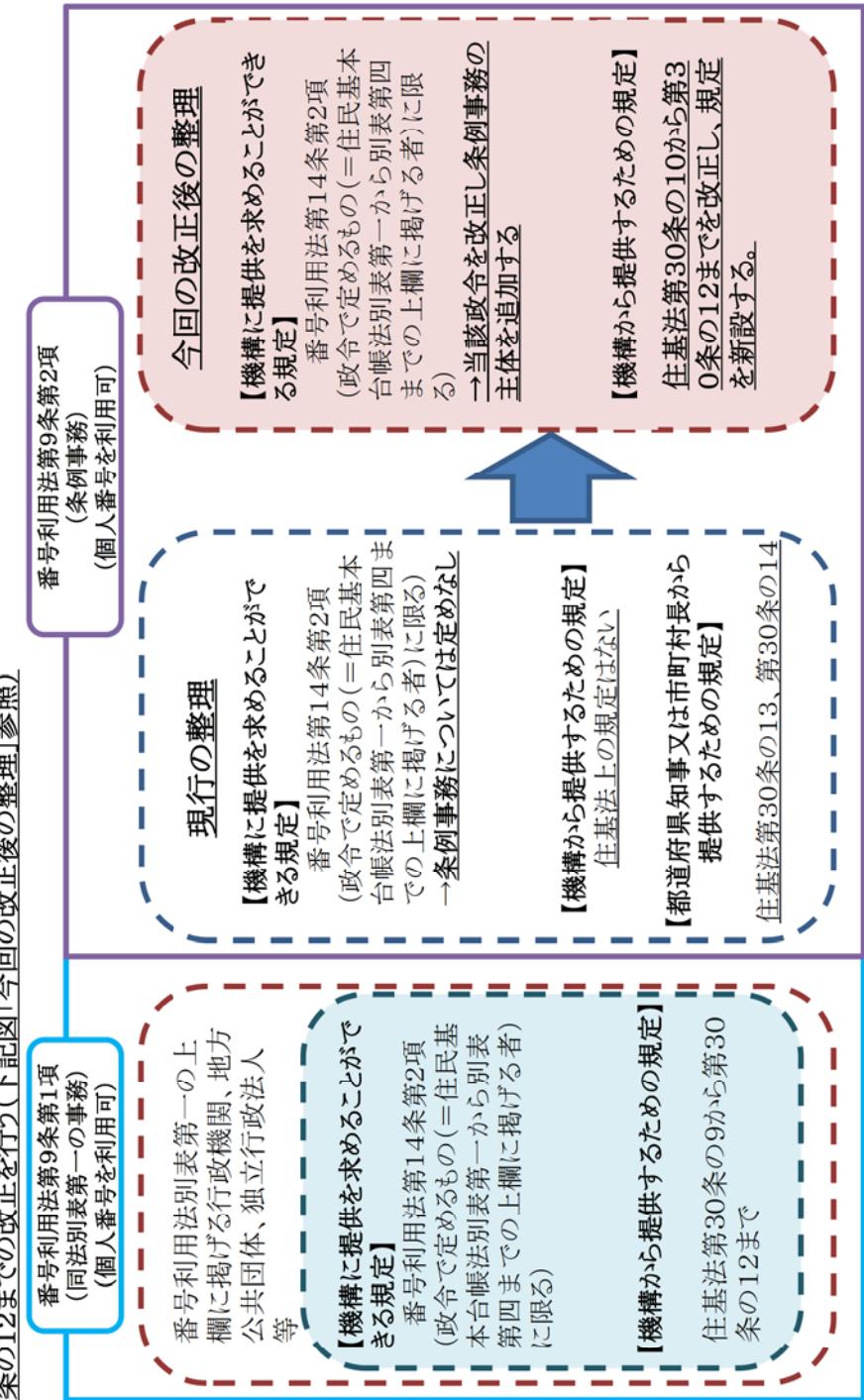
第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3・4 (略)

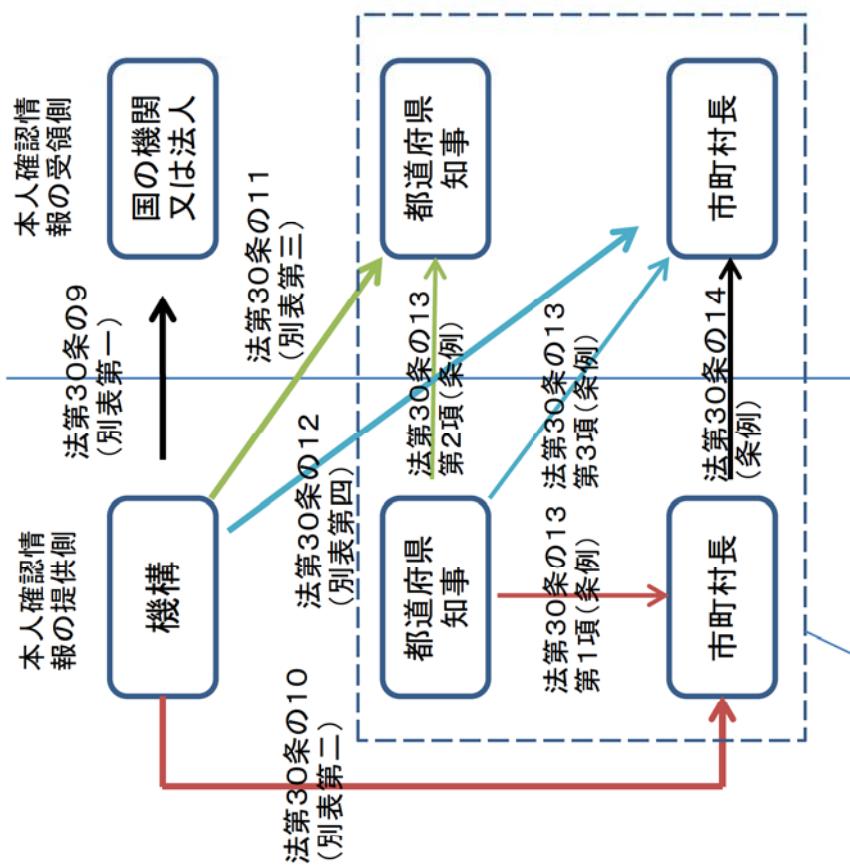
今回の番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例事務に係る住民基本台帳法改正概要について

- 番号利用法上の個人番号の利用について
 - 番号利用法第9条において、個人番号を利用できる場合について規定している。
 - ・番号利用法第9条第1項： 番号利用法別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等による個人番号の利用
 - ・番号利用法第9条第2項： 地方公共団体の長その他の執行機関による、条例で定められた事務の個人番号の利用
- 個人番号の利用に当たっては、個人番号の真正性の確認が必要であり、そのためには原則として機構から住基ネットを通じて個人番号を含む本人確認情報の提供を受けることにより当該確認 作業を行うこととなる。番号利用法第9条第1項により個人番号を利用できる場合については、当該利用主体が「機構に本人確認情報の提供を求めることができる」と規定される一方、住民基本台帳法第30条の9～第30条の12までにおいて「機構から本人確認情報を提供を求めるための規定」が規定され、個人番号の真正性の確認ができるよう措置されているところである。
- 一方、番号利用法第9条第2項により個人番号を利用する場合についても第14条第2項の適用対象と考えられる(※)が、住民基本台帳法上「機構から本人確認情報を提供するための規定」が置かれていないことから、同法第30条の13又は第30条の14により、本人確認情報を提供する都道府県知事又は市町村長が条例を制定することにより対応する他ない(下記図「現行の整理」参照)。
→番号利用法第9条第2項により個人番号を利用する場合についても、機構から本人確認情報の提供を受けることができるよう、住民基本台帳法第30条の10～第30条の12までの改正を行う(下記図「今回の改正後の整理」参照)

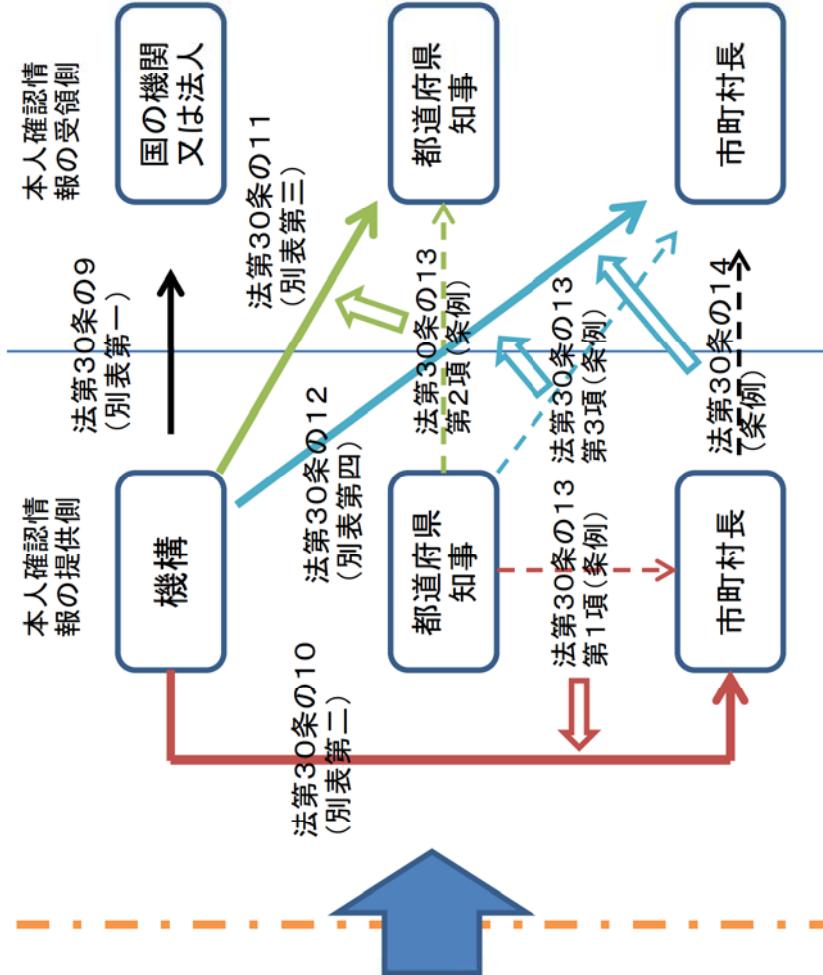


番号整備法による改正(平成28年1月)後の整理

今回の改正後の整理



- (条例事務の取扱い)
- ・本人確認情報の提供を受ける都道府県知事や市町村長が条例(番号利用法第9条第2項の規定に基づくもの)を制定
 - ・番号利用法第9条第2項により個人番号を利用できる場合にについても、機構から本人確認情報の提供を受けることができるよう、法第30条の10から第30条の12までの改正を行った。
 - ・本人確認情報の提供を行う都道府県知事や市町村長が条例を制定
(法第30条の13又は法第30条の14)



- (条例事務の取扱い)
- ・本人確認情報の提供を受ける都道府県知事や市町村長が条例(番号利用法第9条第2項の規定に基づくもの)を制定
 - ・番号利用法第9条第2項により個人番号を利用できる場合にについても、機構から本人確認情報の提供を受けることができるよう、法第30条の10から第30条の12までの改正を行った。
 - ・条例事務における個人番号の提供
法第30条の13各項又は第30条の14 → 法第30条の10から第30条の12まで
 - ※法第30条の13各項又は第30条の14は個人番号以外の本人確認情報の提供を行う

【番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例事務に係る住民基本台帳法第30条の10から第30条の12までの改正関係】

1. 改正概要

- 地方公共団体の長その他の執行機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項による個人番号の利用条例（以下「第9条第2項条例」という。）を制定した場合に、当該条例で定める事務の実施に必要な範囲で地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるよう、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の10から第30条の12までにおいて規定を新設することとする。

2. 改正内容の説明

①改正の必要性その1（第9条第2項条例に規定する事務における個人番号の真正性の確認の必要性）

- 番号利用法第2条第12項に規定する「個人番号利用事務実施者」については、法第30条の9から第30条の12までの規定により機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができるとされている（番号利用法第14条第2項）。これにより、個人番号利用事務の実施にあたり、個人番号の真正性の確認（申請書に本人が個人番号を記載した場合等に当該個人番号が正しいものかどうか確認すること）ができるように措置されているところである。
- 一方、「個人番号利用事務実施者」には、個人番号を利用するための番号利用法第9条第2項による条例（※1）を定めた市町村長又は都道府県知事（以下「市町村長等」という。）も含むものであり（番号利用法第2条第10項及び第12項）、当該市町村長等についても個人番号利用事務実施者として適正に個人番号利用事務を実施するためには、同様に個人番号の真正性の確認をする必要がある。

※1 個人番号の利用については、番号利用法別表第一に掲げる場合の他、地方公共団体の長その他の執行機関が、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して個人番号を利用できる旨が規定されている（番号利用法第9条第2項）。

②改正の必要性その2（番号利用法の改正に伴う住基法改正の必要性）

- また、次期通常国会において提出予定の法案において、番号利用法について、第9条第2項条例を制定した場合における特定個人情報の提供の根拠に関する規定（第19条第7号の2）を新設する改正が予定されている。

- 第9条第2項条例により個人番号の独自利用をする事務において、番号利用法の改正により情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となることにより、当該情報連携を行うためには確実に特定の個人に係る個人番号を取得し、これを基に情報提供用個人識別符号（番号利用法施行令第20条第1項）を取得する必要が生じる。

③問題の所在

- しかし、現行、法第30条の10から第30条の12までにおいて、第9条第2項条例を定めた場合に機構から機関保存本人確認情報の提供を受けることができるよう規定がないことから、法第30条の13又は法第30条の14の規定により、本人確認情報を提供する都道府県知事又は市町村長が条例を制定することにより対応する必要がある。

(法第30条の13又は法第30条の14の規定による場合の本人確認情報の提供に係る条例制定の要否)

		本人確認情報の受領側	本人確認情報の提供側
番号制度開始前の整理		条例制定 不要	条例制定 必要
番号制度開始後の整理	本人確認情報の受領側が個人番号を利用しない場合	条例制定 不要	条例制定 必要
	本人確認情報の受領側が個人番号を利用する場合	条例制定 不要 (ただし、別途第9条第2項条例の制定が必要)	条例制定 必要

※2 番号制度開始前の整理については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）第16条による改正前の住民基本台帳法（以下「旧法」という。）第30条の6（改正後第30条の14に対応）、第30条の7第4項第2号、同条第5項第2号又は同条第6項第2号（改正後第30条の13各項に対応）による条例を定めている場合を指す。

- 第9条第2項条例で規定する個人番号利用事務や情報連携を実施する場合には、市町村長が住登外者（当該市町村以外の住民基本台帳に登録されている者）の個人番号の確認を行う必要があるものや、都道府県知事が他の都道府県に居住する者の個人番号の確認を行う必要があるものも当然存在する。

一方で、現行の住民基本台帳法の規定に基づけば、特定の団体の個人番号独自利用事務のため、本人確認情報の提供をすることが想定されるおよそ全ての団体に対し、本人確認情報を提供するため条例を制定してもらう必要があるところ、このような運用は事实上不可能であるとともに、自治体側に過度な負担を課し、独自利用の拡大の阻害要因となりかねないことから、機構から提供を受けることができるように自治体側から法改正を求める強い要望を受けているところ。

(個人番号の独自利用事務の例)

例 1：市町村が固定資産税の課税に関する事務（条例による減免等を行っている場合）を行うにあたり、課税対象であるが、他の市町村に居住している者（住登外者）であるため、自らの保有する情報では個人番号等の把握ができない場合には、当該者が居住する市町村や都道府県から本人確認情報の提供を受ける必要がある。

例 2：県が条例により高等学校等就学支援金の上乗せ給付を行うにあたり、県外から通学している学生について給付する場合などには、他の都道府県知事の保有する本人確認情報の提供を受けることにより、当該者の個人番号等を把握する必要がある。

※3 なお、第9条第2項条例を制定した場合には、システム上当該事務を登録する必要があり、条例を制定した自治体から機構へ事務の内容等について連絡し、機構において登録する方法を検討しているところ。これにより、当該条例を定めた団体のみが本人確認情報の提供を受けることができるよう運用可能となる。現行、都道府県知事又は市町村長が他の市町村長等の独自利用のために条例を制定する場合については、磁気ディスクの送付等により条例事務の内容の連絡を受け、本人確認情報の提供側で登録作業を行っているところ。

※4 住基法上は情報連携だけでなく、個人番号の利用のみを行う場合においても機構保存本人確認情報の提供を受ける必要があることから、「特定個人情報保護委員会規則に規定した場合」といった限定は行わない。

※5 現行、番号利用法第14条第2項の規定の対象には、条例を制定する市町村長や都道府県知事も含まれていると考えられ、機構から機構保存本人確認情報の提供を受けるための住基法上の規定のみ存在しない状況となっている。ただし、本改正を行った場合には、番号利用法第14条第2項から委任されている、番号利用法施行令第11条の改正が必要である。

3. 施行前に本改正を行う必要性について

番号利用法公布後、施行に向けて準備を進める過程において、個人番号の独自利用を検討している団体が当初想定よりも多く、広範な事務について第9条第2項条例が制定されることが見込まれることが判明したところである。

一方、現行の住基法の規定に従えば、上記のとおり運用上の困難があることから、施行前に住基法の改正を行い、第9条第2項条例で定める事務の実施に必要な範囲で機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるよう措置することとし、各地方公共団体における条例制定等の施行準備に支障をきたすことのないよう、できる限り早期に周知を図る必要がある。

(施行期日：平成28年1月予定（個人番号の利用開始）、平成29年1月予定（情報連携開始）)

4. 番号利用法の改正に伴う改正であることについて

上記のとおり、今般の住基法の改正は、第9条第2項条例により個人番号の独自利用をする事務において、番号利用法の改正により情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となることにより、当該情報連携を行うためには確實に特定の個人に係る個人番号を取得し、これを基に情報提供用個人識別符号（番号利用法施行令第20条第1項）を取得する必要が生じることから、住基法を改正し、同じく第9条第2項条例を定めた場合について、機構から本人確認情報の提供を受けることができるようにする必要があるため行うものである。

番号利用法の改正に伴う住基法別表の改正について、当該一部改正法の附則で措置することとされているが、今回の改正についても同じく番号利用法の改正に伴うものとして当該一部改正法の附則において措置することが適当と考えられる。

なお、今回の住民基本台帳法の改正に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）において規定する住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置について、読替元の条文を改正することとなるため、規定の整備が必要となる。したがって、当該住民基本台帳法の改正と不可分である番号整備法の改正についても同様に附則において措置することが適当である。

5. 法第30条の13、第30条の14と今回の改正により追加する規定の適用範囲の整理

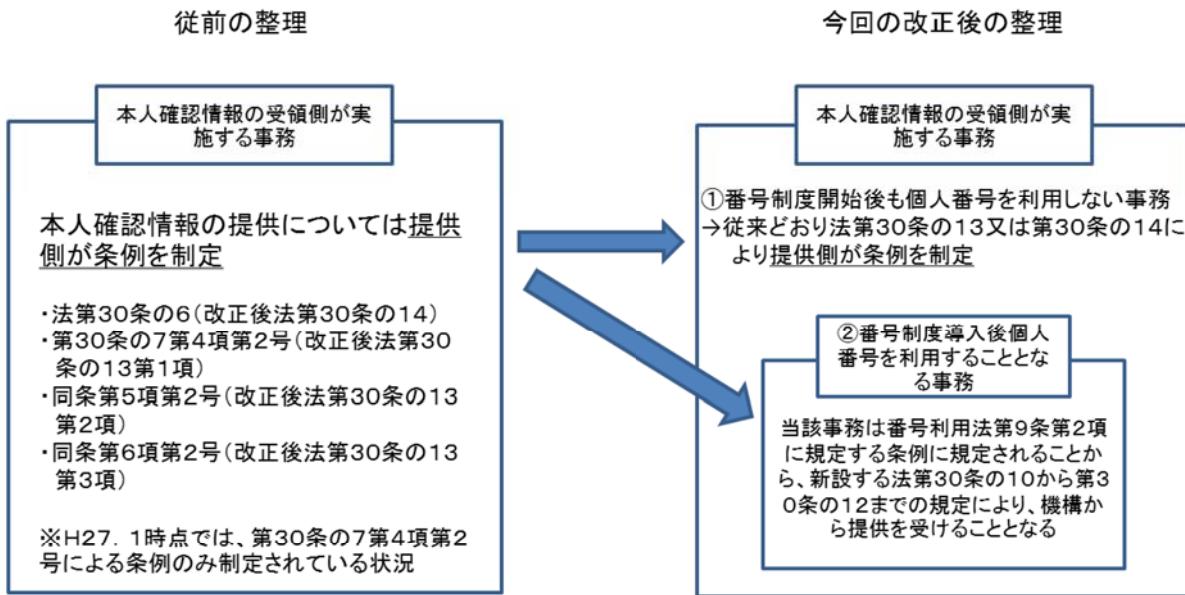
- 本人確認情報を提供する市町村長等が条例を制定する場合として法第30条の13及び第30条の14が規定されているが、今回の法改正で新設する規定との整理は以下のとおりである。

①現行本人確認情報の提供側が条例に規定している事務が番号制度開始後も個人番号の利用を行わない整理とされた場合

→現行の条例から変更はなく、引き続き法第30条の13又は第30条の14の規定による条例として運用される

②当該事務が番号制度開始後個人番号を利用することとなる場合

→当該事務は第9条第2項条例において規定する事務と整理され、本人確認情報の提供については、今回の法改正で新設する機構から機関保存本人確認情報の提供を受ける方法が適用されることとなる。



①の事務の例:

下水道の使用料の徴収の際、支払義務者の住所確認に関する事務において、都道府県知事から当該都道府県内の市町村長へ本人確認情報を提供している例があるが(群馬県、北海道等)、当該事務については番号制度開始後も個人番号が利用されることはないと認められ、番号制度開始後も法第30条の13第1項に基づき都道府県知事から当該都道府県内の市町村長への提供が実施されることとなる。

②の事務の例:

地方税の賦課・徴収に関する事務において、都道府県知事から当該都道府県内の市町村長へ本人確認情報を提供している例があるが、このうち条例で制定するもの(固定資産税の条例による減免等。地方税の賦課・徴収等の法定事務は番号制度開始後住基法別表に規定される)については、番号制度開始後は個人番号を利用することとなるため、機構から本人確認情報の提供を受けることとなる。

- 上記①に整理される場合については、個人番号を提供することは想定されない(全て②の事務に整理され機構から提供される)ため、法第30条の13各項及び法第30条の14における「ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。」については、今回の改正により不要となることから削除する。
- したがって、法第30条の13各項及び法第30条の14の規定に基づく事務については、番号制度開始以前から本人確認情報の提供側が条例を制定し行っていた事務であれば住民票コードの提供が可能(番号整備法第20条及び第22条に経過措置が規定)だが、番号制度開始後にこれらの規定に基づいて個人番号を利用しない事務を行う場合には、都道府県知事保有本人確認情報のうち、住民票コードと個人番号を除いた四情報(氏名、住所、生年月日、性別)のみを提供する整理となる。
- 以上の整理に従い、法第30条の13第1項における「都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。以下この条において同じ。)」や法第30条の14における「本人確認情報(住民票コードを除く。)」については、それぞれ「都道府県知事保存本人確認

情報(住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。)」、「本人確認情報(住民票コード及び個人番号を除く。)」と改める。

6. 番号整備法における経過措置の改正について

(経過措置の概要)

- 住民基本台帳法別表に規定する事務や条例で定める事務においては、番号制度開始後は住民票コードを提供せず、代わりに個人番号を提供する整理とされているが、番号制度開始前から住民票コードの提供を受けていた場合については、システム上の対応に時間が必要であることから、番号制度開始後も引き続き住民票コードの提供を受けることができるよう、番号整備法に経過措置が規定されている。

具体的には、法第30条の9から法第30条の15までの規定について、「本人確認情報(第一号に掲げる場合にあっては、住民票コードを除く。)」とあるものの括弧書きを外し、「本人確認情報」と読み替える規定が置かれているところである。

- 一方、法第30条の37（住民票コードの告知要求制限）においては、市町村長、都道府県知事又は機構が、住民基本台帳法に基づいた事務の遂行のために住民票コードを含む本人確認情報の提供を求めることができる場合を除いて住民票コードの告知要求を禁止する旨を規定しており、法第30条の38（住民票コードの利用制限等）については、これらの主体以外について住民票コードの告知要求を一般的に禁止する旨が規定されている。番号制度開始後は、別表事務においては住民票コードが提供されないことが原則となるため、この二条に関しては告知要求できる主体を「市町村長」、「都道府県知事」等と規定する改正を番号整備法において行っている。

一方、番号制度開始前から住民票コードの提供を受けていた住民基本台帳法別表上の主体は「市町村長その他の執行機関」、「都道府県知事その他の執行機関」等であることから、法第30条の9から法第30条の15までの規定について、住民票コード提供のための経過措置を適用する場合には、法第30条の37や法第30条の38についても必要な読み替えをする必要があるところである。

(経過措置の内容の詳細と改正方針について)

- 今回の住基法の改正は、番号整備法第20条や同法第22条による読み替えにおける読み替えの条文を改正するものであることから、必要な規定の整備を行う必要がある。なお、第22条は平成29年1月以降当分の間の住民票コード提供についての経過措置であり、第20条（対象：第三号施行日（平成28年1月予定）から第四号施行日（平成29年1月予定）までの間）と並びの規定を置いているものであることから、下記は第20条について説明するが、第22条についても並びで必要な措置をするものである。

○． 今回法第30条の10から第30条の12までに規定を新設する、第9条第2項条例で定める事務の処理について機構保存本人確認情報の提供を機構に対し求める場合については、住民票コードの提供は想定されないことから、当該条項のうち「機構保存本人確認情報（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」は「機構保存本人確認情報（第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」と読み替えよう番号整備法の経過措置を改正し、法第30条の13や法第30条の14については、今回の法改正後は個人番号を提供することが想定されないことから、各々「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）」を「都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。以下この条において同じ。）」と、「本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。）」を「本人確認情報（個人番号を除く。）」と読み替えるよう改正することとする（下記表参照）。

	経過措置の概要	経過措置の改正方針
第1項	住民基本台帳カードについて、なお従前の例によるものとする	(今回の改正の対象外)
第2項	なお従前の例によるとされた住民基本台帳カードを個人番号カードとみなすこととする	(今回の改正の対象外)
第3項	法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から法第30条の9に規定する求めがあった場合における、法第30条の9、第30条の38第1項の読み替え	「第三号新住民基本台帳法」との略称の改正のみ
第4項	法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の執行機関から法第30条の10第1項第1号に規定する求めがあった場合における、法第30条の10第1項、第30条の37第1項、第30条の38第1項の読み替え	「機構保存本人確認情報（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「機構保存本人確認情報（第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」と読み替えよう改正する
第5項	法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の執行機関から法第30条の11第1項第1号に規定する求めがあった場合における、法第30条の11第1項、第30条の37第2項、第30条の38第1項の読み替え	「機構保存本人確認情報（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「機構保存本人確認情報（第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」と読み替えよう改正する
第6項	法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の執行機関から法第30条の12第1項第1号に規定する求めがあった場合における、法第30条の12第1項、第30条の37第1項、第30条の38第1項の読み替え	「機構保存本人確認情報（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「機構保存本人確認情報（第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」と読み替えよう改正する
第7項	法第30条の14に規定する他の市町村の市	「本人確認情報（住民票コード及び個人番

	町村長その他の執行機関であって条例で定めるものから法第30条の14に規定する求めがあった場合における、法第30条の14、第30条の37第1項、第30条の38第1項の読み替え	号を除く。)」を「本人確認情報（個人番号を除く。）と読み替えよう改正する
第8項	法第30条の13第1項から第3項までに規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関、他の都道府県知事その他の執行機関、他の当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であって条例で定めるもの、又は法第30条の15第2項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから、これらの規定に規定する求めがあった場合における、法第30条の13第1項から第3項まで、第30条の15第1項、第30条の37第1項、第30条の38第1項の読み替え	「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）」を「都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。以下この条において同じ。）」と読み替えよう改正する
第9項	第30条の15第1項、第30条の37第2項の読み替え	(今回の改正の対象外)

※いずれも番号整備法による改正前の別表事務や条例事務について本人確認情報の提供の求めがあった場合を指す。

○. 番号整備法第20条は、第三号施行日（平成28年1月予定）から第四号施行日（平成29年1月予定）までの間の経過措置である。当該経過措置の改正に当たっては、法制定時における経過措置を規定していることを明確にする必要があることから、引き続き「第三号新住民基本台帳法」との略称を用いる一方、今回の住民基本台帳法の改正に係る部分については、「本改正法案の改正内容までを踏まえた」当該規定の適用に係る経過措置であることがわかるようすべきであり、「第三号新住民基本台帳法」との略称を「住民基本台帳法」との法令名に改めることとする。なお、「第三号新住民基本台帳法の規定の適用」との規定については、略称を用いる規定と法令名に改正する規定のどちらも対象とすることを明確にするため条項を全て引用することとする。

番号整備法第22条は、第四号施行日（平成29年1月予定）から当分の間の経過措置である。当該経過措置の改正に当たっては、「第四号新住民基本台帳法」との略称は、番号整備法第21条（平成29年1月施行予定）による改正後の住民基本台帳法を指すところ、今回の住民基本台帳法改正による影響はないことから、略称を法令名に改正する措置は不要である（ただし、第22条第1項の「第四号新住民基本台帳法別表第一」については、今回の住基法改正により別表第一に追加される預金保険機構等の項の施行期日

が、改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年1月予定）であることから、「本改正法案の改正内容までを踏まえた」当該規定の適用に係る経過措置であることを明確にするため、「第四号新住民基本台帳法」との略称を「住民基本台帳法」との法令名に改める等必要な規定の整備を行うこととする。)。

○ この点、地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第328号）附則第9条による健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号。以下「健保令一部改正令」という。）附則第27条の改正に伴う「新地共済令」の改正の要否について、① 類似の経過措置規定において、都度「新〇〇令」を「〇〇令」に直す改正は行なっておらず、「新××令」を「平成〇年改正後××令」といった形で改正を行っている例はないこと、② 健保令一部改正令附則第27条、第53条及び第56条から第58条までの規定については、平成20年改正当時における経過措置を規定していることを明確にする必要があることから、当該箇所以降の経過措置規定を含めて、引き続き「第9条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）」及び「新地共済令」と規定する一方で、地共済令附則第30条の2については、当該改正令案において第2項を削る改正を行うことから、健保令一部改正令附則第27条中の「地共済令第30条の2」の規定については、「本改正令案の改正内容までを踏まえた」当該規定の適用に係る経過措置であることがわかるようにするとの方針の下で改正を行っている。

◎地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十八号）附則

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「並びに附則第三十条の二第一項」を「並びに地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二」に、「新地共済令附則第三十条の二第一項」を「地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二」に改める。

（※）地方公務員等共済組合法施行令附則第30条の2第1項については実質改正が行われ、同条第2項は削られている。

◎健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則

（老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用）

第二十七条 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）第二十八条第一項及び第五項 並びに附則第三十条の二第一項 の規定を適用する場合においては、新地共済令第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該事業年度における老人保健拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平

成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金をいう。以下同じ。)、」と、同条第五項及び新地共済令附則第三十条の二第一項中「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。

番1. 目次の改正において、複数行を用いる改正規定について、折り返した行について複数行としていない例

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第2条の目次の改正規定において、複数行を用いる改正規定について、折り返した行について複数行としていない。（次ページ官報参照）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

法律第九十六条

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第三十四条の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的項目についての助言その他の援助を行うこと。

四 第四十四条第一項中の「株式会社」の下に「第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるもの」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 関係会社が、前条第一項の認定を受けたものである場合は、前項の申請をすることができない。

第三十四条の三第一項の認定を受けたものである場合は、前項の申請をすることができない。

四 第一条の二の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的項目についての助言その他の援助を行うこと。

二 第四十五条第一項中「の子会社」の下に「及び第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるもの」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 関係会社が、前条第一項の認定を受けたものである場合は、前項の申請をすることができない。

四 第一条の二の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的項目についての助言その他の援助を行うこと。

二 第四十五条第一項の次に次の二項を加える。

例 第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びそのすべての子会社の申請に基づいて当該事業主及び当該申請に係る子会社(以下「関係子会社」という)について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「関係親事業主」という)に係る

第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業所とみなす。

事業主の事業所とみなす。御名 御璽

一 当該事業主が第七十八条各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しておありかつ、その者が当該関係子会社についても同条第一号に掲げる業務を行つこととしていること。

二 当該事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該関係子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

三 当該関係子会社が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

四 当該関係子会社がその雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行つに足りる能力を有し、又は他の関係子会社が雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の行う業務に関し、その行う事業と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

五 当該関係子会社が第四十四条第一項又は前条第二項の認定を受けたものである場合についての助言その他の援助を行うこと。

六 当該特定事業主が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行つに足りる能力を有すること。

七 この条において「事業協同組合等」とは、当該特定事業主がその他の特別の法律により設立された組合であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

八 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 雇用促進事業の目標(事業協同組合等及び特定事業主がそれぞれ雇用しようとする身体障害者又は知的障害者である労働者の数に関する目標を含む。)

九 二 当該事業協同組合等の定款、規約その他の規則に準ずるものにおいて、当該事業協同組合等が第五十三条第一項の障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。

十 一 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況に応じて当該障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。

十一 二 当該事業協同組合等が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該特定事業主に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定に関する事業(第三項において「雇用促進事業」という)を適切に実施するための計画(以下この号及び同項において「実施計画」という)を作成し、実施計画に従つて、当該身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められる。

十二 三 雇用促進事業の実施時期

一 四 特定事業主が、第四十四条第一項、前条第一項又は第一項の認定を受けたものである場合は、同項の申請をすることができない。

二 五 前条第四項の規定は、第一項第六号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

三 六 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

四 七 第四十六条第一項中「事業主」の下に「特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

八 二 第四十五条の二第四項の規定は、前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

九 九 第四十六条第三項中「親事業主に係る」を「親事業主又は関係親事業主に係る」に「労働者は、「を「労働者は」に改め「労働者と」の下に

十 「当該関係親事業主のみが雇用する労働者は当該関係親事業主の事業所とみなす。」を加える。

第四十八条第六項中「第四十六条第三項」を「第四十六条第三項に係る前二項の規定の適用について、同条第四項」を「第四十六条第三項に係る前二項の規定の適用について、同条第四項を「第五項」とし、同条第五項の次に次の二項を加える。
6 親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る前二項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主又は特定組合等ののみが雇用する労働者と、当該親事業主が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者とみなす。
第五十条第三項中「第四十六条第二項」を「第四十五条第二項」に「同条第三項」を「第四十八条第六項」に改め、「親事業主」の下に「関係親事業主又は特定組合等」を加え、同条第四項中「親事業主に係る」を「親事業主、会社、当該関係親事業主若しくは当該関係会社又は当該特定組合等若しくは当該特定事業主」に改める。
第五十四条第四項及び第五十五条第三項中「第四十六条第二項」を「第四十五条第二項」に「同条第三項」を「第四十八条第六項」に改め、「親事業主」の下に「関係親事業主又は特定組合等」を加え、「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」で、「当該親事業主」と「同条第三項中」に「とあるのは」とあるのは「とあるのは」として、「当該親事業主」の下に「当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所と」を加える。
第五十六条第七項中「第四十六条第三項」を「第四十八条第六項」に改め、「親事業主」の下に「関係親事業主又は特定組合等」を加え、「同条第三項中」に「とあるのは」とあるのは「とあるのは」として、「当該親事業主」と「同条第三項中」に「とあるのは」とあるのは「とあるのは」として、「当該親事業主」の下に「当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所と」を加える。
第六十九条中「第四十六条第二項」を「第四十五条第一項、第四十五条第二項、第四十五条第三項」に改める。
四十五条の二第四項〔第四十五条の三第五項、第四十六条第二項〕に改める。
第七十一条第三項を次のように改める。
第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第二項並びに第四十五条の三第三項、第一項及び第三項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時

問労働者は、第四十五条の二第一項第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者とみなしそれらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなし、第四十四条第一項（第二号を除く。）、第四十五条第一項及び第四十五条の二第一項（第三号を除く。）中「雇用する労働者」とあるのは「雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と「又は知的障害者である労働者」とあるのは「若しくは知的障害者である労働者」又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、第四十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）中「が雇用する労働者」とあるのは「が雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、同条第三項第一号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

第七十一条第四項中「同条第二項」を「第四十五条の二第四項」に改める。

第五十二条第一項中「第四十六条第二項」を「第四十五条の二第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条第三項」を「第四十八条第六項」に改め、同条第六項中「第四十六条第二項」を「第四十五条の二第四項」に改める。

第七十二条第一項中「第四十六条第二項」を「第四十五条の二第四項」に改め、同条第二項中「第四十五条の二第四項」に改め、「第四十五条の二第四項（第四十五条の三第五項、第四十六条规定の適用については、精神障害者である労働者は、第四十四条第一項

第二号 第四十五条の二第一項第三号並びに
第四十五条の三第一項第四号及び第六号にお
いて身体障害者又は知的障害者である労働者
とみなし、第四十四条第一項第三号及び第四
号、第四十五条第一項第三号、第四十五条の
二第一項第二号並びに第四十五条の三第一項
(第四号及び第六号を除く)及び第三項第一
号中「又は知的障害者である労働者」とある
のは、「知的障害者又は第七十二条の二」に規
定する精神障害者である労働者」と、第四十
五条の二第一項第四号中「若しくは知的障害
者である労働者」とあるのは、「知的障害者
若しくは第七十二条の二に規定する精神障害
者である労働者」とする。

第七十二条の六中「及び第七十二条第四項」
を削り、「同一条第一項」を「第七十二条第一項」
に、「並びに」を「同一条第三項及び第四項中「第
四十五条の二第四項の政令で定める数に満たな
い範囲内において厚生労働省令で定める数」と
あり、並びに、「第四十六条第二項」を「第
四十五条の二第四項」に改める。

第七十四条の二第九項中「親事業主に係る」
を「親事業主、関係親事業主又は特定組合等に
係る」に改め、「当該子会社及び当該関係会社が
を割り「支払った額は」を「支払った額に関し、
当該子会社及び当該関係会社が支払った額は」
に「(のみ)が在宅就業契約に基づく業務の対価と
して在宅就業障害者に対して」を「(のみ)が支払
つた額と、当該関係子会社が支払った額は当該
関係事業主のみが支払った額と、当該特定事
業主が支払った額は当該特定組合等のみが」に
改める。

第七十四条の三第一項中「支払った額は」を
「に係る」に「支払った額と」を「とみなす」
に、「支払った額と、当該子会社及び当該関係会
社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相
当額は当該親事業主のみに係る同項に規定する
在宅就業対価相当額と」を「と、当該子会社及
び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在
宅就業対価相当額(以下この項において「在宅
就業対価相当額」という)は当該親事業主のみ
に係る在宅就業対価相当額と、当該関係子会社
に係る在宅就業対価相当額は当該特定組合等
のみに係る在宅就業対価相当額と、当該特定事
業主に係る在宅就業対価相当額は当該特定組合
等のみに係る在宅就業対価相当額とみなす」に
改める。

番1. 他法の規定を例示列挙する際に、「○法○条、・・・又は○法○条の規定その他・・・で定める規定により」と、「○法○条・・・又は○法○条その他の・・・の規定により」との使い分けについて

現行の番号利用法第9条第3項においては、他法の規定を例示列挙し「その他の法令又は条例の規定により・・・」と規定されている。「その他の」とされていることから、列挙されている他法の規定は、趣旨を明確化するための例示として定められているにとどまるものと考えられる。

一方で、現行番号利用法第19条第6号及び第8号においては、同様に他法の規定を例示列挙しているところ、「○法○条・・・又は第○条の規定その他政令で定める同法の規定」と規定されており、例示の中においても「第○条の規定」とされている。

第19条は特定個人情報の提供を制限している規定であり、その例外として、提供が可能となる住民基本台帳法の規定を第6号において、同様に国税に関する法律又は地方税法の規定を第8号において特定し、当該規定に基づく場合には提供制限が解除されることとされている。さらに、第19条第6号及び第8号においては、「その他政令で定める」とされており、例示されている規定は、政令で定められるか否かにかかわらず、提供制限が解除される。すなわち、第19条第6号及び第8号においては、個別の規定を捉えて提供制限が解除されていることを明示するため「○法○条・×条の規定その他政令で定める規定」としているものである。

今般の第19条第1号の改正部分については、第9条第3項の場合と同様、趣旨を明確化するために単に例示として列挙されているにとどまると考えられることから、「第○条第○項その他の政令で定める・・・」という規定ぶりとすることとしているものである。

(参照条文)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

(利用範囲)

第九条 (略)

2 (略)

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項 その他の法令又は条例の規定により、

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～五 (略)

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により 特定個人情報を提供するとき。

七 (略)

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、三百十七条又は三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により 国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九～十四 (略)

番2. 番号利用法第9条第3項に国税通則法を追加する改め方の修正について

番号利用法第9条第3項中「所得税法」の前に「、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二、」を加える改正において、その改め方として、「所得税法」の直前の租税特別措置法第三十七条の十四「第二十五項」を捉え、『「第二十五項」の下に「、国税通則法・・・」を加える』改め方としているところ。

今般の税制改正に伴い、当該租税特別措置法第37条の14第25項が第26項にズレ、さらに、同法第70条の2の3第14項等を追加することを検討している（税制改正に伴う改正の施行は平成28年1月を予定）。

今般の国税通則法の追加については、平成30年1月を予定しており、税制改正による改正後の第9条第3項を前提とした改め方とすることも考えられるが、当該税制改正関連法が成立しないということも念頭に、税制改正による影響を受けない改め方へと修正することとしたい。

具体的には、『「所得税法」を「、国税通則法・・・、所得税法」へ改める』改め方とすることとしたい。

○所得税法等の一部を改正する法律案による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正 新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

(傍線部分は改正部分)

改正案現

行

第九条（利用範囲）

2 第九条（利用範囲）（略）

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第一百九十五条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十六項、第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の二の三第十四項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第二百十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第一百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十五項、所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他他の個人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も同様とする。

番3. 「読み替えて準用する」と、単に「準用する」との使い分けについて

番号利用法において、「読み替えて準用する」が使用されているのは、現行の番号利用法第23条第2項第4号において「第三十条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する・・・と認めるとき」と規定されているのみである。

これは、番号利用法が独立行政法人等個人情報保護法の特別法として位置づけられており、現行の第30条第4項において特別法として特段の保護措置を講じるために、独立行政法人等個人情報保護法の準用、読み替えを行っているものであることから、「読み替えて準用する」と規定することにより、一般法と特別法の関係を明らかとしているものである。

一方で、今般の第五条改正において追加する新第26条における準用は、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の手続を単に準用するものであるから、これを入念的に「読み替えて」と規定することまでは必要ないものと考えられるため、単に「準用する」と規定することとするものである。

【参照条文】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

（情報提供等の記録）

第二十三条 （略）

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一～三 （略）

四 第三十条第四項の規定により 読み替えて準用する 独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 （略）

（情報提供等の記録についての特例）

第三十条 （略）

2・3 （略）

4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十四条第一号及び 第二十七条第二項	未成年者又は成年被 後見人の法定代理人	代理人
（略）	（略）	（略）

番4. 第五条による改正番号利用法第26条において、同法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供について番号利用法第22条第1項を準用するときの、地方公共団体が特定個人情報を提供しない旨の申出を行う場合について

現行番号利用法第19条第7号は、NWSを使用して情報提供がなされるときと定めており、同法第22条第1項において当該情報提供する義務（以下「提供義務」という。）が課されている。

改正番号利用法第19条第8号においては、現行番号利用法第19条第7号に準じNWSを使用して情報提供がなされるときと定めることを予定しており、同号と同様に同法第22条第1項の定めを準用し提供義務を課すことが、情報を適切、正確かつ効率的にやりとりする観点からは適當と考えられるところ。

しかし、条例事務関係情報照会者が独自利用事務の条例を設け、当該事務に基づき特定個人情報の求めを行うこととした場合に、条例事務関係情報提供者に否応なく提供の義務が生じることとすることは、特に条例事務関係情報提供者となる地方公共団体に対して過度の義務を課すものとなりうる。

したがって、条例事務関係情報提供者において、個人情報保護委員会規則の定めるところにより、あらかじめ当該特定個人情報を提供しない旨を個人情報保護委員会に申し出たときは提供義務が課されないこととすることで、特に条例事務関係情報提供者となる地方公共団体において自主的に判断しうる余地を設けるものである。

番5. 独自利用事務に関する情報連携において、法令により書面の提出が義務づけられる場合の例について

現行の番号利用法第22条第1項は、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の提供を受けた場合には、「法令」の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなすこととされている。

今般の改正により第19条第8号を新設し、地方公共団体が個人番号を独自利用するための条例（以下「独自利用条例」という。）を制定した場合に、当該事務に必要となる特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを利用して情報連携を可能とするものであるが、これについても同様に、国民利便の向上のため、書面の提出義務を解除することが適当である。

地方公共団体が独自利用条例で定める事務については、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務の範囲で定めることができるところ、当該事務については、①もともと自主的に条例を定め実施している事務と、②番号利用法別表第一に規定されていないものであって、法令の規定により地方公共団体が行うこととされている事務の2通りが考えられる。

これらの事務においては、①は条例で、②は法令で、書面の提出義務が定められているものと考えられるため、今般の改正により新設される新第26条においては、第22条第1項を準用する際に「法令又は条例」と読み替えるものである。

なお、①②それぞれの想定される例としては以下が考えられる。

【①の例】

乳幼児の医療費について、医療保険各法では診療費の2割が自己負担とされているが、地方公共団体が独自に当該自己負担額相当を支給し、乳幼児の医療費の無料化を図っているところ、地方公共団体においては、保護者の所得に応じて所得制限を設けている場合もある。

乳幼児の医療費の支給を受けるためには地方公共団体から医療証の交付を受け、これを受診の際に医療機関の窓口に提示する必要があるところ、他の地方公共団体から転居してきた場合には、転居前の地方公共団体から発行される所得証明書の添付が義務づけられている。

【②の例】

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づき、都道府県は、国立ハンセン病療養所に入所する者の親族であって、生計困難のため、援護を要する状態にあると認められるものに対し、金銭を支給することとされている。

当該支給の申請においては、生計困難であることを証明する書類の添付が求められており、所得証明書や生活保護受給者証の添付が求められている。

(参照条文)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）

（親族に対する援護の実施）

第十九条 都道府県知事は、入所者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）を除く。）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

- 2 前項の規定による援護（以下「援護」という。）は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。
- 3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。
- 4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）

第十六条 法第十九条第一項の規定による援護（以下単に「援護」という。）の開始又は変更の申請は、援護を要する状態にある者（以下この条において「要援護者」という。）の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

- 一 要援護者の氏名、性別、生年月日、居住地又は現在地、職業及び申請者との関係
- 二 国立ハンセン病療養所（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。以下この号において同じ。）に入所している者の氏名、性別、生年月日、入所している国立ハンセン病療養所の名称及び要援護者との続柄
- 三 援護の開始又は変更を必要とする理由

番6. 第五条による改正後の番号利用法第30条第2項中「第二十三条第一項及び第二項」の下に「(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。)」とする改正について

第五条による改正後の番号利用法第30条第2項中「第23条第1項及び第2項」については、改正後の番号利用法第30条第3項、第31条第1項、第31条第3項、第31条第4項、第32条においても規定があり、そのいずれにおいても「これらの規定を第25条の2において準用する場合を含む」が該当することから、第29条第2項において「以下同じ」と規定することとする。

番7. 個人情報保護法の改正される規定に関する特定個人情報への適用の有無、読み替えの有無の検討について

現行の番号利用法第29条第3項においては、個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報に関して、個人情報に比して手厚い保護措置を講じるため、個人情報保護法の適用除外・読み替え適用を行っている。

番号利用法においては、特定個人情報の提供又は収集については、番号利用法第19条及び第20条において特段の保護措置を講じるとともに、個人情報保護法における第三者提供の規定を適用除外としているため、今般の個人情報保護法の改正部分により新設される個人情報保護法第17条第2項、第24条から第26条までについて、新たに適用除外とすることとするものである。

(参考) 個別規定ごとの検討

【改正法第一条関係】

被改正条項	改正内容	検討
7条3項	基本方針の作成主体を委員会へ改正	適用 個人情報の取扱に関する規定ではない
新50～65条、新第69条、旧53条、54条	委員会の設置	

【改正法第二条関係】

被改正条項	改正内容	検討
2条1項、新2項、3項)	個人情報の範囲の拡充	適用 個人情報であれば個人番号を含む場合に保護すべきことに代わりはないため
2条2項(新4項)	個人情報データベース等の範囲の縮小(利用方法から見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く)	適用 特定個人情報については、利用方法から見て権利利益を害するおそれが少ないと解されないため、政令で定めることはできないと考えられるため
2条3項(新5項)	個人情報取扱事業者の範囲の拡大(個人情報取扱事業者からの除外規定を削除)	適用 番号利用法においては、個人情報取扱事業者とならない者に対しても規制の対象としているため
新2条9項、10項	匿名加工情報の新設	適用 個人情報の取扱に関する規定ではない
6条、7条	法制上の措置、基本方針に関する規定の改正	適用 個人情報の取扱に関する規定ではない
新15条3項～6項	相当の関連性を超えた利用目的の変更	適用 保護の強化(変更の制限)を行わなくても、番号利用法において利用目的はすでに別表第一等において限定されているため、保護に欠けるものではない。一方、仮に変更を制限した場合、事業者に過度の負担を課すこととなりかねない

新 17 条 2 項	要配慮個人情報の取得制限	<u>適用除外</u> 特定個人情報の取得は、番号利用法 20 条において同法 19 条各号で提供が認められる場合に限定しており、特段の保護措置を講じる必要があるため
19 条	不必要的データの消去に関する努力義務	適用 保護の強化（義務化）は事業者に過度の負担を課すこととなりかねない。また、番号利用法第 12 条において安全管理義務が事業者には課せられており、保護に欠けるものではない。
23 条、新 24 条	オプトアウトの委員会の関与、外国にある第三者への提供の制限	<u>適用除外</u> 第三者提供については番号利用法第 19 条によることとし、特段の保護措置を講じる必要があるため
新 25 条	第三者提供に係る記録の作成等	<u>適用除外</u> これらの規定は、個情法上の第三者提供に関する規制である 23 条 1 項各号又は 5 項各号の場合は適用除外されているところ、番号利用法の提供に関する規制である 19 条は、個情報 23 条を適用除外の上保護措置を強化し、提供はこれによることとしていることから、適用除外とすることが適当
新 26 条	第三者から提供を受ける場合の確認等	<u>適用除外</u> これらは個情法上の第三者提供に関する規制である 23 条 1 項各号又は 5 項各号の場合は適用除外されているところ、番号利用法の提供に関する規制である 19 条は、個情報 23 条を適用除外の上保護措置を強化し、提供はこれによることとしていることから、適用除外とすることが適当
新 28 条 1 項、新 29 条 1 項、新 30 条 1 項、新 34 条	開示、訂正、利用停止の請求権	適用 特段の保護措置を講じる必要性がない
新 34 条	開示請求等の訴えに係る事前請求義務	適用 適用除外とすると事業者に過度の負担を課すおそれがある。また、特定個人情報については、委員会による監視監督権が特に規定されていることも踏まえれば、保護に欠けるものではない。
新 4 章 2 節	匿名加工情報取扱事業者の義務	適用 個人情報の取扱に関する規定ではない
新 4 章 3 節	委員会の監視監督	適用 適用される個情法の規定の施行に関しては、委員会による監視監督権限を及ぼす必要がある
新 4 章 4 節	民間団体による個人情報の保護の推進	適用 特段の保護措置を講じる必要性がない
新 79 条	域外適用	適用 特段の保護措置を講じる必要性がない
新 82 条	外国執行当局への情報提供	適用 外国執行当局において特定個人情報が必要となることが想定されない（委員会が特定個人情報を提供することが想定されない）ため、特段の保護措置を講じる必要性がない

番8. 行政機関個人情報保護法第35条、独立行政法人等個人情報保護法第35条の読み替えにおいて「条例事務関係情報提供者」が規定されない理由

行政機関個人情報保護法第35条及び独立行政法人等個人情報保護法第35条は、行政機関又は独立行政法人等が保有個人情報の訂正を実施した場合に当該保有個人情報の提供先に対して、その旨を書面により通知することを規定している。これは、訂正を実施した行政機関の長等が、当該保有個人情報を第三者に提供しており、その提供先の行政機関等において誤った保有個人情報が利用されることを予見することができる場合には、本制度の趣旨が生かされるよう、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとしているものである。

現行番号利用法第23条においては、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行った場合には、情報照会者及び情報提供者並びに情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣は、それぞれにおいて情報提供の記録を保存しなければならないこととされている。当該情報提供の記録については、他機関と情報連携を行うものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供の記録と同一の情報提供の記録を有する者、すなわち総務大臣及び情報照会者又は情報提供者へ通知する必要がある。つまり、情報照会者としての情報提供の記録については、情報提供者において同様の記録を保存しており、情報照会者が当該記録を訂正した場合には、情報提供者へ通知する必要がある。逆も同様である。このため、現行番号利用法第30条第1項において行政機関個人情報保護法第35条を読み替え、訂正実施の通知先を、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者と規定しているところである。

今般の改正により新設する第19条第8号に基づく情報連携も、第19条第7号に基づくものと同様に情報提供ネットワークシステムを使用し、また、情報提供の記録の保存義務も課せられることから、同様に読み替えにより、第19条第8号に基づく情報連携の条例関係事務情報照会者及び条例事務情報提供者に対して通知を行う必要がある。ただし、第19条第8号に基づく情報連携においては、その照会者が地方公共団体に限られるため、行政機関個人情報保護法の対象となる行政機関が情報照会者としての照会記録を保有することはありえず、したがって情報提供者に対して通知することもあり得ないため、番号利用法第30条第1項の読み替えにおいては、条例事務関係情報提供者を規定しないものである。

番号利用法第30条第3項及び第4項における独立行政法人等個人情報保護法第35条の読み替えについても同様である。

番9. 第四条による改正後の番号利用法第32条（現行第50条）において、匿名加工情報の定義規定である改正個人情報保護法第2条第9項ではなく同第36第1項を引用している理由

現行の番号利用法第50条は、特定個人情報以外の個人情報が特定個人情報と共に管理されている場合に、特定個人情報保護委員会（改正後は個人情報保護委員会）に当該個人情報の取扱いについても併せて指導・助言できる権限を与えていた。今般の個人情報保護法の改正において、匿名加工情報という新たな情報の類型とその取扱いに関する規定が整備される予定であるところ、匿名加工情報と特定個人情報が共に管理される場合も想定され、そのような場合にも同様に個人情報保護委員会が当該匿名加工情報の取扱いについて併せて指導・助言できることとしておく必要がある。

改正個人情報保護法では、第2条第9項において匿名加工情報を定義した上で、第36条第1項において、同条以降の規定で用いられる匿名加工情報を「匿名加工情報データベース等を構成するもの」に限ることとし、同条以降で規定される匿名加工情報に関する義務の対象をこれに限定している。これは、①個人情報の第三者提供に関する規律が個人情報データベース等を構成している個人情報（個人データ）を対象としていることとの均衡を図る必要があること、及び②データベースを構成するものに限ることによって不都合が無いことによるものである（※詳細は「11. 第四章第二節「匿名加工情報取扱事業者の義務」に関する匿名加工情報を、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る理由について」を参照。）。そのため、改正個人情報保護法では、匿名加工情報データベース等を構成する匿名加工情報のみが個人情報保護委員会による監督の対象となっている。

現行の番号利用法第50条に匿名加工情報を追加する理由は、上述のとおり、個人情報保護委員会が特定個人情報について指導・助言を行う場合に併せて匿名加工情報についても実施することができるようにするためであることから、同条には改正個人情報保護法において監督の対象となっている匿名加工情報を追加することが適当である。改正個人情報保護法では、いったん第2条第9項において匿名加工情報を定義しているものの、実際に監督の対象とされているのは第36条第1項に規定する匿名加工情報であることから、改正後の番号利用法第32条においては、改正個人情報保護法第36条第1項を引用することとしているものである。

（用例）

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二 個人で 福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者 に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項及び第三項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該個人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項から第三項までにおいて「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2～9 (略)

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等）

第二十条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の実施に関する計画（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）を作成し、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を申請することができる。

2 (略)

3 福島県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 提出企業立地促進計画に適合するものであること。
- 二 避難解除等区域復興再生推進事業の実施が避難解除等区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る避難解除

等区域復興再生推進事業実施計画（以下「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）の変更をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、福島県知事の認定を受けなければならない。

5・6（略）

（認定事業者に対する課税の特例）

第二十三条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者（第二十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。）が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例）

第二十六条 避難解除区域等内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十二日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

番 10. 番号利用法別表における介護保険給付等関係情報の定義の場所について

番号利用法別表第二の一の項第四欄（市町村長のハコ）において、介護保険給付等関係情報の定義が置かれている。

番号利用法制定当初は「介護保険給付関係情報」と定義されていたが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 65 条において「介護保険給付等関係情報」に改正されている（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

第四章 社会保障・税番号

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年五月三十一日)
法律第一一十七号

改正

平成二十四年八月二二日法律第六七号 (一部未施行 七九一・27ページ参照)	平成二六年三月三日法律第一〇号 (一部未施行 七九三・ページ参照)
同 二四年一月二六日同 第一〇二号	同 二六年四月三日同 第二八号
同 二五年六月二日同 第五四号	同 二六年五月三〇日同 第四二号
同 二五年六月二六日同 第六三号	同 二六年五月三〇日同 第四七号
同 二五年一二月四日同 第九〇号	同 二六年五月三〇日同 第五〇号 (一部未施行 七九六・ページ参照)
同 二五年一二月二三日同 第一〇四号	同 二六年五月三〇日同 第五〇号 (一部未施行 七九七・ページ参照)
二五年一二月二三日同 第一〇六号 (未施行 七九一・30ページ参照)	

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律をここに公布する。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

- 第一章 総則 (第一条—第六条)
- 第二章 個人番号 (第七条—第十六条)
- 第三章 個人番号カード (第十七条・第十八条)
- 第四章 特定個人情報の提供

- 第一節 特定個人情報の提供の制限等 (第十九条・第二十条)
- 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供 (第二十一条—第二十五条)

第五章 特定個人情報の保護

- 第一節 特定個人情報保護評価 (第二十六条—第二十八条)
- 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等 (第二十九条—第三十五条)

第六章 特定個人情報保護委員会

- 第一節 組織 (第三十六条—第四十九条)
- 第二節 業務 (第五十条—第五十六条)
- 第三節 雜則 (第五十七条)

第七章 法人番号 (第五十八条—第六十一条)

第八章 雜則 (第六十二条—第六十六条)

第九章 罰則 (第六十七条—第七十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつ

別表第二（第十九条、第二十一条関係）（平二五法五四・平二五法六三・平二五法九〇・平二五法一〇四・一部改正）

A [日法一〇四一一二] ⑧

→ 3. 之後 (H26.6.25 官報 P52) 參照

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

法律第八十三号

内閣総理大臣 安倍晋三

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正)

第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

目次中「公的介護施設等の整備(第三条第一項)」を「地域における医療及び介護の総合的な確保(第三条第一項)」に、「第二十二条」を「第二十四条」に改める。

「第二十三条」に、「第二十二条」を「第二十四条」に改める。

「第二十三条」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「介護給付等対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的整備等」を「効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保」に、「老人」を「高齢者」に改める。

第一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 地域における医療及び介護の総合的な確保

第三条の見出しを「総合確保方針」に改め、同条第一項中「公的介護施設等の整備に関する基本方針」を「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に、「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同条第二項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項各号を次のように改める。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法(昭和二十六年法律第二百六十六条第一項に規定する基本指針)の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画(以下「医療計画」という)及び介護保険法(昭和二十八年法律第二百八十六条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という))の整合性の確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関する必要な事項

第三条第三項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長(特別区の区長を含む)、次条第四項及び第十条において同じ)、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者(次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という)、医療機関、同法第百十一条の三十一第一項に規定する介護サービス事業者(次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という)、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条第一項中「第十六条」を「第十八条」に改め、同項を第二十四条とする。

第四章中第二十一条を第二十三条とし、第三章中第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第十八条第二項中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十条から第十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第九条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、第二章中同条を第十一条とする。

第八条中「施設設置者は」を「都道府県整備施設(市町村計画に掲載された事業に係る施設に限る)による施設を設置する者」(以下この条において「施設設置者」という)は「に「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、同条を第十二条とする。

第七条中「市町村整備計画に掲載された第四条第二項第一号に掲げる事業」を「都道府県事業」に、「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、「(以下「施設設置者」という。)」を削り、同条を第九条とする。

第六条の前見出しを削り、同条中「前条第二項の規定による交付金を充てて整備する」を「第六条の基金を充てて実施する医療計画に基づく事業を要する費用又は」に「同法」を「医療法第三十条の九又は老人福祉法」に、「同項」を「これら」に改め、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「(老人福祉法等の特例)」を付する。

（移行計画の変更等）

第十条の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人（以下「認定医療法人」という。）は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画（前項の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定移行計画」という。）に従つて新医療法人への移行に向けた取組を行つて、よいと認められたときは、認定書に記載する旨を記す。

3 総務省行っていたいと認めるとき、その他の厚生労働省で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 すでに新医療法人にならなかつたときは、その認定を取り消すものとする。

5 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。
（提出期限の特例）

第十条の五 認定医療法人については、医療法第五十一条第一項中「三月以内」とあるのは、「六ヶ月以内」とする。

第十条の六 認定医療法人が新医療法人になつたときは、当該認定医療法人が受けた附則第十条の三第一項の認定（附則第十条の四第一項の認定を含む。）は、その効力を失う。

(援助)
第十条の七 政府は、認定医療法人に対し、認定移行計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告)
第十条の八 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、認定移行計画の実施状況につ

（厚生労働大臣は報告しないはならない
（権限の委任）

2 勸省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地

二十四条
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正
（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十五号）

の一部を次のように改正する。
附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

施行期日

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十

五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十二条及び第七十二条の規定 公布の日

ける医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して”を加える部分に限る。)を除く。)並びに第二十条及び第二十三条の規定並びに附則第八条第一項及び第三項、第三十二条第二項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定 平成二十六年十月一日

一

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十五条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の一、第七十八条の十四第二項、第一百五十五条の十一、第一百五十五条の二十一、第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十八条、第一百一十条の二、第一百二十三条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百一十六条第一項、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百四十一の見出し及び同一条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第二百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人才確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第一条第五項第一号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日
四 第五条中介護保険法第二十二条第一項の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十条及び第五十五条の三第一項の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条、第六十一条の三第一項及び第六十九条の改正規定並びに第七条中平成十八年改正前介護保険法第二十二条第一項の改正規定 平成十八年改正前介護保険法第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに平成十八年改正前介護保険法第五十条、第五十五条の三第三項及び第六十九条の改正規定並びに附則第十九条及び第二十六条の規定 平成二十七年八月一日

附則第十三条第一項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで」に改める。

附則第十四条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。
(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十二条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条のうち高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の七を同法附則第十三条の十一とし、同法附則第十三条の六を同法附則第十三条の十とし、同法附則第十三条の五の五の次に見出し及び四条を加える改正規定中「附則第十三条の十とし」の下に「附則第十三条の五の六を附則第十三条の九の一とし」を加える。

第十八条のうち介護保険法附則に二条を加える改正規定中「附則に次の」を「附則第十一条を附則第十三条とし、附則第十条の次に次の見出し及び」に、「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

附則第五十二条の四の次に次の一条を加える。
第五十二条の五 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十四条第一項の場合にあつては、第五号施行日から同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険法の規定による地域支援事業については、改正後介護保険法附則第十一条第二項及び第十二条第二項中「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」とあるのは、「介護予防等事業医療保険納付対象額」とする。

附則第五十九条中国民健康保険法附則第二十一条の三第三項の改正規定の前に次のように加え
る。
附則第十六条中「附則第十三条の五の六」を「附則第十三条の九の一とし」に改める。
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第六十三条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第十条のうち地方財政法第十条に一号を加える改正規定中「三十一」を「三十一」に改める。
(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第六十四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
附則第二十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の改正規定中「介護保険給付関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に改める。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。
別表第一の六十八の項中「支給」の下に「地域支援事業の実施」を加える。

別表第二の「一の項中「保険給付の支給」の下に「地域支援事業の実施」を加え、「介護保険給付関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同表の二の項から四の項まで、六の項、二十六の項、三十の項、三十三の項、三十九の項、四十二の項、五十六の二の項、五十八の項、六十一の項、六十二の項、八十の項、八十七の項及び九十の項中「介護保険給付関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同表の九十三の項中「保険給付の支給」の下に「又は地域支援事業の実施」を加え、同表の九十四の項中「支給」の下に「地域支援事業の実施」を加え、「介護保険給付関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に改める。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定(同表の五の二十四の項に係る部分に限る)及び同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定(同表の四の二十四の項に係る部分に限る)中「支給」の下に「同法百十五条の四十五第一項の地域支援事業の実施」を加える。

(薬事法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十七条 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十二条に次の一号を加える。

四 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十一年法律第十九号)第一条第十一号

(生活困窮者自立支援法の一部改正)

第六十八条 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち地方財政法第十条に一号を加える改正規定中「三十一」を「三十三」に改める。
附則第六条第一項中「三十二」を「三十三」に、「三十一」を「三十二」に改め、同条第二項中「三十一」を「三十二」に、「三十二」を「三十三」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第六十九条 国家戦略特別区域法(平成十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「同条第二項第十一号」を「同条第二項第十二号」に改める。

第七十条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三十条の四第十三項」を「第三十条の四第十五項」に、「同条第二項第十二号」を「同条第二項第十四号」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にしてた行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 安倍晋三

総務大臣 新藤義孝

財務大臣 麻生太郎

文部科学大臣 下村博文

厚生労働大臣 田村憲久

番 11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の法律番号の初出場所について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の初出は、番号利用法別表第一の八十四の項である。

A 「日法一〇五〇〇・二」⑧

第四章 社会保障・税番号

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

改正
平成二四年 八月二二日法律第六七号
（一部未施行 七九一・27ページ参照）
同 一四年一月一六日同 第一〇二号
（一部未施行 七九一・29ページ参照）
同 同 同 同 同 同
（一部未施行 七九一・29ページ参照）
平成二六年 三月三一日法律第一〇号
（一部未施行 七九三ページ参照）
二六年 四月一三日同 第二八号
（一部未施行 七九四ページ参照）
二六年 五月三一日同 第二八号
（未施行 七九五ページ参照）
二六年 五月三〇日同 第四二号
（一部未施行 七九六ページ参照）
二六年 五月三〇日同 第五〇号
（一部未施行 七九七ページ参照）
（未施行 七九一・30ページ参照）

（平成二十五年五月三十一日）
法律第二一十七号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 個人番号（第七条—第十六条）
第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）
第四章 特定個人情報の提供
第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）
第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条—第二十五条）

- 第五章 特定個人情報の保護
第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条—第二十八条）
第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条—第三十五条）
第六章 特定個人情報保護委員会
第一節 組織（第三十六条—第四十九条）
第二節 業務（第五十条—第五十六条）
第三節 雜則（第五十七条）

- 第七章 法人番号（第五十八条—第六十一条）
第八章 雜則（第六十二条—第六十六条）
第九章 罰則（第六十七条—第七十七条）
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつ

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第五編 行政手続（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

別表第一（第九条関係）（平一五法五四・平二五法六三・平一五法九〇・平一五法一〇四・一部改正）

六 都道府県知事	五 厚生労働大臣	四 全国健康保険協会	三 厚生労働大臣	二 全国健康保険組合又は健康保険組合	一 厚生労働大臣
災害救助法（昭和二十二年法律第百十	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給年又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項又は第一百二十条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五条第二項又は第一百二十条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八十二 厚生労働大臣	八十一 独立行政法人日本学生支援機構	八十人福祉医療機器総合機構	七十九人福祉独立行政法	七十八人日本独立行政法	七十七人日本独立行政法
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成十四年法律第百九十二号)による副作用救済給付、感染救済給付、同法附則第十七条第一項の委託を受けて行う事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人医療機器総合機構法(平成十四年法律第百六十六号)による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成二年法律第二十号)による改正前の農業者年金基金法の一項を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人日本農業者年金法(昭和四十五年法律第七十八号)による改正前の農業者年金基金法の一項を改正する法律(平成二年法律第二十一号)

A〔日法一〇四一一・三〕⑧

番 12. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報の連携について

1. 第一欄において「建設及び管理」とし、第三欄において「管理」のみとしていることについて

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律においては、その目的として、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の「供給」を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の「供給」の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することとされている。したがって、同法において賃貸住宅の供給主体を規定する規定においては、賃貸住宅の「建設 及び 管理」を行う者として規定されている。このため、今般の改正により追加する別表第二の八十五の二の項の第一欄において、個人番号利用事務の主体として都道府県知事又は市町村長を特定する際に、賃貸住宅の「建設及び管理」を行う都道府県知事又は市町村長と規定しているものである。

一方で、別表第二の第三欄は、個人番号利用事務を規定するものであるが、賃貸住宅の「建設」において個人を特定して情報を管理、利用する事務が想定されないこと、また、特定優良賃貸住宅法においても、事務に関して規定している条文においては、「建設及び管理」ではなく、「管理」のみでも使用されていることから、第三欄においては、賃貸住宅の「管理」に関する事務とし、「建設」については規定しないものである。

2. 特定個人情報の必要性について

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の管理に関する事務においては、例えば、特優賃の入居者の選定にあたって、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条において、特優賃の入居資格が定められており、同居親族の有無、入居者及び同居者の所得金額、障害者の有無、についての確認が必要となる。そのため、住民票関係情報（同居親族の確認）、地方税関係情報（入居者等の所得金額の確認）、障害者関係情報（障害者の有無の確認）について、情報提供ネットワークシステムを利用して情報連携を行うこととするものである。((参考) 情報連携の具体例 参照)

なお、同様の事務として番号利用法別表第二の三十一の項において、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務における情報連携が規定されているところ、同様に障害者関係情報、地方税関係情報、住民税関係情報の連携が規定されていることに加え、生活保護関係情報についても連携対象とされている。この点、特定優良賃貸住宅については、その入居者の対象が中堅所得者とされており、生活保護受給者を対象とはしていないため、これについては情報連携の対象とはしていない。（低所得者は公営住宅が対象となる）

(参考) 情報連携の具体例

【甲県B市から甲県A市に転居した者が、A市の管理する賃貸住宅に入居申請する場合】

情報照会者	情報提供者	特定個人情報
A市	甲県	障害者関係情報
	B市	地方税関係情報*

* 住民税は1月1日時点で居住する住民に課せられており、年途中の転居者については、転居前の市町村において課税し、所得情報を有していることとなるため、転居前住所地に照会する必要がある。

【乙県B市から甲県A市に転居した者が、甲県の管理する賃貸住宅に入居申請する場合】

情報照会者	情報提供者	特定個人情報
甲県	乙県	障害者関係情報*
	B市	地方税関係情報
	A市	住民票関係情報

* 障害者手帳については、転居した場合には30日以内に届出を提出することとされているため、まだ届出が行われていない場合には、転居前住所地を管轄する都道府県に照会する必要がある。

(参照条文)

○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）

(目的)

第一条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(供給計画の認定)

第二条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画（以下「供給計画」という。）を作成し、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の認定を申請することができる。

2 (略)

(認定の基準)

第三条 都道府県知事等は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、計画の認定をすることができる。

一～三 (略)

四 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの

ロ イに掲げる者のか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの

五～八 (略)

(地位の承継)

第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二 (略)

三 所得 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が認定した額（地方公共団体が建設する賃貸住宅に係る入居者及び同居者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額）。以下この号において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者（以下の号において「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下の号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

ロ 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族に同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族がある場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

ハ 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

ニ 入居者又はイに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

ホ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）

（法第三条第四号イの国土交通省令で定める所得の基準）

第六条 法第三条第四号イの国土交通省令で定める所得の基準は、十五万八千円以上二十五万九千円以下であることとする。

（法第三条第四号ロの国土交通省令で定める者）

第七条 法第三条第四号ロの国土交通省令で定める居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに掲げる者とする。

一 二十五万九千円を超える所得のある者であって、その所得が四十八万七千円以下で都道府県知事等が定める額以下のもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。）

二 十五万八千円に満たない所得のある者のうち、所得の上昇が見込まれるものであつて、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適當であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。）

三 災害により滅失した住宅に居住していた者であって、賃貸住宅に入居させることが適當である者として都道府県知事等が認めるもの（四十八万七千円以下で当該都道府

県知事等が定める額以下の所得のある者に限る。)

- 四 前号に掲げる者のほか、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事等が認めるもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）
五 前二号に掲げる者のほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族がない者であって、国土交通大臣が定める基準に従い、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させすることが適当であるとして都道府県知事等が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該都道府県知事等が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

（入居者の資格）

第二十六条 賃貸住宅の入居者の資格は、次に掲げる者とする。

- 一 法第三条第四号イに掲げる者
二 第七条第一号に規定する者
三 十五万八千円に満たない所得のある者のうち、所得の上昇が見込まれるものであつて、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして地方公共団体の長が定める基準に該当するもの（自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。）
四 災害により滅失した住宅に居住していた者であって、賃貸住宅に入居させることが適当である者として地方公共団体の長が認めるもの（四十八万七千円以下で当該地方公共団体の長が定める額以下の所得のある者に限る。）
五 前号に掲げる者のほか、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として地方公共団体の長が認めるもの（四十八万七千円以下で当該地方公共団体の長が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）
六 前二号に掲げる者のほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する賃貸住宅については、同居親族がない者であって、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして地方公共団体の長が定める基準に該当するもの（四十八万七千円以下で当該地方公共団体の長が定める額以下の所得のある者（十五万八千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

○公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して 低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

（身体障害者手帳）

第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号 又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

- 2・3 （略）
4 都道府県知事は、第一項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

5～9 (略)

10 前各項に定めるもの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

(個人の市町村民税の賦課期日)

第三百八条 個人の市町村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

○身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）

(身体障害者手帳交付台帳)

第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2・3 (略)

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を消除しなければならない。

一・二 (略)

三 前項の規定による通知を受けたとき。

附9. 附則第5条に規定している用語の具体的な内容について

		対応する現行個人情報保護法 及び同施行令	具体的な内容
第1項	勧告	第34条第1項	個人情報取扱事業者に対する勧告
	命令	第34条第2項又は第3項 第47条	個人情報取扱事業者に対する命令又は緊急命令 認定個人情報保護団体に対する命令
	その他の処分	第32条、46条 第37条第1項、第48条第1項	個人情報取扱事業者、認定個人情報保護団体に対する報告の求め 認定個人情報保護団体に対する認定又は認定取消
	通知	法施行令第13条第2項	主務大臣による権限行使の結果の通知
	その他の行為	第33条 第37条第3項、第40条第2項、 第48条第2項	個人情報取扱事業者に対する助言 認定個人情報保護団体の認定、廃止又は認定取消の公示
	申請	第37条第2項	認定個人情報保護団体の認定申請
第2項	届出	第40条第1項	認定個人情報保護団体の廃止の届出
	その他の行為	法施行令第9条第1項又は第3項 法施行令第10条	認定個人情報保護団体の認定申請に係る申請書の提出 認定個人情報保護団体の申請内容の変更に係る届出書の提出 認定個人情報保護団体の申請内容の廃止の届出書の提出
	届出	第40条第1項 法施行令第9条第3項	認定個人情報保護団体の廃止の届出 認定個人情報保護団体の申請内容の変更に係る届出
第3項	その他の手続	法施行令第9条第1項又は第3項 法施行令第10条 法施行令第11条第4項	認定個人情報保護団体の認定申請に係る申請書の提出 認定個人情報保護団体の申請内容の変更に係る届出書の提出 認定個人情報保護団体の廃止の届出書の提出 地方公共団体の長等による報告

附10. 附則第7条に規定している用語の具体的な内容について

	対応する現行の番号利用法	具体的な内容
勧告	第51条第1項	特定個人情報の取扱いに関する勧告
命令	第51条第2項 及び第3項	勧告に従わない場合における命令 特定個人情報の取扱いに関する緊急措置命令
第1項 その他の処分	第52条第1項及び第54条第2項 第54条第1項	報告又は資料の提出の求め 情報提供NWS等に対する必要な措置の実施の求め
通知	第27条第2項	特定個人情報保護評価書を承認した場合の通知
その他の行為	第27条第1項 第50条 第55条	特定個人情報保護評価指針の告示 特定個人情報の取扱いに関する指導及び助言 内閣総理大臣に対する意見具申
申請	第27条第2項	委員会に対する特定個人情報保護評価書の承認の申請
第2項 その他の行為	第51条	命令、勧告による委員会に対する資料の提出等の行為

附 11. 附則第 5 条第 3 項及び附則第 7 条第 4 項の必要性について

認定個人情報保護団体は、施行日前に廃止される場合、個人情報保護法第 40 条第 1 項に基づき主務大臣に対して廃止の届出をしなければならないところ、その届出は同法施行令第 10 条において、「廃止しようとする日の三月前までに」しなければならないこととされている。したがって、改正法施行日前に廃止しようとする日の三か月前の日が到来した場合は、個人情報保護法違反となる。しかしながら、何らの経過措置規定も置かないと、施行日後は主務大臣制度が廃止されるため届出先がなくなり、当該違反が継続されることになる。法施行令第 9 条第 3 項に基づく認定個人情報保護団体の申請内容の変更に係る届出等（変更後「遅滞なく」しなければならないこととされている。）も同様のことが言える。

また、番号利用法第 27 条第 1 項及び第 2 項に基づき、行政機関の長等が、改正個人情報保護法の第二号施行日前に特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、特定個人情報保護委員会から当該行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書の承認を受けなかった場合、番号利用法違反となる。上記の認定個人情報保護団体の場合と同様に、当該行政機関の長等が、第二号施行日までに当該承認を受けなかった場合、特定個人情報保護委員会が廃止されるため、当該違反が継続されないこととなる。

したがって、改正法の施行日後又は第二号施行日後もこれらの違反の引継ぎを可能とするために、改正法附則第 5 条第 3 項及び附則第 7 条第 4 項を設けることとする。

＜参考条文＞

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（廃止の届出）

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を 廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 略

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

第九条 略

2 略

3 認定個人情報保護団体は、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる 書類に記載した事項に変更があったと

ときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第十条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 法第四十二条第一項 の申出の受付を終了しようとする日
- 三 認定業務を廃止しようとする日
- 四 認定業務を廃止する理由

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一～七 略

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3～6 略

番 11. 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正について

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表については、番号利用法整備法第 27 条において第 85 号が追加される。同号においては番号利用法第 67 条、第 68 条及び第 70 条第 1 項を引用しているため、今般の番号利用法改正による条ズレの手当が必要となる。すなわち、番号利用法整備法第 27 条の施行期日は番号利用法の施行の日（平成 27 年 10 月予定）とされているところ、今般の番号利用法の改正により条ズレが生じるのは第四条、第五条（別表第一の改正以外の改正部分）及び第六条改正であり、それぞれの施行期日は、平成 28 年 1 月 1 日、今般の改正法公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 28 年 12 月 1 日予定）及び番号利用法附則第 1 条第 5 号の施行の日（平成 29 年 1 月 1 日予定）とされている。

したがって、第四条、第五条及び第六条の規定の施行は、番号利用法整備法第 27 条の施行日以後なのであり、すでに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に第 85 号が追加されていることとなるため、第四条、第五条及び第六条改正による条ズレをそれぞれ手当てする必要がある。

（参照条文）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号) 第六十七条（特定個人情報ファイルの提供）、
第六十八条（個人番号の提供及び盗用）又は第七十条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪

附 則

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部

分を除く。) から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

番2. 個人情報保護法の改正される規定に関する特定個人情報への適用の有無、読み替えの有無の検討について（改正法第5条による番号利用法第29条第3項の改正関係）

被改正条項	改正内容	検討
新15条3項～6項	相当の関連性を超えた利用目的の変更	個人情報保護法の規定をそのまま適用 『特定個人情報を保有する個人情報取扱事業者への新個人情報保護法第15条第3項から第6項までの適用について』参照
新17条2項	要配慮個人情報の取得制限	<u>適用除外</u> 『特定個人情報を保有する個人情報取扱事業者への新個人情報保護法第17条第2項の適用について』参照
19条	不必要的データの消去に関する努力義務	個人情報保護法の規定をそのまま適用 仮にこれを適用除外とすれば、事業者への努力義務を緩和することとなり、特定個人情報の保護強化とならない。また、努力義務ではなく、義務化するよう読み替えて適用することとした場合には、事業者に過度の負担を課すこととなりかねず、番号利用法第12条において安全管理義務が事業者には課せられていることも踏まえれば、適当ではない。
23条	第三者提供の制限	<u>適用除外</u> 第三者提供については番号利用法第19条によることとし、特段の保護措置を講じる必要があるため。
新24条	外国にある第三者への提供制限	<u>適用除外</u> 『特定個人情報を保有する個人情報取扱事業者への新個人情報保護法第24条から第26条までの適用について』参照
新25条	第二者提供に係る記録の作成等	
新26条	第三者から提供を受ける場合の確認等	
新34条	開示請求等の訴えに係る事前請求義務	個人情報保護法をそのまま適用 適用除外とすると開示請求等の裁判所への訴えが乱訴され、事業者に過度の負担を課すおそれがある。また、事前請求義務を課し直ちには裁判に訴えることができないこととしても、委員会による監視監督権限の行使を妨げるものではないのであり、迅速な特定個人情報の保護が図られるものと考えられる。
新4章2節	匿名加工情報取扱事業者の義務	個人情報保護法をそのまま適用 匿名加工情報は個人情報ではないため、特定個人情報にも該当しない

番3. 特定個人情報を保有する個人情報取扱事業者への新個人情報保護法第15条第3項から第6項までの適用について（改正法第5条による番号利用法第29条第3項の改正関係）

番号利用法においては、個人番号の利用目的そのものを法定し厳格に定めているため、利用目的の変更を制限するまでもなく、特定個人情報の保護は図られている。そのため、現行番号利用法第29条第3項においても、個人情報保護法第15条第2項を適用除外とはせず、同項に基づき相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲における利用目的の変更を認めている。

今般新設される第15条第3項においては、同条第2項に定められている範囲を超えた変更が認められることとなるものであるが、個人番号の利用目的そのものが番号法上厳格に定められていることから、番号法で定められた利用目的を超えた変更が行われることは番号法により規制され認められないため、特定個人情報の保護が図られるものと考える。

新第15条第4項及び第5項については、第4項において利用目的を変更した場合には、個人情報保護法第18条第3項に基づく変更された利用目的の本人への通知又は公表の義務が解除され、これに代えて、第5項において変更された利用目的を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会へ届け出ることとされている。これは利用目的の変更に当たっての手続きを定めるものであり、第3項とともに適用する必要があるものであるが、前述のとおり、個人番号の利用目的については番号法において厳格に範囲を法定し、保護を図っていることから、個人情報取扱事業者の負担も考慮すれば、当該手続きを適用した上で、さらにこれを読み替えて適用することで厳格化することまでの必要性はないものと考えられる。

新第15条第6項については、利用目的の変更に係る届出を受けた個人情報保護委員会による当該届出に係る事項の公表の手続きを定めるものであり、第3項とともに適用する必要があるが、さらにこれを読み替えて適用することで厳格化することまでの必要はないと考えられる。

番4．特定個人情報を保有する個人情報取扱事業者への新個人情報保護法第17条第2項の適用について（改正法第5条による番号利用法第29条第3項の改正関係）

番号利用法においては、特定個人情報の保護を図るため、第19条において第三者への提供を厳格に制限するとともに、特定個人情報の収集・保管についても、第19条において提供が認められる場合に限定している（第20条）。

また、第19条及び第20条においては、本人同意の有無にかかわらず、提供又は収集・保管できる場合を厳格に定めており、本人同意があれば取得することができるとする新個人情報保護法第17条第2項については、適用除外とすることが適当である。

なお、現行の番号利用法第29条第3項は、個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報に関して特例を定める規定である一方で、新個人情報保護法第17条第2項は、保有しようとする場面の規定であることから、番号利用法第29条第3項について、個人情報取扱事業者が特定個人情報を保有し、又は保有しようとする場合の特例へと改正することとする。

番5．特定個人情報を保有する個人情報取扱事業者への新個人情報保護法第24条から第26条までの適用について(改正法第5条による番号利用法第29条第3項の改正関係)

新個人情報保護法第24条においては、外国にある第三者への提供を制限している一方で、本人の同意がある場合、又は個人情報保護法第23条第1項各号に掲げる場合には、制限が解除されている。

特定個人情報の第三者への提供は個人情報保護法第23条を適用除外としつつ、番号利用法第19条においてより厳格な提供制限を規定している。すなわち、本人同意の有無に関わらず、第19条各号において定められる場合に提供可能な範囲を限定することで、特定個人情報の保護を図ることとしている。したがって、本人同意がある場合には提供が可能となる第24条については、第23条と同様、適用除外とする必要がある。

仮に、本人同意がなくても、番号利用法第19条各号に該当する場合には、外国にある第三者への提供も可能となるが、新個人情報保護法第24条において、個人情報保護法第23条第1項各号に該当する場合には制限が解除されており、一般原則として提供が認められる場合にまで外国にある第三者への提供を制限していないことを踏まえれば、番号利用法第19条各号に該当する場合に、外国にある第三者への提供が可能としても問題となるものではないと考えられる。

また、新個人情報保護法第25条及び第26条においても、それぞれ、第三者に提供したときの記録作成義務、第三者から提供を受けたときの確認義務が規定されているところ、これらについても個人情報保護法第23条第1項各号に該当する場合には義務が解除されている。すなわち、新個人情報保護法第25条及び第26条の趣旨は、本人同意に基づく提供の場合に、個人情報の流通の経路を事後的に検証できることとし、不正に取得された個人情報の拡散防止を図ること等を目的とするものであるが、番号利用法第19条においては本人同意の有無に関わらず第三者提供を厳格に制限することで、特定個人情報を保有することができる者の範囲が自ずから限定されているため、その目的は達せられているものと考えられるのであり、新個人情報保護法第25条及び第26条を第23条とともに適用除外とすることが適当と考えられる。

番6. 現行番号利用法第50条後段を存置することについて（改正法第5条による改正後の番号利用法第32条関係）

現行番号利用法第50条後段においては、特定個人情報保護委員会（今般の改正後は個人情報保護委員会）による指導・助言について、当該特定個人情報とともに管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導・助言をすることができるとされている。すなわち、個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法においては主務大臣が、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法においては総務大臣がその権限を有していること、また、地方公共団体及び地方独立行政法人が保有する個人情報については、条例に委ねられていることとの関係から、特定個人情報とともに管理されている一般個人情報については、特定個人情報保護委員会の権限が及ぶことを規定しているものである。

今般の個人情報保護法の改正により個人情報取扱事業者が保有する個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が指導・助言を行うこととされているため、番号利用法第50条後段は実質的に意味をなさず不要とも考えられる。しかし、行政機関、独立行政法人等が保有する個人情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の改正がなされない状況において、未だ総務大臣の権限のままであり、番号利用法第50条後段は、行政機関、独立行政法人等が特定個人情報とともに管理する個人情報については、引き続き個人情報保護委員会の権限を及ぼす必要があり、その規定を残す必要がある。

一方で、現案においては、特定個人情報とともに管理されている個人情報に加え、個人情報保護法の改正により新設される匿名加工情報についても、併せて指導・助言をすることができるよう改正を行っているところ、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の改正が未だなされない現状においては、匿名加工情報は個人情報保護法においてのみ規定されているものであり、それについては個人情報保護委員会のみが監督権限を有していることから、これを追加することの実質的な意味はないのであり、改正は不要と考えられる。

番7．第19条第1号の改正を改正法第6条において行うこととする理由（改正法第6条による番号利用法第19条第1号改正関係）

番号利用法第19条第1号の施行期日は、平成27年10月5日とされているが、実際に個人番号利用事務実施者が資力調査を行うこととなるのは、個人番号の利用に関する規定が施行される平成28年1月1日である。

第19条第1号の改正は、個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務として資力調査を行う場合であって個人番号を付した照会をするときに、照会先を現に個人番号を保有していると考えられる者に限定する趣旨であり、個人番号を利用した適正な資力調査の確保が実効的なものとなるのは、平成28年1月1日以降である。したがって、第19条第1号の改正は、個人番号の利用に関する規定の施行期日（番号利用法附則第1条第4号：平成28年1月1日）をその施行期日としている改正法第六条において行うことが適當と考えられる。

番8. 消費税増税延期に伴う厚生年金保険法第100条の2第5項への影響について（改正法第6条による番号利用法第19条第1号改正関係）

厚生年金保険法第100条の2については、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「国民年金法等一部改正法」という。）附則第16条（平成26年6月11日施行）による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「被用者年金一元化法」という。）第一条により第5項が追加され、平成27年10月1日に施行される。

今般の消費税率引き上げ延期のための関係法律の整備については、通常国会に提出予定の所得税法等の一部を改正する法律案において措置されるものであるが、当該改正案において、被用者年金一元化法の一部改正が行われているため、厚生年金保険法第100条の2第5項への影響を以下検討する。

社会保障・税一体改革において、年金制度改革に関する法律として、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）及び被用者年金一元化法が成立している。

年金機能強化法による改正のうち、国民年金法等による老齢基礎年金等の受給資格期間を短縮する改正については、消費税率を10%に引き上げたことによる増収分を財源とすることとされ、その施行期日は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成27年10月1日）とされている。

また、被用者年金一元化法は、年金機能強化法による受給資格期間の短縮が施行され、国民年金法等の規定が改正されたことを前提に、国民年金法等の改正を行うこととしており、その施行期日は、平成27年10月1日と規定されている。

しかし、今般、平成27年10月1日に予定されていた消費税率引上げを1年半延期し、平成29年4月1日に行なうことが決定されたため、年金機能強化法による受給資格期間の短縮の施行日も1年半延期され、年金機能強化法による受給資格期間の短縮の施行と被用者年金一元化法の施行の順序が逆転することとなる。このため、所得税法等の一部を改正する法律案における被用者年金一元化法の改正は、前後関係が逆転したことに伴う所要の整備を行うものであり、被用者年金一元化法に定められた改正については、消費税率の引き上げ延期に関係なく、その内容は施行されることとされている。したがって、厚生年金保険法第100条の2第5項は当初の予定どおり平成27年10月1日に追加されることとなる。

※ 所得税法等の一部改正法案においては、被用者年金一元化法第一条の厚生年金保険法第100条の2の改正規定及び施行期日の改正は行われていない。

(参照条文)

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）

※ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十六条による改正後
(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の二に次の二項を加える。

4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～五 （略）

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 （略）

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 公布の日

二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成二十七年十月一日

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）新旧対照条文

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部改正（附則第一百二十五条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（厚生年金保険法の一部改正）</p> <p>第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次の ようにより改正する。</p>	<p>（厚生年金保険法の一部改正）</p> <p>第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次の ようにより改正する。</p>
<p>（中略）</p> <p>第一百条の二に次の二項を加える。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は 保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者 であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」と いう。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被 保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、 被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健 康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求 め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係 者に報告を求めることができる。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第十一条第一項中「被保険者である日」の下に「又は国会議員 若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引 き続き当該国議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。 ）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、 第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条 の六第一項において「被保険者等である日」という。）」を加える。 （以下略）</p>	<p>（傍線の部分は改正部分）</p> <p>（中略）</p> <p>第一百条の二に次の二項を加える。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は 保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者 であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」と いう。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被 保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、 被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健 康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求 め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係 者に報告を求めることができる。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第十一条第一項中「被保険者である日」の下に「又は国会議員 若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引 き続き当該国議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。 ）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、 第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条 の六第一項において「被保険者等である日」という。）」を加える。 （以下略）</p>

番9. 「以下この節において同じ」と「以下同じ」の使い分けについて（改正法第6条による改正後の番号利用法第30条第2項関係）

現行の番号利用法において「以下この節において同じ」とされているのは、第31条及び第32条のみである。いずれの条においても「個人番号取扱事業者」の定義を規定しているものである。

番号利用法立案当時の経緯を見ると、個人番号取扱事業者については、定義規定に定義を置き、第31条においては、ハダカで使用し、第32条では定義からさらに範囲を絞った概念として定義した上で、以下同一の節内において同様の概念を使用することとしており、「以下この節において同じ。」としている。すなわち、他の部分でも同様の文言で異なる概念として使用している場合には「以下の節において同じ。」を使用する意図があったものと考えられる。

※ 審査の過程で定義規定から定義が削除され、第31条に定義されることに伴い、現行の形になったと思われる。

上記整理に従えば、今般の改正については、他の部分においても同様の概念として使用することから「以下同じ。」とすることとする。

（参照条文）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護）

第三十二条 個人番号取扱事業者（個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第九条第四項の規定に基づく場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

第三十三条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十四条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三十五条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情

報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。）を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五 政治団体 政治活動（これに付隨する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

○立案当時の途中段階の案文

（定義）

第三条 （略）

2～15 （略）

16 この法律において「個人番号取扱事業者」とは、特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号取扱者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

（地方公共団体等が保有する特定個人情報等の保護）

第二十六条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止並びに第二十一条第一項及び第二項に規定する記録の開示及び訂正を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護）

第二十七条 個人番号取扱事業者（個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）は、人の生命、身体若しくは財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり若しくは本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第六条第四項の規定に基づく場合を除き、個人番号関係事務を処理し、又は個人番号関係手続を行うために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

第二十八条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第二十九条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三十条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。）を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的

とを含む。以下この号において同じ。) を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

五 政治団体 政治活動(これに付隨する活動を含む。)の用に供する目的

2 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

附1. 一部の施行期日が本体施行日をまたぐ例について（改正法附則第1条関係）

番号利用法の第六条改正においては、一部の改正規定を番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日予定）から施行することとしており、今般の改正法の本体施行日公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（平成28年12月1日予定）よりも早くなる。第六条改正のその他の改正規定は番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月1日予定）の施行としており、本体施行日をまたいで施行期日を定めることとなる。

同様な例として、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年5月19日法律第33号）がある。同法においては、第一条改正の施行が5段階で行われており、このうち附則第1条第2号に掲げる規定は施行日前の政令で定める日から、同条第3号、第4号及び第6号に掲げる規定の施行の日は本体施行日（平成22年7月1日）以後の平成23年1月1日、一年六月政令で定める日及び平成24年4月1日とされている。

（参照条文）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年五月十九日法律第三十三号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年七月一日（以下この条及び次条において「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第一条中 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定 施行日前の政令で定める日
- 三 第一条中 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六条第一項及び第七条第一項の改正規定、同法第八条の次に二条を加える改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同法第九条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、同法第十九条の三十六の改正規定（同条の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に、「又は海洋汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に改め、「という。」が「」の下に「それぞれ」を、「において同じ。」の下に「又は第八条の二第二項」を加える部分に限る。）、同法第十九条の三十七第一項の改正規定（「第七条の二第二項」の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）、同法第五十七条第二号の改正規定、同号の次に三号を加える改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同法第五十八条第二号の改正規定（「第八条第一項若しくは第三項」の下に「、第八条の二第七項」を加える部分に限る。）並びに同条第三号の次に一号を加える改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十三年一月一日
- 四 第一条中 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条の三に一項を加える改正規定、同法第九条第一項の改正規定（「第五条の三及び」を「第五条の三第一項及び第二項並びに」に改める部分に限る。）及び同法第五十七条第一号の改正規定 公布の

日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日

六 第一条中 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第八条の次に二条を加える改正規定（第八条の三に係る部分に限る。）、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第五十五条第一項第一号の次に一号を加える改正規定及び同法第五十七条第二号の次に三号を加える改正規定（同条第二号の三及び第二号の四に係る部分に限る。） 平成二十四年四月一日

附2. 経過措置規定に、番号利用法第30条第1項及び第2項により読み替える行個法を明記しない理由について（改正法附則第7条第2項及び第3項関係）

下記の表の施行日の通り、番号利用法第30条第1項及び第2項（読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定部分）の施行日は平成28年1月1日を予定しており、個人情報保護委員会の設置日と同日であるので、同日前に、又は同日をまたいで、これらの規定により特定個人情報保護委員会との間で行われる手続はないのであるから、それを個人情報保護委員会との間で行われた手續とみなす旨の経過措置は不要である。

条文	施行日
番号利用法第29条第1項（読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定部分）	平成26年4月20日 (番号利用法附則第1条第4号施行日)
番号利用法第30条第1項及び第2項（読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定部分）	番号利用法附則第1条第4号施行日 (平成28年1月1日予定)
改正法第1条（個人情報保護委員会設置関係）及び附則第7条	平成28年1月1日

附4. 地方自治法の一部を改正する法律の一部改正について（改正法附則第30条関係）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年5月30日法律第42号）附則第66条において、番号利用法第62条第1項の改正を行っているところ、当該改正規定の施行期日は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、政府としては、平成28年4月1日を予定している。

今般の番号利用法の改正により条ズレが生じるのは第四条、第五条（別表第一の改正以外の改正部分）及び第六条改正であり、それぞれの施行期日は、平成28年1月1日、今般の改正法公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（平成28年12月1日予定）及び番号利用法附則第1条第5号の施行の日（平成29年1月1日予定）としているところ、まず、第四条改正による条ズレの時点においては、まだ地方自治法の一部を改正する法律附則第66条は施行されていないため、条ズレの手当を行う必要がある。

一方で、地方自治法の一部を改正する法律附則第66条が平成28年4月1日に施行され、番号利用法に改正が溶け込んだ後については、当該規定はその役目を終えているのであり、改正は不要となることから、それ以後に施行される第五条及び第六条改正による条ズレの手当は特に不要と考えられる。

（参照条文）

○地方自治法の一部を改正する法律（平成26年5月30日法律第42号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

附5. 財務省設置法の一部改正について（改正法附則第34条～第36条関係）

財務省設置法第4条については、番号利用法整備法第48条において、「番号利用法第58条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること」が財務省設置法第4条第23号として追加されている。同号においては番号利用法第58条を引用しているため、今般の番号利用法改正による条ズレの手当が必要となる。すなわち、番号利用法整備法第48条の施行期日は番号利用法の施行の日（平成27年10月5日予定）とされているところ、今般の番号利用法の改正により条ズレが生じるのは第四条、第五条（別表第一の改正以外の改正部分）及び第六条改正であり、それぞれの施行期日は、平成28年1月1日、今般の改正法公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（平成28年12月1日予定）及び番号利用法附則第1条第五号の施行の日（平成29年1月1日予定）とされている。

したがって、第四条、第五条及び第六条の規定の施行は、番号利用法整備法第48条の施行以後なのであり、すでに財務省設置法第4条が改正されていることとなるため、第四条、第五条及び第六条改正による条ズレをそれぞれ手当する必要がある。

（参照条文）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

（財務省設置法の一部改正）

第四十八条 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十八号を削り、第二十七号を第二十八号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号) 第五十八条の規定による法人番号の指定、通知及び
公表に関すること。（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一
部改正）

附 則

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部

分を除く。) から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

番号利用法の施行期日(附則第1条)		施行期日(附則第1条)				備考		制定時		条移動	
		柱書	第1号 第3号 第4号 第5号	柱書	第2号 第3号 第4号 第5号	柱書	第2号 第3号 第4号 第5号	柱書	第2号 第3号 第4号 第5号	柱書	第5号
第四章第二節	柱書 H27.10.5付 施行済	○		○		○		○		○	H28.1.1付 H28.1.1付 H28.1.1付 H28.1.1付 H28.1.1付
第二十一条				○		○		○		○	
第二十二条				○		○		○		○	
第二十三条				○		○		○		○	
第二十四条				○		○		○		○	
第二十五条			(新設)								○
第五章				○		○		○		○	
第五章第一節				○		○		○		○	
第二十六条				○		○		○		○	
第二十七条				○		○		○		○	
第二十八条				○		○		○		○	
第五章第二節				○		○		○		○	
第二十九条	第1項(下記以外の部分) 新規の表新十条第一項及び第三項の項の該替部分	○		○		○		○		○	
第2項		○		○		○		○		○	
第3項		○		○		○		○		○	
第三十条	新規の表新十条第一項及び第三項の項の該替部分 第1項(上記以外の部分) 第2項(表以外の部分)	○		○		○		○		○	
第三十一項	新規の表新十条第一項及び第三項の項の該替部分 第2項(表以外の部分) 第3項(表(上記以外の部分))	○		○		○		○		○	
第三十二条	○		○		○		○		○		
第三十三条	○		○		○		○		○		
第三十四条	○		○		○		○		○		
第三十五条	○		○		○		○		○		
第六章				○		○		○		○	
第六章第一節				○		○		○		○	
第三十六条				○		○		○		○	
第三十七条				○		○		○		○	
第三十八条				○		○		○		○	
第三十九条				○		○		○		○	
第四十条				○		○		○		○	
第四十一条				○		○		○		○	
第四十二条				○		○		○		○	
第四十三条				○		○		○		○	
第四十四条				○		○		○		○	
第四十五条				○		○		○		○	
第四十六条				○		○		○		○	
第四十七条				○		○		○		○	
第四十八条				○		○		○		○	
第四十九条				○		○		○		○	

番号利用法の施行期日(附則第1条)		施行期日(附則第1条)				備考				制定時		
	柱書	柱書	柱書	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第2号	柱書	第5号
附則第一条	○	○	○	H23.12.1 ^予 公布日	H23.12.1 ^予 施行日	H23.1.1 ^予 施行済	H23.1.1 ^予 施行済	H23.1.1 ^予	H23.1.1 ^予	H28.1.1 ^予	H28.12.1 ^予	
附則第二条	○	○	○									
附則第三条	○	○	○									
附則第四条	○	○	○									
附則第五条	○	○	○									
附則第六条	○	○	○									
別表第一 一の項～六の項	附則第六条第二項及び第三項を削る等(IV)		(新設)		二の項(VI)		四の項(VI)		六の項(VI)		四の項(VI)	
	七の項～五十五の項		(新設)		十五の項(VI)		二十二の項(VI)		二十八の項(VI)		三十の項(VI)	
別表第一 五十六の項	三十九の項(VI)		(新設)		五十五の項(VI)		五十六の項(VI)		五十九の項(VI)		五十九の項(VI)	
	五十七の項～六十一の項		(新設)		六十一の項(VI)		九十二の項(VI)		九十二の項(VI)		九十二の項(VI)	
別表第一 六十二の項～九十七の項	六十二の項(VI)		(新設)		八の項(VI)		八の項(VI)		九の項(VI)		九の項(VI)	
	一の項～十六の項		(新設)		十の項(VI)		十一の項(VI)		十二の項(VI)		十四の項(VI)	
別表第二 十七の項～八十五の項	十五の項(VI)		(新設)		十五の項(VI)		十六の項(VI)		十六の項(VI)		十六の項(VI)	
	八十六の項～百十九の項		(新設)		二十一の項(VI)		二十二の項(VI)		二十六の項(VI)		五十三の項(VI)	
別表第二 八十六の項～百十九の項	八十六の項(VI)		(新設)		五十六の項(VI)		六十八の項(VI)		七十四の項(VI)		八十五の二の項(VI)	
	八十六の項～百十九の項		(新設)		八十七の項(VI)		自八の項(VI)		自八の項(VI)		自十九の項(VI)	

条移動			
制定時	第2号施行	柱書施行	第5号施行
	H28.1.1	H28.12予定	H29.1.1予定 番号法五号施行日
第1章			
第1条	→	→	→
第2条	→	→	→
第3条	→	—	—
第4条	→	→	→
第5条	→	→	→
第6条	→	→	→
第2章			
第7条	→	→	→
第8条	→	→	→
第9条	→	→	→
第10条	→	→	→
第11条	→	→	→
第12条	→	→	→
第13条	→	→	→
第14条	→	→	→
第15条	→	→	→
第16条	→	→	→
第3章			
第17条	→	→	→
第18条	→	—	—
第4章			
第1節			
第19条	→	→	→
第20条	→	→	→
第2節			
第21条	→	→	→
第22条	→	→	→
第23条	→	→	→
第24条	→	→	→
第25条	→	→	→
			第26条
第5章			
第1節			
第26条	→	→	第27条
第27条	→	→	第28条
第28条	→	→	第29条
第2節			
第29条	→	→	第30条
第30条	→	→	第31条
第31条	→	→	第32条
第32条	→	(削除)	
第33条	→	(削除)	
第34条	→	(削除)	
第35条	→	(削除)	
第6章			
第1節	(削除)		
第36条	(削除)		
第37条	(削除)		
第38条	(削除)		
第39条	(削除)		
第40条	(削除)		
第41条	(削除)		
第42条	(削除)		
第43条	(削除)		
第44条	(削除)		
第45条	(削除)		
第46条	(削除)		
第47条	(削除)		
第48条	(削除)		
第49条	(削除)		
第2節	(削除)		
第50条	第36条	第32条	第33条
第51条	第37条	第33条	第34条
第52条	第38条	第34条	第35条
第53条	第39条	第35条	第36条
第54条	第40条	第36条	第37条
第55条	第41条	第37条	第38条
第56条	第42条	(削除)	
第3節	(削除)		
第57条	(削除)		
第7章			
第58条	第43条	第38条	第39条
第59条	第44条	第39条	第40条
第60条	第45条	第40条	第41条
第61条	第46条	第41条	第42条
第8章			
第62条	第47条	第42条	第43条
第63条	第48条	第43条	第44条
第64条	第49条	第44条	第45条
第65条	第50条	第45条	第46条
第66条	第51条	第46条	第47条
第9章			
第67条	第52条	第47条	第48条
第68条	第53条	第48条	第49条
第69条	第54条	第49条	第50条
第70条	第55条	第50条	第51条
第71条	第56条	第51条	第52条
第72条	(削除)		
第73条	第57条	第52条	第53条
第74条	第58条	第53条	第54条
第75条	第59条	第54条	第55条
第76条	第60条	第55条	第56条
第77条	第61条	第56条	第57条

番1. 条例事務における情報連携において、条例事務関係情報提供者となる地方公共団体が、条例により特定個人情報の提供を制限し、個人情報保護委員会に申し出た場合には、提供義務を解除することとする理由について

現行番号利用法第22条第1項においては、同法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合には、当該求めを行った情報照会者に対して、当該特定個人情報を提供しなければならないこととされている。

今般新設する第19条第8号においては、第9条第2項に基づき個人番号を独自に利用する地方公共団体が、当該独自利用事務においても情報提供ネットワークシステムを利用して迅速かつ安全に情報連携を行うことを可能とし、行政運営の効率化、住民の利便性向上を図るものである。このため、第19条第7号の場合と同様に、第22条第1項を準用し、情報提供者に対して提供義務を課すことが、情報を正確かつ効率的にやりとりする観点からは適当と考えられる。

一方で、条例事務関係情報照会者が独自利用事務の条例を設け、当該事務に基づき特定個人情報の求めを行うこととした場合に、条例事務関係情報提供者に否応なく提供の義務が生じることとすることは、条例事務関係情報提供者となる地方公共団体に対して過度の義務を課すものとなり得る。

すなわち、他の地方公共団体（条例事務情報照会者）の条例制定という判断により、特定個人情報の提供を求められる地方公共団体（条例事務情報提供者）において、住民のコントロールが及ぶことなく、当該住民の個人情報の提供が強制されるとということは、住民自治の観点から均衡を失するものと考えられる。

したがって、条例事務関係情報提供者となる地方公共団体において、条例により特定個人情報の提供を制限し、個人情報保護委員会にあらかじめ申し出ることにより、提供義務が解除されることとし、条例事務情報提供者となる地方公共団体において、特定個人情報の提供について住民のコントロールを及ぼすこととするものである。

また、これにより、条例事務情報照会者となる地方公共団体についても、任意に条例を定めることで、すべからく必要な特定個人情報を求めることができるということではなく、提供を求める先の地方公共団体において、住民自治のもと、特定個人情報の提供について合意の元に提供を受けることとなるのであり、特定個人情報の提供を求めるについて特段問題となるものではないと考えられる。

番2．番号利用法附則第6条第5項（第4条改正後の附則第6条第3項）の改正の要否について

第6条改正により、番号利用法において新たに第26条が追加され、改正前の第26条以降の条が1条ずつ繰り下げられる。また、新第26条においては、第23条を準用することとしており、番号利用法において第23条を引用している規定については、新第26条において準用する場合を含むこととなる。

また、第6条改正の施行期日は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始と合わせて、番号利用法附則第1条第5号の施行期日（平成29年1月1日を予定）としている。

番号利用法附則第6条第5項（第4条改正後の附則第6条第3項）においては、第23条第3項及び第30条第2項が引用されているところ、上記改正を踏まえれば、第23条第3項については、「第23条第3項（第26条において準用する場合を含む。）」と、また、第30条第2項については、「第31条第2項」と改正する必要があるとも考えられる。

この点、番号利用法附則第6条第5項は、番号利用法の施行（平成27年10月5日予定）後一年を目途として情報提供等記録開示システムの設置を政府に要請するものであるが、当該情報提供等記録開示システムについては、政府として情報連携の開始（平成29年1月1日予定）に合わせて運用を開始することとしており、すでに設計・開発の業者を決定し、これに着手しているものである。

したがって、第6条改正が施行されるときには、番号利用法附則第6条第5項により要請される事項は概ね実現できているものであり、同項の改正は不要と考えられる。

附1. 施行期日について（附則第1条関係）

1. 各号の施行予定日とその理由について

番号利用法及び改正法の施行期日並びにその理由は以下のとおり。

番号利用法	改正法		
	個情法	番号利用法	施行期日
附則1条1号 (公布の日)			
附則1条2号 (平成26年1月1日)			
附則1条3号 (平成26年4月20日)			
附則1条柱書き (平成27年10月5日予定)	第1条	第4条	公布の日 (附則1条1号) 平成28年1月1日 (附則1条2号)
附則1条4号 (平成28年1月1日予定)		第6条 (19条1号・別表 1改正に限る)	平成28年1月1日(予定) (附則1条3号) 平成28年4月1日(予定) (附則1条4号)
附則1条5号 (平成29年1月1日予定)	第2条 第3条	第5条 第6条 (19条1号・別表 1改正を除く) 第7条	平成28年12月1日(予定) (附則1条柱書き) 平成29年1月1日(予定) (附則1条5号) 平成30年1月1日(予定) (附則1条6号)

(理由)

○第2号の施行日を平成28年1月1日としている理由：

本法律案は、政府成長戦略に基づき法案成立後可及的速やかな施行が求められるところ¹、次期常会での成立を見込み、平成27年臨時国会において委員についての同意を求めた上で、本格施行に向けた政令、委員会規則等の策定及び十分な周知期間を確保するため、翌平成28年1月1日に個人情報保護委員会

¹ 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）工程表において、平成28年度からの「IT利活用裾野拡大のための規制・制度改革の推進」と記載。

(以下「委員会」という。)を発足させることを想定している。実際、本年委員会の体制整備を図る機構定員要求を行い、平成27年度予算政府案(平成27年1月14日閣議決定)に職員人件費、その他事務に係る庁費を盛り込むとともに、広報・啓発予算及び諸外国との交渉に要する予算を盛り込んでいる。

○第3号の施行日を平成28年1月1日としている理由:

番号利用法附則第1条第4号は、個人番号の利用、個人番号カードの交付開始の施行期日であるが、法案成立後の準備期間等を考慮して、平成28年1月1日から開始することとしているものである。これについては、番号利用法成立後、制度に関する広報において広く国民に周知するとともに、個人番号利用事務実施者となる行政機関、地方公共団体等に対しても担当者説明会等において周知しているところである。また、個人番号カードの交付にかかる費用(作成費等)として、平成28年1月1日からの3か月分を平成27年度予算案において計上しているところである。

○第4号の施行日を平成28年4月1日としている理由:

第4号で施行することとしている改正後の個人情報保護法第15条第3項及び第23条第2項の経過措置は、経済界からのニーズが非常に高く、平成28年1月の委員会立ち上げ後可及的速やかに施行することが求められている。他方、施行に際しては委員会による規則の制定が必要であることから、平成28年4月1日を予定しているもの。

○柱書の施行日を平成28年12月1日としている理由:

委員会が平成28年1月に設置された後、本格施行に向け、委員会において政令、委員会規則及び告示(ガイドライン)等を策定する。また、本格施行に当たっては多くの事業者に関係することから、これらを策定した後、十分な周知期間として半年程度設けることが求められる。以上より柱書の施行日を平成28年12月1日としている。

○第5号の施行日を平成29年1月1日としている理由:

番号利用法附則第1条第5号は、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始の施行期日であるが、個人番号の利用開始後個人番号が紐付くデータ(特定個人情報)の蓄積に要する期間等を踏まえ、個人番号利用開始の1年後である平成29年1月1日から情報連携を開始することとしているものである。これについては、情報照会者、情報提供者となる地方公共団体等に対して広く周知するとともに、国、地方公共団体等においては、システム整備を

進めているところであり、平成 27 年度予算においても、情報提供ネットワークシステムの開発経費として必要額を計上しているところである。

○第 6 号の施行日を平成 30 年 1 月 1 日としている理由：

第 6 号の施行期日は、預金付番に関する規定の施行期日を規定するものであるところ、金融機関のシステム対応等に必要な準備期間を確保する必要があると考えているもの。具体的な準備期間については、金融機関等の関係者間と調整を進めているが、政府としては平成 30 年 1 月 1 日と考えているところである。

2. 附則第 1 条各号の並び順の考え方について

本法の附則第 1 条は施行期日を定めるものであるところ、各号の施行日は公布日、確定日付、一定の期間において政令で定める日及び他の法律の施行日と区々である。

【本法の施行期日一覧】

	附則 1 条に定める日	政府予定日
第 1 号	公布の日	公布の日（平成 27 年 6 月頃）
第 2 号	平成二十八年一月一日	平成 28 年 1 月 1 日
第 3 号	番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日	番号利用法公布の日（平成 25 年 5 月 31 日）から起算して 3 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日（平成 28 年 1 月 1 日を予定）
第 4 号	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日	平成 28 年 4 月頃を予定
附則 1 条柱書	公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日	平成 28 年 12 月 1 日を予定
第 5 号	番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日	番号利用法公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 29 年 1 月 1 日を予定）
第 6 号	公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日	平成 30 年 1 月 1 日を予定

このように、施行期日を区々なものとして定めている例として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）（以下、「地域主権改革関連法」という。）」

があり、各号の並び順について、制定時に政府が予定するところをもって他の法律の施行日を確定し、各号を時系列に並べているところ、本法においてもこの整理に従うものである。

地域主権改革関連法の2号施行日は、「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」とされているところ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行期日は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（※平成27年10月1日）の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。」とされており、係る規定から、最長で平成28年4月1日までと観念し得る。

従って、地域主権改革関連法の2号施行日と3号施行日は、理論上の時系列となっておらず、当時の政府方針で決定していた子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行日（平成27年4月1日）に基づいて日付順に各号を並べていることとなるものである。

なお、子ども・子育て支援法の施行日については、同法の公布直後に開催された内閣府・文部科学省・厚生労働省が主催する都道府県等説明会において既に、その施行日を平成27年4月1日と公表していたものである。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）（平成26年6月4日公布）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十五条の規定並びに附則第六条、第十七条及び第十八条の規定 公布の日から起算して一年を経過した日（※平成27年6月4日）

二 第十条（児童福祉法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の改正規定に限る。）の規定 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
（※本法が施行された平成26年6月時点では、子ども・子育て支援法の施行日政令は未施行であり、理論上は平成29年4月1日まで。）

三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第八十六号の改正規定に限る。）の規定 平成二十八年四月一日

四 第五条、第八条及び第九条の規定並びに附則第三条、第四条、第十四条、第十五条及び第二十一条の規定 平成三十年四月一日までの間において政令で定める日

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（平成24年8月22日公布）
(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（※平成27年10月1日）の属する年の翌年の四月一日（※平成28年4月1日）までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

○ 子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第二十二号）（平成27年1月23日公布）

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

附2. 罰則の適用に関する経過措置の対象規定について（附則第10条関係）

附則第10条において規定する罰則の適用に関する経過措置の適用対象となる規定が存在するのは、次のとおり附則第1条柱書及び第2号のみである。

このような場合、下記用例のとおり、「この法律 （附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定） の施行前にした行為…に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」とする例が多いため、これらの用例にならって附則第10条を修正したい。

（1）附則第1条柱書

（第2条関係）

- 個人情報保護法中主務大臣制を廃止し、個人情報保護委員会が報告の徵収をすることとなることに伴い報告徵収懈怠に関する 現行個人情報保護法第57条（第2条による改正後の個人情報保護法第87条） が実質的に改廃されるため、施行前の違反行為について附則第10条の適用がある。
- 同様の理由により命令違反に関する 現行個人情報保護法第56条（第2条による改正後の個人情報保護法第86条） が実質的に改廃されるため、施行前の違反行為について附則第10条の適用がある。

（その他）

罰則規定に関する改正ではなく、適用対象となる規定はない。

（2）第1号

適用対象となる規定はない。

（3）第2号

（第4条関係）

- 現行番号利用法第72条（委員長等の秘密漏示罪） が削除されるため、施行前の違反行為について附則第10条の適用がある。
- 特定個人情報保護委員会による監督が個人情報保護委員会による監督となることに伴い報告徵収懈怠に関する 現行番号利用法第74条（第4条による改正後の番号利用法第58条） が実質的に改廃されるため、施行前の違反行為について附則第10条の適用がある。
- 同様の理由により命令違反に関する 現行番号利用法第73条（第4条による改正後の番号利用法第57条） が実質的に改廃されるため、施行前の違反行為について附則第10条の適用がある。

（その他）

適用対象となる規定はない。

（4）第3号から第6号まで

いずれも罰則規定に関する改正ではなく、適用対象となる規定はない。

(用例)

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

附則（平成二十三年法律第十六号）

（罰則に関する経過措置）

第 10 条 この法律（附則第 1 条第 2 号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為 及び附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※ 第 2 号施行日の方が本施行日（公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日）よりも後になるもの。附則第 10 条の施行日は本施行日。なお、公布日に施行される規定もある。

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年十月十六日法律第百十七号）

附則（平成二一年五月二〇日法律第三九号）

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為 並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※ 第 3 号施行日の方が本施行日（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）よりも後になるもの。附則第 4 条の施行日は本施行日。なお、公布日に施行される規定もある。

○ 保険業法（平成七年六月七日法律第百五号）

附則（平成二四年九月一二日法律第八六号）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為 に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※ 附則第 17 条の施行日は附則第 2 号施行日（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）。本施行日は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日。

附4. 住民基本台帳法の改正のうち、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を可能とする規定の整備の施行期日について（附則第19条関係）

番号利用法第19条第8号の新設に係る部分の施行期日が、独自利用条例を定めた地方公共団体による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするものであることから、情報連携の施行期日である番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月1日予定）とされている一方、当該住民基本台帳法の改正部分については、番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日予定）と規定しているところ、この施行期日が異なる理由は以下のとおり。

番号利用法第9条第2項の施行期日は、番号利用法附則第1条第4号（平成28年1月1日（予定））とされており、地方公共団体においては、平成28年1月1日より個人番号の独自利用を開始することが可能となり、実際にも大半の地方公共団体において、平成28年1月1日より独自利用を開始することとしているところ。

情報連携を行うためには特定の個人に係る正確な個人番号を取得し、これを基に情報提供用個人識別符号（番号利用法施行令第20条第1項）を取得する必要があるが、運用上は、情報連携が開始される平成29年1月1日以降に情報提供用個人識別符号を取得するのではなく、事前に当該符号を取得し、各個人の情報との紐付けを行うこととなる。

したがって、施行期日前の符号の取得は、個人番号の独自利用を開始する平成28年1月1日から情報連携を行う平成29年1月1日までの間に行われることとなるが、確実な符号の取得については、機構から機構保存本人確認情報（個人番号を含む）の提供を受けることで担保されるものである。

以上から、当該住民基本台帳法の改正については、番号利用法の改正に伴うものと整理しつつ、その施行期日については、番号利用法第9条第2項の施行期日である番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日予定）とするものである。

附5．番号整備法における住民基本台帳法の一部改正に係る経過措置のうち、今回の住民基本台帳法の一部改正を踏まえ「第三号新住民基本台帳法」等の略称を「住民基本台帳法」との法令名に置き換える措置をしていることについて（附則第29条関係）

番号整備法第20条は、第三号施行日（平成28年1月予定）から第四号施行日（平成29年1月予定）までの間の住民基本台帳法一部改正に係る経過措置である。今般、当該経過措置を改正するに当たっては、法制定時における経過措置を規定していることを明確にする観点から、引き続き「第三号新住民基本台帳法」との略称を用いる一方、今回の住民基本台帳法の改正に係る部分については、「本改正法案の改正内容までを踏まえた」当該規定の適用に係る経過措置であることがわかるようにすべきであり、「第三号新住民基本台帳法」との略称を「住民基本台帳法」との法令名に改めることとする。

具体的には、今回の法改正により別表事務が追加されるとともに、住民基本台帳法第30条の10から第30条の12までの改正（機構が別表事務に対して本人確認情報を提供できる場合に加えて、番号利用法第9条第2項の条例を定めた場合についても機構からの本人確認情報の提供を可能とする規定を新設）により住民基本台帳法第30条の10第1項第1号は改正せず、新たに第30条の10第1項第2号が新設され（第30条の11及び第30条の12において同じ）、それに伴い第30条の13及び第30条の14が改正されることに鑑み、以下のとおり対応する。

- ・「第三号新住民基本台帳法別表第○上欄に掲げる・・・」：今回別表事務を追加する改正が行われることから、改正を踏まえた経過措置として法令名に置き換える。
- ・第20条第4項の「第三号新住民基本台帳法第30条の10第1項第1号に規定する求め・・・」については、「第30条の10第1項第1号」は今回の法改正によって改正されていないことから特段の措置は不要であるが、「第三号新住民基本台帳法の規定の適用」については、新設する号も含めた「第30条の10第1項」の規定の適用であることから、略称を法令名に措置するとともに、略称のままである条項も対象であることを明確にするため全て条項を引用することとする（第20条第5項、第6項において同じ）。なお、第20条第7項の「第三号新住民基本台帳法第30条の14に規定する求め・・・」は、法第30条の14が今回の法改正により改正されていることから、法令名に置き換える。
- ・「住民基本台帳法第30条の37及び同法第30条の38」：今回の住民基本台帳法の改正による影響はないことから特段の措置は行わない。

番号整備法第22条は、第四号施行日から当分の間の住民基本台帳法一部改正に係る経過措置である。当該経過措置の改正に当たっては、「第四号新住民基本台帳法」との略称は、番号整備法第21条（平成29年1月施行予定）による改正後の住民基本台帳法を指すところ、今回の住民基本台帳法改正による

影響はないことから、略称を法令名に改正する措置は不要である。

※ ただし、第 22 条第 1 項の「第四号新住民基本台帳法別表第一」については、今回の住民基本台帳法改正により別表第一に追加される預金保険機構等の項の施行期日が、改正法の公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 30 年 1 月予定）であることから、「本改正法案の改正内容までを踏まえた」当該規定の適用に係る経過措置であることを明確にするため、「第四号新住民基本台帳法」との略称を「住民基本台帳法」との法令名に改めることとする。

なお、地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 328 号）附則第 9 条による健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 116 号。以下「健保令一部改正令」という。）附則第 27 条の改正に伴う「新地共済令」の改正についても、同様の観点から略称を法令名に置き換える措置をしているところ。

◎地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十八号）附則（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「並びに附則第三十条の二第一項」を「並びに地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二」に、「新地共済令附則第三十条の二第一項」を「地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二」に改める。

(※) 地方公務員等共済組合法施行令附則第 30 条の 2 第 1 項については実質改正が行われ、同条第 2 項は削られている。

◎健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則

（老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用）

第二十七条 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）第二十八条第一項及び第五項 並びに附則第三十条の二第一項 の規定を適用する場合においては、新地共済令第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該事業年度における老人保健拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金をいう。以下同じ。）」と、同条第五項及び 新地共済令附則第三十条の二第一項 中「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の立案の前提となるいる未施行法律一覧

①題名・条項等（③に関係する改正部分）、②①の施行日、③個人情報保護法、番号利用法又は改正法附則において改正される法律への影響、④対応、⑤参照条文の頁

＜個人情報の保護に関する法律関係＞

（1）

- ①行政不服審査法の改正に伴い「異議申し立て」が「審査請求」と改められること
- ②公布日（平成 26 年 6 月 13 日）から 2 年を超えない範囲内（平成 28 年 4 月 1 日予定）
- ③第 2 条による改正後の個人情報の保護に関する法律第 45 条第 9 項
- ④全面施行日（平成 28 年 12 月 1 日予定）前には施行済みであり、それを考慮した改正規定を設けている。
- ⑤参照条文（第二分冊）61 頁参照

（2）

- ①電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 62 条（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 81 条の 6 の改正部分）
- ②公布日（平成 26 年 6 月 18 日）から 2 年 6 ヶ月を超えない範囲内
- ③附則第 21 条において改正されるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 81 条の 6
- ④当該改正部分は今回の改正に影響を及ぼさない。
- ⑤参照条文（第二分冊）213 頁参照

（3）

- ①食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）附則第 14 条（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）第 6 条第 2 項第 4 号の改正部分）
- ②公布日（平成 25 年 6 月 28 日）から 2 年を超えない範囲内
- ③附則第 37 条において改正される消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）第 6 条第 2 項第 4 号
- ④2 号施行日（平成 28 年 1 月 1 日）前には施行済みであり、それを考慮した改正規定を設けている。
- ⑤参照条文（第二分冊）256 頁参照

＜行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係＞

【第9条関係】

(1)

- ①所得税法等の一部を改正する法律案（今国会提出）附則第127条（番号利用法第9条第3項の一部改正）
- ②平成27年4月1日
- ③第7条における番号利用法第9条第3項への「国税通則法第74条の13の2」の加え方
- ④挿入する位置の直下の字句を基準とする改正規定（改める方式）とした。
- ⑤未施行法律一覧 9頁参照

【第19条及び附則第15条関係】

(2)

- ①被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第1条（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第100条の2に第5項を加える部分 ※政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）第3条による改正後）
- ②平成27年10月1日
- ③-1 第6条による改正後の番号利用法第19条第1号において引用している厚生年金保険法第100条の2第5項
- ③-2 附則第15条において改正される厚生年金保険法第100条の2第5項
- ④第6条の施行（平成29年1月1日予定）及び附則第15条の施行（平成28年1月1日予定）前には施行済であり、それを考慮した改正規定を設けた。
- ⑤参照条文（第二分冊）39頁参照

【別表第一、附則第19条関係】

(3)

- ①国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律第5条（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第51条を第50条とする部分）
- ②平成27年10月1日
- ③-1 第6条において改正される番号利用法別表第1の28の項
- ③-2 附則第19条において改正される住民基本台帳法別表第1の41の4の項
- ④第6条の施行（平成29年1月1日予定）及び附則第19条の施行（平成28年1月1日予定）前には施行済であり、今回の改正部分に影響を及ぼさないため対応不要。
- ⑤番号利用法別表参照条文 二 別表第1の28の項参照

【別表第二関係】

(4)

- ①子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）第 65 条（番号利用法別表第 2 に 116 の項を加える部分 ※番号利用法整備法第 37 条（平成 25 年 5 月 31 日施行）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険等の一部を改正する法律附則第 147 条（平成 25 年 6 月 26 日施行）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法理う t 第 106 号）（第 26 年 10 月 1 日施行）、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）（平成 26 年 5 月 30 日施行）、難病の患者に対する医療等に関する法律附則第 7 条（平成 26 年 5 月 30 日）による改正後）
②平成 27 年 4 月 1 日
③第 6 条において改正される番号利用法別表第 2 の 116 の項
④第 6 条の施行（平成 29 年 1 月 1 日予定）前には施行済であり、今回の改正部分に影響を及ぼさないため対応不要。
⑤番号利用法別表参照条文 一一二 別表第 2 の 116 の項参照

(5)

- ①年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）附則第 21 条（番号利用法別表第 2 の 26 の項及び 87 の項の改正部分、同表 119 の項を 120 の項とし、118 の項を 119 の項とし、117 の項を 118 の項とし、117 の項を加える部分 ※番号利用法整備法第 42 条（平成 25 年 5 月 31 日施行）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第 148 条（平成 25 年 6 月 26 日施行）、生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年 12 月 13 日施行）、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 8 条（平成 26 年 5 月 30 日施行）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 64 条による改正後（平成 26 年 6 月 25 日施行）による改正後）
②社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 27 年 10 月 1 日と定められているが、通常国会提出予定の所得税法等の一部を改正する法律案において平成 29 年 4 月 1 日と改正される予定）
③第 6 条において改正される番号利用法別表第 2 の 26 の項、87 の項及び 119 の項（①により 120 の項に移動する予定の項）
④第 6 条の施行（平成 29 年 1 月 1 日予定）後に施行されることを考慮した改正規定とした。①の改正規定については、影響が及ばないため対応不要。
⑤未施行法律一覧 12 頁参照

(6)

- ①次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）附則第 16 条（別表第 2 の 26 の項及び 87 の項の改正部分）
- ②平成 27 年 4 月 1 日
- ③第 6 条において改正される番号利用法別表第 2 の 26 の項及び 87 の項
- ④第 6 条の施行（平成 29 年 1 月 1 日予定）前には施行済であり、今回の改正部分に影響を及ぼさないため対応不要。
- ⑤番号利用法別表参照条文 一一二 別表第 2 の 26 の項及び 87 の項参照

(7)

- ①地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 65 条（番号利用法別表第 2 の 26 の項、56 の 2 の項及び 87 の項の改正部分）
- ②平成 27 年 4 月 1 日
- ③第 6 条において改正される番号利用法別表第 2 の 26 の項、56 の 2 の項及び 87 の項
- ④第 6 条の施行（平成 29 年 1 月 1 日予定）前には施行済であり、今回の改正部分に影響を及ぼさないため対応不要。
- ⑤番号利用法別表参照条文 一一二 別表第 2 の 26 の項、56 の 2 の項及び 87 の項参照

【附則第 16 条関係】

(8)

- ①被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 87 条（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 108 条第 2 項の改正部分）
- ②平成 27 年 10 月 1 日
- ③附則第 16 条において改正される国民年金法第 108 条第 2 項
- ④附則第 16 条の施行（平成 28 年 1 月 1 日予定）前には施行済であり、それを考慮した改正規定を設けた。
- ⑤参照条文（第二分冊）100 頁参照

(9)

- ①政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）第 1 条（国民年金法第 108 条第 1 項の改正部分）
- ②平成 27 年 3 月 1 日
- ③附則第 16 条において改正される国民年金法第 108 条第 1 項及び第 2 項
- ④附則第 16 条の施行（平成 28 年 1 月 1 日予定）前には施行済であり、それを

考慮した改正規定を設けた。

⑤参照条文（第二分冊）102頁参照

【附則第17条関係】

(10)

- ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第11条（国税通則法（昭和37年法律第66号）第124条に第3項を加える部分）
- ②番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日予定）
- ③附則第17条において改正される国税通則法第124条第3項
- ④附則第17条の施行（平成30年1月1日予定）前には施行済であり、それを考慮した改正規定を設けた。
- ⑤参照条文（第二分冊）22頁参照

(11)

- ①行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第99条（国税通則法第113条の2を加える部分）
- ②行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日予定）
- ③附則第17条において改正される国税通則法第113条の2
- ④附則第17条の施行（平成30年1月1日）前には施行済であり、それを考慮した改正規定を設けた。
- ⑤参照条文（第二分冊）29頁参照

【附則第19条及び第29条関係】

(12)

- ①被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第126条（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表第1の19の項、42の項、48の項及び73の項の改正部分）※番号利用法整備法第36条による改正後（平成25年5月31日施行）
- ②平成27年10月1日
- ③附則第19条において改正される住民基本台帳法別表第一の19の項、42の項、48の項及び73の項
- ④附則第19条の施行（平成28年1月1日予定）前には施行済であり、それを考慮した改正規定を設けた。
- ⑤参照条文（第二分冊）132頁参照

(13)

- ①番号利用法整備法第 16 条（住民基本台帳法第 30 条の 6 を第 30 条の 14 とする部分、第 30 条の 10 から第 30 条の 13 までを加える部分、第 30 条の 37 及び第 30 条の 38 を加える部分）
- ②番号利用法の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日予定）
- ③-1 附則第 19 条において改正する住民基本台帳法第 30 条の 10 から第 30 条の 14 まで
- ③-2 附則第 29 条による改正後の番号利用法整備法第 20 条第 7 項において引用する住民基本台帳法第 30 条の 14、番号利用法整備法第 20 条第 3 項において引用する住民基本台帳法第 30 の条の 10 第 1 項、番号利用法整備法第 5 項において引用する住民基本台帳法第 30 条の 11 第 1 項、番号利用法整備法第 20 条第 6 項において引用する住民基本台帳法第 30 条の 12 第 1 項、番号利用法整備法第 20 条第 8 項において引用する住民基本台帳法第 30 条の 13 第 1 項から第 3 項まで及び第 30 条の 15 第 1 項、番号利用法整備法第 20 条第 3 項、第 20 条第 5 項から第 8 項までにおいて引用する住民基本台帳法第 30 条の 37 第 1 項及び第 30 条の 38 第 1 項並びに番号利用法整備法第 20 条第 5 項及び第 20 条第 8 項において住民基本台帳法第 30 条の 37 第 2 項
- ④附則第 19 条及び附則第 29 条の施行（平成 28 年 1 月 1 日予定）前には施行済であり、それを考慮した改正規定を設けた。
- ⑤参照条文（第二分冊）135 頁～138 頁参照

(14)

- ①番号利用法整備法第 19 条（住民基本台帳法第 30 条の 10 第 1 項、第 30 条の 11 第 1 項、第 30 条の 12 第 1 項、第 30 条の 13 第 1 項から第 3 項まで並びに第 30 条の 14 の改正部分、別表第 1 に 41 の 3 の項（※国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律附則第 7 条による改正あり（平成 26 年 4 月 1 日施行）、72 の 2 の項、73 の 2 の項、78 の 3 の項及び 78 の 7 の項を加える部分、同表 73 の項の改正部分（※次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）附則第 17 条による改正あり（平成 26 年 10 月 1 日施行）、別表第 2 に 5 の 25 の項、5 の 26 の項、5 の 31 の項及び 5 の 34 の項を加える部分、別表第 3 に 7 の 16 の項及び 7 の 20 の項を加える部分、別表第 4 に 4 の 25 の項、4 の 26 の項、4 の 31 の項及び 4 の 34 の項を加える部分、別表第 5 に第 10 号の 6 及び第 10 号の 10 を加える部分
- ②番号利用法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日予定）
- ③-1 附則第 19 条において改正される住民基本台帳法第 30 条の 10 から第 30 条の 14 まで、別表第 1 の 41 の 4 の項、73 の 2 の項、78 の 3 の項及び 78 の 7 の項、別表第 2 の 5 の 25 の項、5 の 26 の項、5 の 31 の項及び 5 の 34 の項、別表第 3 の 7 の 16 の項及び 7 の 20 の項、別表第 4 の 4 の 25 の項、4

の 26 の項、4 の 31 の項及び 4 の 34 の項並びに別表第 5 の第 10 号の 6 及び第 10 号の 10

- ③-2 附則第 29 条による改正後の番号利用法整備法第 20 条第 7 項において引用する住民基本台帳法第 30 条の 14、番号利用法整備法第 20 条第 3 項において引用する住民基本台帳法第 30 の条の 10 第 1 項、番号利用法整備法第 5 項において引用する住民基本台帳法第 30 条の 11 第 1 項、番号利用法整備法第 20 条第 6 項において引用する住民基本台帳法第 30 条の 12 第 1 項、番号利用法整備法第 20 条第 8 項において引用する住民基本台帳法第 30 条の 13 第 1 項から第 3 項まで
- ④ 附則第 19 条及び附則第 29 条の施行（平成 28 年 1 月 1 日予定）前には施行済（同日施行）であり、それを考慮した改正規定を設けた。
- ⑤ 参照条文（第二分冊）139 頁～149 頁参照

【附則第 22 条から第 24 条まで関係】

(15)

- ① 番号利用法整備法第 27 条（組織的な犯罪の処罰及び犯罪の収益の規制等に関する法律（昭和 11 年法律第 136 号）別表に第 85 号を加える部分）
- ② 番号利用法の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日予定）
- ③ 附則第 22 条から第 24 条までにおいて改正される組織的な犯罪の処罰及び犯罪の収益の規制等に関する法律別表第 85 号
- ④ 附則第 22 条の施行（平成 28 年 1 月 1 日）、附則第 23 条の施行（平成 28 年 12 月 1 日予定）及び附則第 24 条の施行（平成 29 年 1 月 1 日予定）前には施行済であり、それを考慮した改正規定を設けた。
- ⑤ 参照条文（第二分冊）218 頁参照

【附則第 30 条関係】

(16)

- ① 地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）附則第 66 条第 2 号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 62 条第 1 項の改正部分）
- ② 平成 28 年 4 月 1 日
- ③ 第 4 条による改正後の番号利用法第 46 条第 1 項、第 5 条による改正後の番号利用法第 42 条第 1 項及び第 6 条による改正後の番号利用法第 43 条
- ④ 第 4 条の施行（平成 28 年 1 月 1 日予定）後の施行が確定し、今回の改正が地方自治法の一部を改正する法律附則第 66 条において引用している番号利用法第 62 条が第 46 条に条ずれが生じるため、附則第 30 条において地方自治法の一部を改正する法律附則第 66 条第 2 号の規定の整備を行っている。なお、第 5 条の施行（平成 28 年 12 月 1 日予定）前に施行するため、同条及び第 6 条による条ずれの対応は不要。

⑤参照条文（第二分冊）128 頁参照

【附則第 34 条から第 36 条まで関係】

(17)

- ①番号利用法整備法第 48 条（財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 4 条の改正規定）
- ②番号利用法の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日予定）
- ③附則第 34 条、第 35 条及び第 36 条において改正される財務省設置法第 4 条第 23 号
- ④附則第 34 条の施行（平成 28 年 1 月 1 日）前には施行済であり、それを考慮した改正規定を設けた。

なお、今国会に後から提出予定の内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案において財務省設置法第 4 条に第 2 項を追加する改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）が予定されており、附則第 35 条の施行（平成 28 年 12 月 1 日予定）及び附則第 36 条の施行（平成 29 年 1 月 1 日予定）よりも先の施行となるため、同法律案の附則に附則第 35 条及び第 36 条の改正規定を設けることとする。

⑤参照条文（第二分冊）245 頁参照

所得税法等の一部を改正する法律

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十八条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「並びに」を「及び」に、「及び第十六条」を「から第十六条の二まで」に、「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇三 (略)

四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ・ロ　（略）

ハ 第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の八」を「第九条の九」に改める部分に限る。）、（略）、第一百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第二十五項」を「第二十六項」に改める部分に限る。）に限る。）並びに第一百二十九条の規定

二～ト　（略）

五～七　（略）

八 第三条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定並びに附則第三十四条第四項及び第一百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定 平成三十年一月一日

九～十八　（略）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第一百二十七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」に、「若しくは第三十七条の十四第九項」を「、第三十七条の十四第九項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に、「所得税法」を「第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の二の三第十四項、所得税法」に改める。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律をここに公布する。

御名
御璽

平成十四年十一月十六日

内閣総理大臣 野田佳彦

法律第二百二号
年金生活者支援給付金の支給に関する法律

第一章 緯則(第二条)
第二章 老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金(第一条→第十四条)
第三章 障害年金生活者支援給付金(第十五条→第十九条)

- (滞納処分等実施規程の認可等)
第四十三条 機構は、滯納処分等の実施に関する規程（次項において「滯納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様として準用する。
- 2 国民年金法第百九条の七第二項及び第三項の規定は、滯納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。**
- 第四十四条** 機構は、第四十一条第一項第八号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 機構が第四十一条第一項第八号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七条（第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「日本年金機構の職員」とする。**
- (地方厚生労働大臣への権限の委任)**
- 第四十五条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生労働局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生労働局長に委任することができる。**
- 第四十六条** 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものと除く。）を行わせるものとする。
- 1 第二条第一項及び第二項、第七条（第十四条において準用する場合を含む。）並びに第十条の規定による老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給に係る事務（当該老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。）**
- 2 第五条及び第十二条の規定による認定に係る事務（第四十一条第一項第一号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。）**
- 3 第八条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）**
- 4 第九条第一項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による請求の内容の確認に係る事務**
- 5 第十五条第一項及び第二項並びに第十九条において準用する第七条の規定による障害年金生活者支援給付金の支給に係る事務（当該障害年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。）**
- 6 第十七条の規定による認定に係る事務（第四十一条第一項第二号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。）**
- 7 第十九条において準用する第八条の規定による障害年金生活者支援給付金の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）**
- 8 第十九条において準用する第九条第一項の規定による請求の内容の確認に係る事務**
- 9 第二十条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する第七条の規定による遺族年金生活者支援給付金の支給に係る事務（当該遺族年金生活者支援給付金の支給の認定を除く。）**
- 10 第二十二条の規定による認定に係る事務（第四十一条第一項第三号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。）**
- 11 第二十四条において準用する第八条の規定による遺族年金生活者支援給付金の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）**
- 12 第二十四条において準用する第九条第一項の規定による請求の内容の確認に係る事務**
- 13 第三十一条第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務（第四十一条第一項第四号から第六号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第三十一条において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第十六号に掲げる事務を除く。）**

- 十四 第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）**
- 十五 第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による滞金の徴収に係る事務（第四十一条第一項第四号から第六号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）**
- 十六 第四十一条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）**
- 十七 介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関する事務に係る情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）**
- 十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務（当該権限を行使する事務を除く。）**
- 十九 第四十一条第一項第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。**
- 二十 国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。**
- 二十一 第四十七条 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第二十五号）第七条第一項の規定にかかるらず、政令で定める場合における第三十一条第一項の規定による徴収金、年金生活者支援給付金の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるものの収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。**
- 二十二 第四十八条 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、年金生活者支援給付金の支給に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。**
- 二十三 第四十九条 この法律に規定するもののほか、年金生活者支援給付金の支給手続その他年金生活者支援給付金に關する必要な事項は、政令で定める。**
- (経過措置)**
- 二十四 第五十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。**
- (罰則)**
- 二十五 第五十二条 第三十五条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、十万円以下の過料に処する。**
- 二十六 施行期日**
- 第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。**
- 一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定**
- 二 附則第五条第一項の規定** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

(準備行為)

第一条 厚生労働大臣、市町村長及び機構は、施行日前においても、この法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

(検討)

第三条 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び国民年金法第二十七条规定する老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討が加えられ、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(財源の確保)

第四条 年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(年金生活者支援給付金の認定の請求等に関する経過措置)

第五条 施行日において年金生活者支援給付金の支給要件に該当すべき者（施行日において当該支給要件を満たすこととなる者を除く。）は、施行日前においても、施行日にその要件に該当することを条件として、当該年金生活者支援給付金について第五条第一項、第十二条第一項、第十七条第一項又は第二十二条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとった者が、この法律の施行の際当該手続に係る年金生活者支援給付金の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該年金生活者支援給付金の支給は、第六条第一項（第十四条、第十九条及び第二十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、施行日の属する月から始める。

3 次の各号に掲げる者が、施行日から起算して三ヶ月を経過する日までの間に第五条第一項、第十二条第一項、第十七条第一項又は第二十二条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する年金生活者支援給付金の支給は、第六条第一項（第十四条、第十九条及び第二十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 施行日において年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者（施行日において当該支給要件を満たすこととなつた者を除く。）施行日の属する月

二 施行日以後施行日から起算して二ヶ月を経過する日までの間に年金生活者支援給付金の支給要件を満たすこととなつた者（その者が当該認定の請求に係る年金生活者支援給付金の支給要件を満たすこととなつた日の属する月の翌月（老齢年金生活者支援給付金等の支給要件の特例）

第六条 第一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齢基礎年金」（とあるのは「老齢基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十五条第一項又は第二項の規定による老齢基礎年金を除く。）と「の受給権者」とあるのは「の受給権者（六十歳に達している者に限る。）」と「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

第七条 第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「他の法令」とあるのは、「その者（老齢年金生活者支援給付金等の額の計算の特例）

第八条 第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「他の法令」とあるのは、「その者の二十歳に達した日の属する月前（昭和六十年法律第三十四号）の二十歳に達した日の属する月以後の期間に係る同法第七条第一項第一号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る同法第五条第一項に規定する保険料納付済期間を除き、他の法令」とする。

第九条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）附則第十条第一項に規定する特定月の前月以前の期間に係る保険料免除期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含む。）を有する者に支給する老齢年金生活者支援給付金についての第三条の規定の適用については、同条第二号中「同法第十七条各号」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）附則第十条第一項各号」とする。

第十条 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、国民年金法附則第七条の三第二項の規定による届出が行われた場合その他の政令で定める場合における老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定は、当該政令で定める場合に該当するに至つた日の属する月の翌月から行う。

(老齢年金生活者支援給付金等の額の改定時期)

第十一条 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）その他の老齢を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものについては、当該政令で定める年金たる給付を老齢基礎年金とみなし、かつ、当該給付の受給権者を老齢基礎年金の受給権者とみなしして、この法律（第二章及び第四章を除く。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十二条 旧国民年金法による障害年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものについては、当該政令で定める年金たる給付を障害基礎年金とみなし、かつ、当該給付の受給権者を障害基礎年金の受給権者とみなして、この法律（第二章及び第四章を除く。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十三条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第一百一十八号。以下「旧国共済法」という。）による退職年金・地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百一十八号）第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号。以下「旧地共済法」という。）による退職年金又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私学共済法」という。）による退職年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものについては、当該政令で定める年金たる給付を老齢基礎年金とみなし、かつ、当該給付の受給権者（附則第十一条の政令で定める年金たる給付の受給権者を除く。）を老齢基礎年金の受給権者とみなして、この法律（第三章及び第四章を除く。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(旧国共済法による退職年金受給者等に係る経過措置)

第十四条 旧国共済法による障害年金、旧地共済法による障害年金又は旧私学共済法による障害年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものについては、当該政令で定める年金たる給付を障害基礎年金とみなし、かつ、当該給付の受給権者を障害基礎年金の受給権者とみなして、この法律（第二章及び第四章を除く。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十五条 前二条の規定による年金生活者支援給付金の支給に關する事務の一部は、政令で定めることにより、法律によつて組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第二十一条の改正の変遷（六段表）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第四十二条、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第百四十八条、生活保護法の一部を改正する法律案附則第十七条、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）附則第八条、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第六十四条による年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）附則第二十一条の改正の変遷）

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）（抄）

(百二号) (抄) (傍線の部分は番号利用法整備法第四十二条による改正部分)

綱掛けの部分は厚生年金保険法等一部改正法附則第百四十八条による改正部分

一部改正法案附則第十七条による改正部分

二重線の部分は難病医療法附則第八条による改正部分
破線の部分は医療介護推進法附則第六十四条による改正部分

五の項を九十六の項
とし、九十四の項の
次に次のように加え
る。

五の項を九十六の項
とし、九十四の項の
次に次のように加え
る。

四の項の次に次のよう
に加える。

**四の項の次に次のよ
うに加える。**

年金生活者支
援給付金の支
給に関する法
律（平成二十
四年法律第百
二号）による
年金生活者支
援給付金の支
給に関する事
務であつて主
務省令で定め
るもの

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十一年法律第二百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定め

年金生活者支
援給付金の支
給に関する法
律（平成二十
四年法律第百
二号）による
年金生活者支
援給付金の支
給に関する事
務であつて主
務省令で定め
るもの

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十一年法律第二百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定め

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定め

別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十九の項を百二十の項とし、百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし

別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「特定障害者」に改め、「による特別障害給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に次のように

別表第二中百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十
六の項の次に次のよ
うに加える。

別表第二に次のよ
うに加える。

別表第二に次のよ
うに加える。

、百十六の項の次に
次のように加える。

臣大勵労生厚 七十百
のる定令務てあ務る関給の付援者生年よ律る関給の付援者生年
もめで省主つで事すに支金給支活金るに法すに支金給支活金

長村町市

もめで省主つで情関付險護は報係票住報係税地方
のる定令務てあ報係等給保介又情関民、情関

、百十六の項の次に
次のように加える。

臣大勵労生厚 七十百
のる定令務てあ務る関給の付援者生年よ律る関給の付援者生年
もめで省主つで事すに支金給支活金るに法すに支金給支活金

長村町市

のる定令務てあ報係付險護は報係票住報係税地方
もめで省主つで情関給保介又情関民、情関

加
え
る。

臣大勵労生厚 七十百
のる定令務てあ務る関給の付援者生年よ律る関給の付援者生年
もめで省主つで事すに支金給支活金るに法すに支金給支活金

長村町市

のる定令務てあ報係付險護は報係票住報係税地方
もめで省主つで情関給保介又情関民、情関

、百十六の項の次に
次のように加える。

臣大勵労生厚 七十百
のる定令務てあ務る関給の付援者生年よ律る関給の付援者生年
もめで省主つで事すに支金給支活金るに法すに支金給支活金

長村町市

のる定令務てあ報係付險護は報係票住報係税地方
もめで省主つで情関給保介又情関民、情關

、百十六の項の次に
次のように加える。

臣大勵労生厚 七十百
のる定令務てあ務る関給の付援者生年よ律る関給の付援者生年
もめで省主つで事すに支金給支活金るに法すに支金給支活金

長村町市

のる定令務てあ報係付險護は報係票住報係税地方
もめで省主つで情關給保介又情關民、情關

、百十六の項の次に
次のように加える。

臣大勵労生厚 八十百
のる定令務てあ務る関給の付援者生年よ律る関給の付援者生年
もめで省主つで事すに支金給支活金るに法すに支金給支活金

長村町市

のる定令務てあ報係付險護は報係票住報係税地方
もめで省主つで情關給保介又情關民、情關

1. 第一条から第七条までを分けて改正を行う理由

1. 第一条及び第二条について

本則の第一条改正（附則第1条第2号施行：平成28年1月1日）においては、例えば、現行の個人情報保護法の第56条（罰則）が第74条に移動し、適用対象は現行第34条第2項又は第3項であるが、本則の第二条改正（附則第1条柱書き施行：平成28年12月1日予定）においては第74条が第85条に移動することとなり、適用対象は第43条第2項又は第3項の規定となる。

仮に、第一条及び第二条を、段階を分けて改正することなく一括で改正することとし、第34条が第43条へ移動する改正規定とした場合に、附則第1条第2号施行と、附則第1条柱書き施行の間における罰則の適用対象が不明確となり、適当でない。

2. 第二条及び第三条について

本則の第二条改正（附則第1条柱書き施行：平成28年12月1日予定）において、第52条（所掌事務）第2号を同条第4号とし、同条を第62条としている。本則の第三条改正は、第六条改正（附則第1条第5号の施行（平成29年1月1日予定））により番号利用法第26条の条番号が移動することに伴い、当該条番号を引用する第62条第4号（委員会の所掌事務）を改正するものである。

仮に、第二条と第三条を、段階を分けて改正することなく一括して改正することとした場合、第三条により行おうとしている改正の対象は、第52条第2号と表現されることとなるが、附則第1条第5号の施行時点においては、別の第52条（対象事業者）が存在していることとなり、有効に番号利用法の条番号を移動させる改正規定が機能しないおそれがあるため、適当ではない。

3. 第四条及び第五条について

本則の第四条改正（附則第1条第2号施行：平成28年1月1日）においては、番号利用法第51条（委員会による勧告命令）が第37条に移動することとなる。次に、第五条改正（附則第1条柱書き施行：平成28年12月1日予定）において、その第37条が第33条に移動することとなる。当該規定を引用する罰則規定（第四条改正後は第56条、第五条改正後は第52条）は、第四条改正後においては第37条違反であり、第五条改正後においては第33条違反となるものである。

仮に、第四条及び第五条を段階を分けて改正することなく、一括して改正することとし、第51条を第33条へ移動する改正規定とした場合に、附則第1条第2号施行と、附則第1条柱書き施行の間における罰則の適用対象が不明確となり、適当ではない。

4. 第五条及び第六条について

今般の番号利用法の改正は本則の第五条改正（附則第1条柱書き施行：平成28年12月1日予定）においては、第37条（委員会による勧告命令）が第33条に移動することとなる。次に、第六条改正（附則第1条第5号施行：平成29年1月1日予定）において、その第33条が第34条に移動することとなる。当該規定を引用する罰則規定（第五条改正後は第52条、第六条改正後は第53条）は、第五条改正後においては第33条違反であり、第六条改正後においては第34条違反となるものである。

仮に、第五条及び第六条を段階を分けて改正することなく、一括して改正することとし、第37条を第34条へ移動する改正規定とした場合に、附則第1条柱書き施行と、附則第1条第5号施行の間における罰則の適用対象が不明確となり、適当ではない。

5. 第六条及び第七条について

第六条改正（附則第1条第5号施行：平成29年1月1日予定）において、第19条第8号を第9号に繰り下げ、そこに第8号を加えることとしている。次に第七条改正（附則第1条第6号施行：平成30年1月1日予定）において、その繰り下げられた第19条第9号において国税通則法の法律番号を削る改正を行う。

仮に、第六条と第七条を段階を分けて改正することなく、一括して改正することとした場合、第七条により行おうとしている改正の対象は、第19条第8号と表現されることとなるが、附則第1条第6号施行時点においては、すでに第19条第8号として別の規定が存在していることとなり、有効に国税通則法の法律番号を削る改正規定が機能しないおそれがあるため、適当ではない。

3. 番号利用法改正の項目ごとの理由について(一覧表)

該当箇所	制定当初に規定されなかつた理由	番号法制定後の事情の変化
【第6条改正関係】 新19条8号、新26条、新50条	第9条第2項に基づき条例を定め、地方公共団体において個人番号を独自利用する場合に、他の情報保有機関から、当該利用事務の処理に必要な特定個人情報の提供を受けた場合には、制定当初は、第19条第14号により可能とすることとしたところ。	特定個人情報保護委員会において検討を進める中で、セキュリティの確保とともに、迅速かつ効率的な情報連携を実現するために、情報提供ネットワークシステムを利用した場合に限り、独自利用事務に関する情報連携を認めることとされたたどころ(平成26年10月7日特定個人情報保護委員会決定)。一方で、委員会規則で実現しようとした場合には、情報連携に関する秘密保持義務及びこれに反した場合の罰則が適用されないと等の課題が明らかとなつているところ。
【第6条改正関係】 ・別表1の2、4、22、28、30、39、59 ・別表2の16の2	社会保障・税一体改革においては、番号制度の主な目的を、公正な給付と負担の確保としていたため、医療保険分野では、番号利用の対象事務を医療保険の保険給付・保険料の徴収に限つたもの。	『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)の改定工程表において、医療・介護・情報連携の管理・運営について、「2014年秋までに、マイナンバーの利用範囲の拡大について検討を行う」とされていることを踏まえ、厚生労働省の医療分野等番号制度研究会において検討が進められ、以下の2点について、番号制度導入に併せて番号利用すべきとの意見が取りまとめられた(平成26年12月10日)。 ・医療保険者(市町村国民健康保険、健康保険組合、共済組合等) ・健事業者(メタボ検診等) ・地方自治体が保有する予防接種の接種履歴を自治体間で情報連携
【第6条改正関係】 ・別表1の6の2、92	社会保障・税一体改革においては、番号制度の主な目的を、公正な給付と負担の確保としていたため、労働分野では、番号利用の対象事務を労働保険の保険給付・保険料の徴収に限つたもの。	『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)において、『ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化などにより、「雇用のマッチング」と成長産業へのシフト』を促進し、働く意欲を持つ人々の就労を支援することとされ、個人番号を利用したハローワークシステムのコスト削減と、機能強化が求められているところ。
【第6、7条改正関係】 ・第19条第1号、別表1の55の2、56の2	政府が国民の資産をどこまで把握するかは、それに伴う国民の負担等も勘案した上で、国民の理解を得る必要があり、制定当初においては、番号利用事務としてはいたなかったもの。	政府税調マイナンバー・税務ディスクッショングループ論点整理(平成26年4月)において「預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべく」とされたこと等を踏まえ、『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)の改革工程表において、預金府番について「2014年秋までに、マイナンバーの利用範囲の拡大について検討を行う」とされたところ。
【第6条改正関係】 ・別表1の61の2 ・別表2の85の2	特定優良賃貸住宅(中所得者向けの住宅)の管理に関する事務についてには、公営住宅に比べてその戸数も少なく、個人番号の利用による効果は限定的と考えられたことから、制定当初は、個人番号利用事務とはしていなかつたところ。	特定優良賃貸住宅の管理に関する事務についても公営住宅の管理に関する事務と一体として行っており、個人番号及び特定個人情報に係る番号利用法による各種規制から、これらの事務がむしろ非効率となるため、特定優良賃貸住宅についても公営住宅と同様に利用事務とするよう、平成26年7月に九州地方知事会から、また、同年9月には全国知事会・全国市長会・全国町村会などから要望がなされているところ。

<p>・障害保健福祉政策の抜本的見直しを行ったところ、各種給付の自己負担額が高額となった場合に基準額を超える部分について還付される制度の詳細や、負担能力を勘案した自己負担額の算定基準など、見直し後は未決定だったもの。</p> <p>【第6条改正関係】 ・別表2の8、10、11、12、14、15、20、21、26、53、68、87、108</p>	<p>・障害者手帳に限り障害の有無を確認している例もしくはないものであります。障害者又は障害児であることの確認事務の効率化を図る観点からも、情報連携の対象とするとするべきであると、平成26年6月から10月にかけて、横浜市、相模原市などから要望がなされているところ。(別表2の10、20、53、108)</p> <p>186回通常国会において成立した改正児童福祉法、難病の患者に対する医療法の附則において番号法の改正を行っているところ、これらの法律のうち政省令へ委任されている制度の詳細については、未決定だったもの。</p>	<p>・自己負担額を合算する給付の種類や、負担能力を勘案する基準など、障害保健福祉政策の抜本的見直しを行う関係整備法の施行(平成25年4月1日)後の制度の見直しの詳細が決定したこと踏まえ、必要な情報の連携について追加を行うもの。</p> <p>・障害者手帳による観点からも、情報連携の対象とするとするべきであると、平成26年6月から10月にかけて、横浜市、相模原市などから要望がなされているところ。(別表2の10、20、53、108)</p> <p>改正児童福祉法(平成27年1月1日施行)、難病医療法(同日施行)に基づく政省令が平成26年11月に公布され、情報連携について追加するもの。</p> <p>児童が保護者と別居している場合には、保護者の居住地における市町村長が支給主体となるため、児童に係る住民基本台帳の確認ができるが、児童の住民票の添付が必要となるが、单身赴任等により保護者と児童が別居している例も多くあり、住民の状況によって添付文書を求める場合と不要となる場合が生じることには、住民サービスの観点からは適当ではないことから、住民票関係情報についても情報連携の対象とするよう、別表第二にに関する主務省令に対するパブリックコメント(平成26年10月30日～11月12日実施)に対する意見などにより、地方公共団体から要望がなされているところ。</p>
<p>・障害保健福祉政策の抜本的見直しを行ったところ、各種給付の自己負担額が高額となつた場合に基準額を超える部分について還付される制度の詳細や、負担能力を勘案した自己負担額の算定基準など、見直し後は未決定だったため、制定当初からの番号法別表への反映が困難だつたもの。</p> <p>【第6条改正関係】 ・別表2の8、10、11、12、14、15、20、21、26、53、68、87、108</p>	<p>・障害者手帳(障害者手帳に限る)に関する情報については、全ての障害者が障害者手帳を有しているわけではありません(取得を得を望まない障害児の両親なども存在する)ことから、障害児通所給付等の支給にあたって、障害の有無の確認については、障害者手帳のみではなく他の方法も含めて行って行っていたもの。(別表2の10、20、53、108)</p>	<p>186回通常国会において成立した改正児童福祉法、難病の患者に対する医療法の附則において番号法の改正を行っているところ、これらの法律のうち政省令へ委任されている制度の詳細については、未決定だったもの。</p>
<p>・障害保健福祉政策の抜本的見直しを行ったところ、各種給付の自己負担額が高額となつた場合に基準額を超える部分について還付される制度の詳細や、負担能力を勘案した自己負担額の算定基準など、見直し後は未決定だったため、制定当初からの番号法別表への反映が困難だつたもの。</p> <p>【第6条改正関係】 ・別表2の8、10、11、12、14、15、20、21、26、53、68、87、108</p>	<p>・自己負担額を合算する給付の種類や、負担能力を勘案する基準など、障害保健福祉政策の抜本的見直しを行う関係整備法の施行(平成25年4月1日)後の制度の見直しの詳細が決定したこと踏まえ、必要な情報の連携について追加を行うもの。</p> <p>・障害者手帳に限り障害の有無を確認している例もしくはないものであります。障害者又は障害児であることの確認事務の効率化を図る観点からも、情報連携の対象とするとするべきであると、平成26年6月から10月にかけて、横浜市、相模原市などから要望がなされているところ。(別表2の10、20、53、108)</p> <p>改正児童福祉法(平成27年1月1日施行)、難病医療法(同日施行)に基づく政省令が平成26年11月に公布され、情報連携について追加するもの。</p> <p>児童が保護者と別居している場合には、保護者の居住地における市町村長が支給主体となるため、児童に係る住民基本台帳の確認ができるが、児童の住民票の添付が必要となるが、单身赴任等により保護者と児童が別居している例多くあり、住民の状況によって添付文書を求める場合と不要となる場合が生じることには、住民サービスの観点からは適当ではないことから、住民票関係情報についても情報連携の対象とするよう、別表第二にに関する主務省令に対するパブリックコメント(平成26年10月30日～11月12日実施)に対する意見などにより、地方公共団体から要望がなされているところ。</p>	<p>児童手当の支給については、子との続柄を確認する必要があるものの、住民基本台帳を備える市町村が支給主体となつているため、住民票関係情報の連携についても想定していたもの。</p>

4. 番号利用法原始附則第一条各号の改正の要否について

今般の番号利用法改正において、条ズレが生じる改正は、第四条、第五条及び第六条による改正である。

まず、第四条改正による影響を検討すれば、同条は平成28年1月1日からの施行としている。番号利用法附則第1条各号において平成28年1月1日より以後の施行期日を規定しているのは、第4号及び第5号である。このうち、第四条改正による条ズレは、現行番号利用法第36条以降であり、同条以降を引用しているのは、第4号のみである。一方で、第4号の施行期日は、政府として平成28年1月1日とすることとしており、第四条の施行期日と同日であるため、改正は不要と考えられる。

次に、第五条改正による影響を検討すれば、同条の施行は、改正法の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日からの施行（附則第1条柱書）とし、平成28年12月1日を予定している。平成28年12月1日以後の施行期日を規定しているのは番号利用法附則第1条第5号のみであるが、第五条改正による条ズレは、現行番号利用法第32条以降以降であり、同法附則第1条第5号においては、第32条以降を引用していないため、改正は不要と考えられる。

次に、第六条改正による影響を検討すれば、同条の施行は、番号利用法附則第1条第5号の施行の日とされており、政府として平成29年1月1日を予定している。平成29年1月1日以後の施行期日を規定しているのは番号利用法附則第1条第5号のみである。また、第六条改正による条ズレは、現行番号利用法第26条以降であり、番号利用法附則第1条第5号において引用しているものの、同日に施行されることから、同号の改正は不要と考えられる。

5. 住民基本台帳法の改正を附則で措置することについて（附則第19条関係）

今般、番号利用法の一部改正により、同法第9条第2項の規定に基づく条例により個人番号の独自利用をする事務において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となるところ、当該情報連携が適正に行われ、行政事務が適正かつ効率的に運営されるためには、正確な個人情報が提供される必要がある。したがって、独自利用事務を行う地方公共団体においては、個人番号と個人情報を誤りなく紐付け、管理する必要があり、正確な個人番号の取得が求められる。

この点、現行の住民基本台帳法においては、条例で定める事務について、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が保有する本人確認情報（個人番号、氏名、性別、住所、生年月日）の提供を受けることができる規定はなく、住民基本台帳法第30条の13又は第30条の14の規定により、都道府県又は市町村が保有する本人確認情報を、当該都道府県又は市町村が条例を制定することにより提供が可能とされている。したがって、特定の地方公共団体の独自利用事務のために、本人確認情報の提供が想定されるおよそすべての地方公共団体に対して、条例を制定してもらう必要があるところ、このような運用は事実上不可能であり、また、地方公共団体に過度な負担を課し、個人番号の独自利用の阻害要因となりかねないことから、今般の番号利用法改正に伴い、独自利用事務を行う地方公共団体が当該事務において、機構から本人確認情報の提供を受けることができることとするものである。

また、番号利用法別表の改正に伴う住民基本台帳法別表の改正も予定されているところ、上記改正と併せて、番号利用法の改正に伴うものとして当該一部改正法の附則において措置することが適当と考えられる。

（参照条文）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

（利用範囲）

第九条（略）

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5（略）

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて 条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき

は、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用する場合に限り、提供するものとする。

- 2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用する場合に限り、提供するものとする。
- 3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用する場合に限り、提供するものとする。

（市町村の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用する場合に限り、提供するものとする。

6. 番号利用法整備法の改正について（附則第29条関係）

1. 番号利用法整備法に規定する経過措置の概要

住民基本台帳法別表事務や条例事務においては、番号制度開始後は住民票コードではなく個人番号を提供することとされているが、番号制度開始前から住民票コードの提供を受けていた場合については、システム上の対応等のため、番号制度開始後も住民票コードの提供を受けることができるよう、必要な読替えを行う経過措置※が規定されている。（経過措置の対象条項：住基法第30条の9から第30条の15まで（本人確認情報の提供の規定）、第30条の37（住民票コードの告知要求制限）、第30条の38（住民票コードの利用制限等））

※ 番号利用法整備法第20条は、第三号施行日（平成28年1月予定）から第四号施行日（平成29年1月予定）までの間を、同法第22条は平成29年1月以降当分の間を対象とした経過措置である。

2. 経過措置の内容の詳細と改正方針について

今回の住基法の改正は、番号利用法整備法第20条や同法第22条による読替えにおける読替元の条文を改正するものであることから、必要な規定の整備を行う必要がある。

①今回法第30条の10から第30条の12までに新設する規定に係る部分
当該新設する条項について、住民票コードの提供は想定されないため、当該条項のうち「機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」は「機構保存本人確認情報（第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」と読替えるよう改正

②法第30条の13や法第30条の14

今回の法改正後は個人番号を提供することが想定されないことから、各々「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）」を「都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。以下この条において同じ。）」と、「本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。）」を「本人確認情報（個人番号を除く。）」と読替えるよう改正

③略称を法令名に改める

今回の法改正に係る部分については、「本改正法案の改正内容までを踏まえた」当該規定の適用に係る経過措置であることがわかるよう略称を法令名に改めるもの）。

※ 同様のルールに従い、略称を法令名に改正した例として、地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第328号）附則第9条が挙げられる。

(参照条文)

○地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形
成事業に関する政令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百二十八号)附則
(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第九条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を
次のように改正する。

附則第二十七条中「並びに附則第三十条の二第一項」を「並びに地方公務員等共済組合法
施行令附則第三十条の二」に、「新地共済令附則第三十条の二第一項」を「地方公務員等
共済組合法施行令附則第三十条の二」に改める。

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則

(老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用)

第二十七条 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、第九条の規定による改
正後の地方公務員等共済組合法施行令(以下「新地共済令」という。)第二十八条第一項及
び第五項 並びに附則第三十条の二第一項 の規定を適用する場合においては、新地共済令
第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該事業年度における老人保
健拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八
条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の
老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金をいう。以下同じ。)、」と、
同条第五項及び 新地共済令附則第三十条の二第一項 中「前期高齢者納付金等」とあるの
は「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。

(参考：番号利用法整備法第20条の概要と改正方針(同法第22条についても同様))

	経過措置の概要	経過措置の改正方針
第3項	法別表第一の上欄に掲げる国の機関 又は法人から法第30条の9に規定 する求めがあった場合における、法第 30条の9、第30条の38第1項の 読み替え	「第三号新住民基本台帳法」との略 称の改正のみ
第4項	法別表第二の上欄に掲げる市町村長 その他の執行機関から法第30条の 10第1項第1号に規定する求めが あった場合における、法第30条の1 0第1項、第30条の37第1項、第 30条の38第1項の読み替え	「機構保存本人確認情報(第一号又 は第二号に掲げる場合にあつては、 住民票コードを除く。)」を「機構保 存本人確認情報(第二号に掲げる場 合にあつては、住民票コードを除 く。)」と読み替えよう改正する
第5項	法別表第三の上欄に掲げる都道府県 知事その他の執行機関から法第30 条の11第1項第1号に規定する求 めがあった場合における、法第30条 の11第1項、第30条の37第2 項、第30条の38第1項の読み替え	「機構保存本人確認情報(第一号又 は第二号に掲げる場合にあつては、 住民票コードを除く。)」を「機構保 存本人確認情報(第二号に掲げる場 合にあつては、住民票コードを除 く。)」と読み替えよう改正する
第6項	法別表第四の上欄に掲げる市町村長 その他の執行機関から法第30条の 12第1項第1号に規定する求めが あった場合における、法第30条の1 2第1項、第30条の37第1項、第 30条の38第1項の読み替え	「機構保存本人確認情報(第一号又 は第二号に掲げる場合にあつては、 住民票コードを除く。)」を「機構保 存本人確認情報(第二号に掲げる場 合にあつては、住民票コードを除 く。)」と読み替えよう改正する
第7項	法第30条の14に規定する他の市	「本人確認情報(住民票コード及び

	町村の市町村長その他の執行機関であって条例で定めるものから法第30条の14に規定する求めがあった場合における、法第30条の14、第30条の37第1項、第30条の38第1項の読み替え	個人番号を除く。)」を「本人確認情報(個人番号を除く。)」と読み替えよう改正する
第8項	法第30条の13第1項から第3項までに規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関、他の都道府県知事その他の執行機関、他の当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であって条例で定めるもの、又は法第30条の15第2項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから、これらの規定に規定する求めがあった場合における、法第30条の13第1項から第3項まで、第30条の15第1項、第30条の37第1項、第30条の38第1項の読み替え	「都道府県知事保存本人確認情報(住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。)」を「都道府県知事保存本人確認情報(個人番号を除く。以下この条において同じ。)」と読み替えよう改正する
第9項	第30条の15第1項、第30条の37第2項の読み替え	(今回の改正の対象外)

※第1項及び第2項は住民基本台帳カード関係の経過措置のため、今回の改正の対象外。

※いずれも番号利用法整備法による改正前の別表事務や条例事務について本人確認情報の提供の求めがあった場合を指す。

8. 口座開設時に個人番号を預金者から取得する際の金融機関の対応について

口座開設時に預金者による個人番号の告知については、特定個人情報の提供に該当するため、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合には認められこととなる。

この点、金融機関は、今般の改正により番号利用法別表第一に追加される預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務について、預金保険法第55条の2第2項及び第3項に基づき、預金保険機構から資料の提出を求められた場合には特定個人情報を提供しなければならることとされており、個人番号関係事務実施者として位置づけられこととなる。

また、今般の国税通則法の改正により、金融機関は、預金者の情報を個人番号を利用して管理することが義務づけられ、同様に個人番号関係事務実施者と位置づけられこととなる。

したがって、預金者による個人番号の告知は、本人から個人番号関係事務実施者への特定個人情報の提供に該当するものであり、番号利用法第19条第3号が適用され、適法な提供となる。

また、金融機関が預金者の個人番号の告知を受ける際には、個人情報の保護に関する法律第18条第2項が適用されるため、金融機関は本人に対し、その利用目的を明示しなければならないこととなる。なお、「明示」とは、利用目的を本人が明確に認識できるように示すことが求められるものと解されている。

口座開設時に個人番号を預金者から取得する際の金融機関の対応については、円滑に個人番号の取得を進める観点から、安心して金融機関に個人番号の告知ができるよう、内閣官房が窓口となって関係する業界団体等（全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、全国共済漁業組合連合会）との連携体制を構築しているほか、政府内においても関係府省（内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚労省、農林水産省）課長級の連絡会議を設置して連携しており、政府と業界団体等が連携、協力して取り組む体制ができている。

これまでに、金融機関の窓口に制度を正しく理解してもらうための広報について、政府と関係団体等が連携、協力して取り組むことで一致しており、具体的には、金融機関の対応にばらつきがないよう金融機関の対応指針となるガイドラインを協力して作成することとしているほか、金融機関の窓口設置用に個人番号の提供を求める意義や利用目的を記載した預金者向けリーフレットや個人番号の告知を呼びかけるポスターを連名で作製することを検討している。

さらに、口座開設契約時等の番号の告知を求める際、個人情報保護法第18条第2項に基づき、預金保険法又は国税通則法に基づく個人番号関係事務において特定個人情報を利用することをこうしたリーフレットの配布やポスター掲示のほか、利用目的を記載した書面交付、各金融機関のインターネットホームページの画面で明示することについて、個人情報保護法に規定する認定個人情報保護団体として金融庁の認可を受けた全国銀行個人情報保護協議会が作成している個人情報保護指針に加え、今般新たに作成する預貯金付番への対応ガイドラインにおいて示すこととしている。

これにより、預金者に対して個人番号関係事務実施者たる金融機関に対して個人番号を告知するということが明らかとなり、番号利用法違反ではないかという懸念が払拭され、個人番号を提供して良いのか分からぬためにこれを提供しないということが解消されるものと考えられる。

(参照条文)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一・二 （略）

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四～十四 （略）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必

要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

9. 預保法の金融機関と国税通則法の金融機関の範囲の違いについて

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第二項により預金保険機構が預金等に係る債権の額の把握に関する事務において預金者等の個人番号を含む資料の提供を求めることが可能となることとなり、同条第四項により当該資料の提出に必要な預金等に関するデータベース及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならないとされている「金融機関」は、預金保険法第二条第一項に規定する「金融機関」の定義により、同条同項「各号に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）」とされている。

一方、改正国税通則法第七十四条の十三の二により預貯金者等情報を個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない「金融機関等」は、「預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合」とされていることから、改正国税通則法第七十四条の十三の二の適用対象となる「金融機関等」には、預金保険法第五十五条の二第二項の適用対象となる「金融機関」には含まれない「日本国外に本店を有する外国銀行等の日本国内の支店」が含まれることとなる。

改正国税通則法において預金保険法の「金融機関等」の定義を引用せず、国税通則法の中で預貯金者等情報を個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない「金融機関等」を新たに定義するとの考え方もありうるが、「預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合」のように他方を引用することにより、より簡潔明瞭に定義することができることから、同様に預金保険法を引用して「金融機関等」を定義している租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の五の二第二項第一号の例にならうこととした。

金融機関が預金保険法及び国税通則法に基づく個人番号の告知の求めに対して、預金者に告知義務までを課すものではないため、預金者が告知の求めに応じない場合が想定される。その際、預金口座の生活インフラとしての重要性や現状の取引慣行を踏まえた銀行業務の公共性（銀行法一条）に鑑みれば、銀行の預金取引について契約自由は制限され、銀行は顧客からの預金取引の中込みに対し、正当な理由がない限り承諾すべき義務があると解することができることから、口座開設を拒否することには、合理的かつ相当の理由が必要と考えられる。

そのため、預金保険法及び国税通則法に基づく個人番号の告知の求めを行うこととなる預金保険対象商品を取り扱う日本国内に本店を有する金融機関において、告知の求めに応じない預金者の口座開設（預金契約締結）を拒否することについては、口座開設により直ちに当該口座が預金保険法に基づく預金保険の対象となり、預金者に直接的な告知の利益が生じることを考慮すると、口座開設

を認めない正当な理由があるとして認められる余地があると考えられる。

他方、国税通則法に基づく告知の求めしかできない海外金融機関の日本国内の支店において、告知の求めに応じない預金者の口座開設（預金契約締結）を拒否することについては、預金契約と国税通則法での利用との関係で預金者に直接の利益は発生せず、また、預金者本人が税務調査の対象となって番号が利用される蓋然性が必ずしも高いとは限らないことなどから、口座開設を認めない正当な理由があるとして認められる余地があるとまでは言えないものと考えられる。

（参考）

○大阪高判平成 10・12・19

「銀行業務の公共性（銀行法1条）に鑑みれば、銀行の預金取引については契約自由は制限され、銀行は顧客からの預金取引の申込みに対し、正当な理由がない限り承諾すべき義務があると解することができるが、進んで、その義務が個々の顧客に対する直接の民事上の義務であるとまで認められるか、それとも公法上の義務にとどまるかは、なお検討を要するところであり、銀行が右義務に違反して顧客からの預金取引の申込みを不当に拒絶した場合にも、不法行為責任等を生ずることはともかく、契約の成立までは認められないと解することができるが、この点の判断はひとまずおく。」

（参照条文）

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）
- 三 信用金庫
- 四 信用協同組合
- 五 労働金庫
- 六 信用金庫連合会
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）
- 八 労働金庫連合会
- 九 株式会社商工組合中央金庫

○国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

（預貯金者等情報の管理）※今般の改正による改正後の規定

第七十四条の十三の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号（定義）に掲げる者）及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五

十三号) 第二条第一項(定義)に規定する農水産業協同組合をいう。)は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報(預貯金者等(預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。)の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所その他預貯金等(預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。)を当該預貯金者等の番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。第百二十四条第一項(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)において同じ。)により検索することができる状態で管理しなければならない。

○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)

(中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)

第六十七条の五の二

2

一 金融機関等 預金保険法第二条第一項各号に掲げる金融機関(同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行を除く。)その他政令で定めるものをいう。

○銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

(目的)

第一条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 (略)